

新旧対照表

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		有無	改定理由
項目	頁	項目	頁		
設計業務等共通仕様書		設計業務等共通仕様書		無	
鹿児島県土木部		鹿児島県土木部		無	
平成29年3月		令和4年4月		有	表記修正
目次		目次		無	
第1編 共通編		第1編 共通編	1	無	
第1章 総則	1	第1章 総則	1	無	
		第1101条 適用	1	有	目次へ表記
		第1102条 用語の定義	1	有	目次へ表記
		第1103条 発注者の責務	3	有	目次へ表記
		第1104条 業務の着手	3	有	目次へ表記
		第1105条 設計図書を支給及び点検	3	有	目次へ表記
		第1106条 調査職員	3	有	目次へ表記
		第1107条 管理技術者	3	有	目次へ表記
		第1108条 照査技術者及び照査の実施	4	有	目次へ表記
		第1109条 担当技術者	5	有	目次へ表記
		第1110条 提出書類	5	有	目次へ表記
		第1111条 打合せ等	5	有	目次へ表記
		第1112条 業務計画書	6	有	目次へ表記
		第1113条 資料の貸与及び返却	6	有	目次へ表記
		第1114条 関係官公庁への手続き等	6	有	目次へ表記
		第1115条 地元関係者との交渉等	6	有	目次へ表記
		第1116条 土地への立ち入り等	7	有	目次へ表記
		第1117条 成果物の提出	7	有	目次へ表記
		第1118条 関連法令及び条例の遵守	7	有	目次へ表記
		第1119条 検査	8	有	目次へ表記
		第1120条 修補	8	有	目次へ表記
		第1121条 条件変更等	8	有	目次へ表記
		第1122条 契約変更	8	有	目次へ表記
		第1123条 履行期間の変更	8	有	目次へ表記
		第1124条 一時中止	9	有	目次へ表記
		第1125条 発注者の賠償責任	9	有	目次へ表記
		第1126条 受注者の賠償責任等	9	有	目次へ表記
		第1127条 部分使用	9	有	目次へ表記
		第1128条 再委託	9	有	目次へ表記
		第1129条 成果物の使用等	10	有	目次へ表記
		第1130条 守秘義務	10	有	目次へ表記
		第1131条 個人情報の取扱い	10	有	目次へ表記
		第1132条 安全等の確保	12	有	目次へ表記
		第1133条 臨機の措置	12	有	目次へ表記
		第1134条 履行報告	12	有	目次へ表記
		第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	12	有	目次へ表記
		第1136条 行政情報流出防止対策の強化	13	有	目次へ表記
		第1137条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	14	有	目次へ表記
		第1138条 保険加入の義務	14	有	目次へ表記

新旧対照表

現行(平成29年版) 項目	頁	改定案(令和4年版)	
		項目	頁 有無 改定理由
第2章 設計業務等一般	13	第1139条 新技術の活用について	14 有 目次へ表記
		第2章 設計業務等一般	15 無
		第1201条 使用する技術基準等	15 有 目次へ表記
		第1202条 現地踏査	15 有 目次へ表記
		第1203条 設計業務等の種類	15 有 目次へ表記
		第1204条 調査業務の内容	15 有 目次へ表記
		第1205条 計画業務の内容	15 有 目次へ表記
		第1206条 設計業務の内容	15 有 目次へ表記
		第1207条 調査業務の条件	16 有 目次へ表記
		第1208条 計画業務の条件	16 有 目次へ表記
		第1209条 設計業務の条件	16 有 目次へ表記
		第1210条 調査業務及び計画業務の成果	17 有 目次へ表記
		第1211条 設計業務の成果	17 有 目次へ表記
		第1212条 環境配慮の条件	18 有 目次へ表記
		第1213条 維持管理への配慮	18 有 目次へ表記
		第3章 その他	19 有 新規(県独自)
		第1301条 国土調査の基準点等測量標識灯の図示	19 有 新規(県独自)
		第1302条 電子納品	19 有 新規(県独自)
		第1303条 占有者との協議	19 有 新規(県独自)
		第1304条 「三者技術調整会」の開催	19 有 新規(県独自)
		第1305条 設計業務等における再委託について	19 有 新規(県独自)
第1306条 遠隔臨場の試行	19 有 新規(県独自)		
(参考)主要技術基準及び参考図書	20 有 目次へ表記		
第2編 河川編		第2編 河川編	1 無
第1章 河川環境調査		第1章 河川環境調査	1 無
第1節 河川環境調査の種類	28	第1節 河川環境調査の種類	1 無
第2節 環境影響評価	28	第2101条 河川環境調査の種類	1 有 目次へ表記
		第2節 環境影響評価	1 無
		第2102条 環境影響評価の区分	1 有 目次へ表記
		第2103条 計画段階配慮書(案)の作成	1 有 目次へ表記
		第2104条 方法書(案)の作成	2 有 目次へ表記
		第2105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	3 有 目次へ表記
		第2106条 調査	4 有 目次へ表記
		第2107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	4 有 目次へ表記
		第2108条 準備書(案)の作成	5 有 目次へ表記
		第2109条 評価書(案)の作成	5 有 目次へ表記
		第2110条 評価書の補正等	6 有 目次へ表記
第3節 河川水辺環境調査	32	第3節 河川水辺環境調査	6 無
		第2111条 河川水辺環境調査の区分	7 有 目次へ表記
		第2112条 魚類調査	7 有 目次へ表記
		第2113条 底生動物調査	8 有 目次へ表記
		第2114条 植物調査	8 有 目次へ表記
		第2115条 鳥類調査	8 有 目次へ表記
		第2116条 両生類爬虫類哺乳類調査	9 有 目次へ表記

新旧対照表

現行(平成29年版) 項目	頁	改定案(令和4年版) 項目	頁	有無	改定理由
		第2117条 陸上昆虫類等調査	9	有	目次へ表記
		第2118条 河川環境基図作成調査	10	有	目次へ表記
		第2119条 河川空間利用実態調査	10	有	目次へ表記
		第2120条 河川水辺総括資料作成調査	11	有	目次へ表記
第4節 成果品	35	第4節 成果物	11	無	
		第2121条 成果物	11	有	目次へ表記
第2章 河川調査計画		第2章 河川調査計画	13	無	
第1節 河川調査計画の種類	37	第1節 河川調査計画の種類	13	無	
		第2201条 河川調査計画の種類	13	有	目次へ表記
第2節 洪水痕跡調査	37	第2節 洪水痕跡調査	13	無	
		第2202条 洪水痕跡調査	13	有	目次へ表記
第3節 計画降雨検討	38	第3節 計画降雨検討	14	無	
		第2203条 計画降雨検討の区分	14	有	目次へ表記
		第2204条 ティーセン法による検討	14	有	目次へ表記
		第2205条 降雨強度曲線による検討	15	有	目次へ表記
第4節 基本高水計画高水流量検討	39	第4節 基本高水計画高水流量検討	16	無	
		第2206条 基本高水計画高水流量検討の区分	16	有	目次へ表記
		第2207条 貯留関数法による検討	16	有	目次へ表記
		第2208条 準線形貯留型モデルによる検討	17	有	目次へ表記
		第2209条 雨量確率手法による検討	18	有	目次へ表記
		第2210条 流量確率手法による検討	19	有	目次へ表記
第5節 低水流出解析	42	第5節 低水流出解析	19	無	
		第2211条 低水流出解析	19	有	目次へ表記
第6節 河道計画	44	第6節 河道計画	21	無	
		第2212条 河道計画(大規模河川)	21	有	目次へ表記
		第2213条 河道計画(中小河川)	23	有	目次へ表記
第7節 内水処理計画	46	第7節 内水処理計画	24	無	
		第2214条 内水処理計画	24	有	目次へ表記
第8節 利水計画	48	第8節 利水計画	26	無	
		第2215条 利水計画検討	26	有	目次へ表記
第9節 正常流量検討	50	第9節 正常流量検討	28	無	
		第2216条 正常流量検討(大規模河川)	28	有	目次へ表記
		第2217条 正常流量検討(中小河川)	30	有	目次へ表記
第10節 氾濫水理解析	54	第10節 氾濫水理解析	32	無	
		第2218条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)	32	有	目次へ表記
第11節 総合治水対策調査	55	第11節 総合治水対策調査	34	無	
		第2219条 総合治水対策調査	34	有	目次へ表記
第12節 洪水予測システム検討	61	第12節 洪水予測システム検討	41	無	
		第2220条 洪水予測システム検討	41	有	目次へ表記
第13節 成果品	64	第13節 成果物	44	無	
		第2221条 成果物	44	有	目次へ表記
第3章 河川構造物設計		第3章 河川構造物設計	45	無	
第1節 河川構造物設計の種類	65	第1節 河川構造物設計の種類	45	無	
		第2301条 河川構造物設計の種類	45	有	目次へ表記

新旧対照表

現行(平成29年版) 項目	頁	改定案(令和4年版) 項目	頁	有無	改定理由
		第2節 築堤設計	45	有	目次へ表記
		第2302条 築堤設計区分	45	有	目次へ表記
		第2303条 築堤予備設計	45	有	目次へ表記
		第2304条 築堤詳細設計	47	有	目次へ表記
第2節 護岸設計	65	第3節 護岸設計	49	無	
		第2305条 護岸設計の区分	49	有	目次へ表記
		第2306条 護岸予備設計	49	有	目次へ表記
		第2307条 護岸詳細設計	52	有	目次へ表記
第3節 樋門設計	70	第4節 樋門設計	54	無	
		第2308条 樋門設計の区分	54	有	目次へ表記
		第2309条 樋門予備設計	54	有	目次へ表記
		第2310条 樋門詳細設計	56	有	目次へ表記
第4節 床止め設計	73	第5節 床止め設計	59	無	
		第2311条 床止め設計の区分	59	有	目次へ表記
		第2312条 床止め予備設計	59	有	目次へ表記
		第2313条 床止め詳細設計	61	有	目次へ表記
第5節 堰設計	77	第6節 堰設計	63	無	
		第2314条 堰設計の区分	63	有	目次へ表記
		第2315条 堰予備設計	63	有	目次へ表記
		第2316条 堰詳細設計	66	有	目次へ表記
第6節 水門設計	83	第7節 水門設計	69	無	
		第2317条 水門設計の区分	69	有	目次へ表記
		第2318条 水門予備設計	69	有	目次へ表記
		第2319条 水門詳細設計	71	有	目次へ表記
第7節 排水機場設計	87	第8節 排水機場設計	73	無	
		第2320条 排水機場設計の区分	73	有	目次へ表記
		第2321条 排水機場予備設計	73	有	目次へ表記
		第2322条 排水機場詳細設計	75	有	目次へ表記
第8節 成果物	91	第9節 成果物	78	無	
		第2323条 成果物	78	有	目次へ表記
		第4章 水文観測業務	81	有	新規(H30国追加)
		第1節 総則	81	有	新規(H30国追加)
		第2401条 水文観測業務の種類	81	有	新規(H30国追加)
		第2402条 対象観測所	81	有	新規(H30国追加)
		第2403条 業務の実施基準	81	有	新規(H30国追加)
		第2節 水文観測所保守点検	81	有	新規(H30国追加)
		第2404条 水文観測所保守点検の目的	81	有	新規(H30国追加)
		第2405条 水文観測所保守点検の内容	81	有	新規(H30国追加)
		第2406条 観測所整備	82	有	新規(H30国追加)
		第2407条 水文観測所保守点検の成果物	82	有	新規(H30国追加)
		第3節 流量観測	82	有	新規(H30国追加)
		第2408条 流量観測の目的	82	有	新規(H30国追加)
		第2409条 作業確認	82	有	新規(H30国追加)
		第2410条 観測班の編成	83	有	新規(H30国追加)

新旧対照表

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		
項目	頁	項目	頁	有無 改定理由
		第2411条 流量観測所整備	83	有 新規(H30国追加)
		第2412条 流速計の検定	83	有 新規(H30国追加)
		第2413条 現地調査	83	有 新規(H30国追加)
		第2414条 低水流量観測の方法	83	有 新規(H30国追加)
		第2415条 低水流量観測の成果物	83	有 新規(H30国追加)
		第2416条 高水流量観測の方法	83	有 新規(H30国追加)
		第2417条 作業確認指示事項及び連絡事項の定義	83	有 新規(H30国追加)
		第2418条 高水流量観測の成果物	84	有 新規(H30国追加)
		第2419条 ADCPによる流量観測の方法	84	有 新規(H30国追加)
		第2420条 ADCPによる流量観測成果物	84	有 新規(H30国追加)
		第2421条 電波式流速計による流量観測の方法	84	有 新規(H30国追加)
		第2422条 電波式流速計による流量観測成果物	84	有 新規(H30国追加)
		第2423条 画像解析による流量観測の方法	84	有 新規(H30国追加)
		第2424条 標定点の設置座標の測量	85	有 新規(H30国追加)
		第2425条 画像解析による流量観測成果物	85	有 新規(H30国追加)
		第4節 水位流量曲線作成	85	有 新規(H30国追加)
		第2426条 水位流量曲線作成の目的	85	有 新規(H30国追加)
		第2427条 水位流量曲線作成の方法	85	有 新規(H30国追加)
		第2428条 水位流量曲線作成の成果物	85	有 新規(H30国追加)
		第5節 水文資料整理	85	有 新規(H30国追加)
		第2429条 水文資料の定義	85	有 新規(H30国追加)
		第2430条 水文資料整理の目的	85	有 新規(H30国追加)
		第2431条 水文資料整理の方法	86	有 新規(H30国追加)
		第2432条 水文資料整理の成果物	86	有 新規(H30国追加)
第1章 海岸構造物設計		第1章 海岸構造物設計	1	無
第1節 海岸構造物設計の種類	93	第1節 海岸構造物設計の種類	1	無
第2節 堤防、護岸設計	93	第3101条 海岸構造物設計の種類	1	有 目次へ表記
		第2節 堤防、護岸設計	1	無
		第3102条 堤防、護岸設計の区分	1	有 目次へ表記
		第3103条 堤防、護岸予備設計	1	有 目次へ表記
		第3104条 堤防、護岸詳細設計	3	有 目次へ表記
第3節 胸壁設計	96	第3節 胸壁設計	5	無
		第3105条 胸壁設計の区分	5	有 目次へ表記
		第3106条 胸壁予備設計	5	有 目次へ表記
		第3107条 胸壁詳細設計	6	有 目次へ表記
第4節 突堤設計	99	第4節 突堤設計	8	無
		第3108条 突堤設計の区分	8	有 目次へ表記
		第3109条 突堤予備設計	8	有 目次へ表記
		第3110条 突堤詳細設計	9	有 目次へ表記
第5節 離岸堤設計	102	第5節 離岸堤設計	11	無
		第3111条 離岸堤設計の区分	11	有 目次へ表記
		第3112条 離岸堤予備設計	11	有 目次へ表記
		第3113条 離岸堤詳細設計	12	有 目次へ表記
第6節 潜堤人工リーフ設計	104	第6節 潜堤人工リーフ設計	13	無

新旧対照表

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		
項目	頁	項目	頁	有無 改定理由
		第3114条 潜堤人工リーフ設計の区分	13	有 目次へ表記
		第3115条 潜堤人工リーフ予備設計	14	有 目次へ表記
		第3116条 潜堤人工リーフ詳細設計	15	有 目次へ表記
第7節 消波堤設計	107	第7節 消波堤設計	16	無
		第3117条 消波堤設計の区分	16	有 目次へ表記
		第3118条 消波堤予備設計	17	有 目次へ表記
		第3119条 消波堤詳細設計	19	有 目次へ表記
第8節 津波防波堤設計	109	第8節 津波防波堤設計	19	無
		第3120条 津波防波堤設計の区分	19	有 目次へ表記
		第3121条 津波防波堤予備設計	19	有 目次へ表記
		第3122条 津波防波堤詳細設計	20	有 目次へ表記
第9節 砂浜設計	111	第9節 砂浜設計	21	無
		第3123条 砂浜設計の区分	21	有 目次へ表記
		第3124条 砂浜予備設計	22	有 目次へ表記
		第3125条 砂浜詳細設計	23	有 目次へ表記
第10節 附帯設備設計	114	第10節 附帯設備設計	24	無
		第3126条 附帯設備設計の種類	24	有 目次へ表記
		第3127条 水門及び樋門設計の区分	24	有 目次へ表記
		第3128条 水門及び樋門予備設計	25	有 目次へ表記
		第3129条 水門及び樋門詳細設計	26	有 目次へ表記
		第3130条 排水機場設計の区分	28	有 目次へ表記
		第3131条 排水機場予備設計	28	有 目次へ表記
		第3132条 排水機場詳細設計	30	有 目次へ表記
		第3133条 陸閘設計の区分	33	有 目次へ表記
		第3134条 陸閘予備設計	33	有 目次へ表記
		第3135条 陸閘詳細設計	34	有 目次へ表記
第11節 成果品	124	第11節 成果物	36	無
		第3136条 成果物	36	有 目次へ表記
第4編 砂防及び地すべり対策編		第4編 砂防及び地すべり対策編	1	無
第1章 砂防環境調査		第1章 砂防環境調査	1	無
第1節 砂防環境調査の種類	126	第1節 砂防環境調査の種類	1	無
		第4101条 砂防環境調査の種類	1	有 目次へ表記
第2節 自然環境調査	126	第2節 自然環境調査	1	無
		第4102条 自然環境調査の区分	1	有 目次へ表記
		第4103条 魚類調査	1	有 目次へ表記
		第4104条 植物調査	2	有 目次へ表記
		第4105条 鳥類調査	2	有 目次へ表記
		第4106条 両生類は虫類ほ乳類調査	3	有 目次へ表記
		第4107条 陸上昆虫類調査	3	有 目次へ表記
		第4108条 底生動物調査	3	有 目次へ表記
第3節 景観調査	128	第3節 景観調査	4	無
		第4109条 景観調査	4	有 目次へ表記
第4節 溪流空間利用実態調査	129	第4節 溪流空間利用実態調査	4	無
		第4110条 溪流空間実態利用調査	4	有 目次へ表記

新旧対照表

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		有無	改定理由
項目	頁	項目	頁		
第5節 成果物及び貸与資料	129	第5節 成果物及び貸与資料	5	無	
		第4111条 成果物	5	有	目次へ表記
		第4112条 貸与資料	5	有	目次へ表記
第2章 砂防調査計画		第2章 砂防調査計画	6	無	
第1節 砂防調査計画	131	第1節 砂防調査計画	6	無	
		第4201条 砂防調査計画の種類	6	有	目次へ表記
第2節 砂防調査	131	第2節 砂防調査	6	無	
		第4202条 砂防調査の区分	6	有	目次へ表記
		第4203条 水系砂防調査	6	有	目次へ表記
		第4204条 土石流対策調査	8	有	目次へ表記
		第4205条 流木対策調査	9	有	目次へ表記
		第4206条 火山砂防調査	11	有	目次へ表記
第3節 砂防計画	136	第3節 砂防計画	12	無	
		第4207条 砂防計画の区分	12	有	目次へ表記
		第4208条 水系砂防計画	12	有	目次へ表記
		第4209条 土石流対策計画	13	有	目次へ表記
		第4210条 流木対策計画	14	有	目次へ表記
		第4211条 火山砂防計画	15	有	目次へ表記
第4節 成果物	140	第4節 成果物	16	無	
		第4212条 成果物	16	有	目次へ表記
第3章 砂防構造物設計		第3章 砂防構造物設計	20	無	
第1節 砂防構造物設計	143	第1節 砂防構造物設計	20	無	
		第4301条 砂防構造物設計の種類	20	有	目次へ表記
第2節 砂防えん堤及び床固工の設計	143	第2節 砂防堰堤及び床固工の設計	20	無	
		第4302条 砂防堰堤及び床固工設計の区分	20	有	目次へ表記
		第4303条 砂防堰堤及び床固工予備設計	20	有	目次へ表記
		第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計	22	有	目次へ表記
第3節 渓流保全工の設計	146	第3節 渓流保全工の設計	24	無	
		第4305条 渓流保全工設計の区分	24	有	目次へ表記
		第4306条 渓流保全工予備設計	24	有	目次へ表記
		第4307条 渓流保全工詳細設計	25	有	目次へ表記
第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計	149	第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計	27	無	
		第4308条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分	27	有	目次へ表記
		第4309条 土石流対策工予備設計	27	有	目次へ表記
		第4310条 土石流対策工詳細設計	29	有	目次へ表記
		第4311条 流木対策工予備設計	31	有	目次へ表記
		第4312条 流木対策工詳細設計	32	有	目次へ表記
第5節 護岸工の設計	156	第5節 護岸工の設計	34	無	
		第4313条 護岸工設計の区分	34	有	目次へ表記
		第4314条 護岸工予備設計	34	有	目次へ表記
		第4315条 護岸工詳細設計	36	有	目次へ表記
第6節 山腹工の設計	158	第6節 山腹工の設計	37	無	
		第4316条 山腹工設計の区分	37	有	目次へ表記
		第4317条 山腹工予備設計	37	有	目次へ表記

新旧対照表

現行(平成29年版) 項目	頁	改定案(令和4年版) 項目	頁	有無	改定理由
第7節 成果品	161	第4318条 山腹工詳細設計	39	有	目次へ表記
		第7節 成果物	40	無	
		第4319条 成果物	40	有	目次へ表記
第4章 地すべり対策調査計画設計		第4章 地すべり対策調査計画設計	53	無	
第1節 地すべり対策調査計画設計	168	第1節 地すべり対策調査計画設計	53	無	
		第4401条 地すべり対策調査計画設計の種類	53	有	目次へ表記
第2節 地すべり調査	168	第2節 地すべり調査	53	無	
		第4402条 地すべり調査の区分	53	有	目次へ表記
		第4403条 地すべり予備調査	53	有	目次へ表記
		第4404条 地すべり概査	54	有	目次へ表記
		第4405条 地すべり機構解析	55	有	目次へ表記
第3節 地すべり対策計画	171	第3節 地すべり対策計画	56	無	
		第4406条 地すべり対策計画	56	有	目次へ表記
第4節 地すべり防止施設設計	172	第4節 地すべり防止施設設計	56	無	
		第4407条 地すべり防止施設設計の区分	57	有	目次へ表記
		第4408条 地すべり防止施設予備設計	57	有	目次へ表記
		第4409条 地すべり防止施設詳細設計	57	有	目次へ表記
第5節 成果品	174	第5節 成果物	59	無	
		第4410条 成果物	60	有	目次へ表記
第5章 急傾斜地対策調査計画設計		第5章 急傾斜地対策調査計画設計	60	無	
第1節 急傾斜地対策調査計画設計	177	第1節 急傾斜地対策調査計画設計	63	無	
		第4501条 急傾斜地対策調査計画設計の種類	63	有	目次へ表記
第2節 急傾斜地調査	177	第2節 急傾斜地調査	63	無	
		第4502条 急傾斜地調査の区分	63	有	目次へ表記
		第4503条 急傾斜地予備調査	63	有	目次へ表記
		第4504条 急傾斜地概査	64	有	目次へ表記
		第4505条 急傾斜地機構解析	65	有	目次へ表記
第3節 急傾斜地崩壊対策計画	181	第3節 急傾斜地崩壊対策計画	67	無	
		第4506条 急傾斜地崩壊対策計画	67	有	目次へ表記
第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	182	第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	68	無	
		第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	68	有	目次へ表記
		第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計	68	有	目次へ表記
		第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	70	有	目次へ表記
第5節 成果品	184	第5節 成果物	71	無	
		第4510条 成果物	71	有	目次へ表記
第5編 ダム編		第5編 ダム編	1	無	
第1章 ダム環境調査		第1章 ダム環境調査	1	無	
第1節 ダム環境調査の種類	187	第1節 ダム環境調査の種類	1	無	
		第5101条 ダム環境調査の種類	1	有	目次へ表記
第2節 環境影響評価	187	第2節 環境影響評価	1	無	
		第5102条 環境影響評価の区分	1	有	目次へ表記
		第5103条 計画段階配慮書(案)の作成	1	有	目次へ表記
		第5104条 方法書(案)の作成	2	有	目次へ表記
		第5105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	3	有	目次へ表記

新旧対照表

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		
項目	頁	項目	頁	有無 改定理由
		第5106条 調査	4	有 目次へ表記
		第5107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	4	有 目次へ表記
		第5108条 準備書(案)の作成	5	有 目次へ表記
		第5109条 評価書(案)の作成	5	有 目次へ表記
		第5110条 評価書の補正等	6	有 目次へ表記
第3節 ダム湖環境調査	192	第3節 ダム湖環境調査	6	無
		第5111条 ダム湖環境調査の区分	6	有 目次へ表記
		第5112条 魚類調査	7	有 目次へ表記
		第5113条 底生動物調査	8	有 目次へ表記
		第5114条 動植物プランクトン調査	8	有 目次へ表記
		第5115条 植物調査	9	有 目次へ表記
		第5116条 鳥類調査	9	有 目次へ表記
		第5117条 両生類爬虫類哺乳類調査	9	有 目次へ表記
		第5118条 陸上昆虫類等調査	10	有 目次へ表記
		第5119条 ダム湖利用実態調査	10	有 目次へ表記
第4節 成果品	196	第4節 成果物	11	無
		第5120条 成果物	11	有 目次へ表記
第2章 ダム治水利水計画		第2章 ダム治水利水計画	12	無
第1節 ダム治水利水計画の種類	197	第1節 ダム治水利水計画の種類	12	無
		第5201条 ダム治水利水計画の種類	12	有 目次へ表記
第2節 治水計画	197	第2節 治水計画	12	無
		第5202条 治水計画の区分	12	有 目次へ表記
		第5203条 洪水調節計画	12	有 目次へ表記
		第5204条 正常流量確保計画	14	有 目次へ表記
第3節 利水計画	199	第3節 利水計画	15	無
		第5205条 利水計画の区分	15	有 目次へ表記
		第5206条 低水流出解析	15	有 目次へ表記
		第5207条 利水計画	16	有 目次へ表記
第4節 成果品	201	第4節 成果物	17	無
		第5208条 成果物	17	有 目次へ表記
第3章 ダム地質調査		第3章 ダム地質調査	18	無
第1節 地質調査の種類	202	第1節 地質調査の種類	18	無
		第5301条 地質調査の種類	18	有 目次へ表記
第2節 地形調査	202	第2節 地形調査	18	無
		第5302条 地形調査	18	有 目次へ表記
第3節 広域調査	203	第3節 広域調査	19	無
		第5303条 広域調査	19	有 目次へ表記
第4節 地表地質踏査	204	第4節 地表地質踏査	20	無
		第5304条 地表地質踏査の基本的事項	20	有 目次へ表記
		第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査(1/5,000)	20	有 目次へ表記
		第5306条 ダムサイト地表地質概査(1/2,500)	21	有 目次へ表記
		第5307条 ダムサイト地表地質調査(1/500)	23	有 目次へ表記
		第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査(1/5,000)	24	有 目次へ表記
		第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査(1/2,500)	25	有 目次へ表記

新旧対照表

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		
項目	頁	項目	頁	有無 改定理由
		第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査(1/1,000)	26	有 目次へ表記
		第5311条 貯水池周辺地表地質概査(1/2,500)	27	有 目次へ表記
		第5312条 貯水池周辺地表地質調査(1/1,000)	28	有 目次へ表記
第5節 物理探査	212	第5節 物理探査	29	無
		第5313条 物理探査の基本的事項	29	有 目次へ表記
		第5314条 物理探査	29	有 目次へ表記
第6節 透水試験	213	第6節 透水試験	30	無
		第5315条 ルジオンテストの基本的事項	30	有 目次へ表記
		第5316条 ルジオンテストおよび考察	30	有 目次へ表記
第7節 横坑調査	214	第7節 横坑調査	31	無
		第5317条 横坑調査の基本的事項	31	有 目次へ表記
		第5318条 横坑観察	31	有 目次へ表記
第8節 岩盤試験	215	第8節 岩盤試験	32	無
		第5319条 岩盤試験の基本的事項	32	有 目次へ表記
		第5320条 岩盤直接せん断試験	32	有 目次へ表記
		第5321条 岩盤変形試験	33	有 目次へ表記
第9節 孔内観察	216	第9節 孔内観察	34	無
		第5322条 孔内観察	34	有 目次へ表記
第10節 地質解析	217	第10節 地質解析	35	無
		第5323条 地質解析の基本的事項	35	有 目次へ表記
		第5324条 ダムサイト地質比較検討(1/5,000)	36	有 目次へ表記
		第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討(1/5,000)	37	有 目次へ表記
		第5326条 ダムサイト地質解析(1/2,500)	38	有 目次へ表記
		第5327条 ダムサイト地質解析(1/500)	39	有 目次へ表記
		第5328条 堤体材料採取候補地地質解析(1/2,500)	40	有 目次へ表記
		第5329条 堤体材料採取候補地地質解析(1/1,000)	41	有 目次へ表記
		第5330条 地質考察の基本的事項	42	有 目次へ表記
		第5331条 ダムサイト地質考察	42	有 目次へ表記
		第5332条 堤体材料採取候補地地質考察	42	有 目次へ表記
		第5333条 貯水池周辺地質考察	43	有 目次へ表記
		第5334条 ダムサイト地質総合解析(概略設計段階)(1/500)	44	有 目次へ表記
		第5335条 ダムサイト地質総合解析(実施設計段階)(1/500)	45	有 目次へ表記
		第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析(1/1,000)	46	有 目次へ表記
第11節 岩盤掘削面スケッチ	229	第11節 岩盤掘削面スケッチ	48	無
		第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ(縮尺各種)	48	有 目次へ表記
		第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価	49	有 目次へ表記
		第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ	49	有 目次へ表記
第12節 第四紀断層調査	231	第12節 第四紀断層調査	50	無
		第5340条 第四紀断層調査の基本的事項	50	有 目次へ表記
		第5341条 第四紀断層調査(一次調査その1)	50	有 目次へ表記
		第13節 成果物	52	有 目次へ表記
		第5342条 成果物	52	有 目次へ表記
第4章 ダム本体設計		第4章 ダム本体設計	58	無
第1節 ダム本体設計の種類	238	第1節 ダム本体設計の種類	58	無

新旧対照表

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)			
項目	頁	項目	頁	有無	改定理由
第2節 重力式コンクリートダム本体設計	238	第5401条 ダム本体設計の種類	58	有	目次へ表記
		第2節 重力式コンクリートダム本体設計	58	無	
		第5402条 重力式コンクリートダム本体設計の区分	58	有	目次へ表記
		第5403条 計画設計	58	有	目次へ表記
		第5404条 概略設計	60	有	目次へ表記
第3節 ゾーン型フィルダム本体設計	244	第5405条 実施設計	62	有	目次へ表記
		第3節 ゾーン型フィルダム本体設計	65	無	
		第5406条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分	65	有	目次へ表記
		第5407条 計画設計	65	有	目次へ表記
		第5408条 概略設計	67	有	目次へ表記
第5章 ダム付帯施設設計	257	第5409条 実施設計	69	有	目次へ表記
		第4節 成果物	72	有	目次へ表記
		第5410条 成果物	72	有	目次へ表記
		第5章 ダム付帯施設設計	78	無	
		第1節 ダム付帯施設設計の種類	78	無	
第2節 ダム管理用発電設計	257	第5501条 ダム付帯施設設計の種類	78	有	目次へ表記
		第2節 ダム管理用発電設計	78	無	
		第5502条 ダム管理用発電設計の区分	78	有	目次へ表記
		第5503条 可能性調査	78	有	目次へ表記
		第5504条 実施設計	79	有	目次へ表記
第3節 付帯施設設計	259	第3節 付帯施設設計	80	無	
		第5505条 付帯施設設計の区分	80	有	目次へ表記
		第5506条 概略設計	80	有	目次へ表記
		第5507条 実施設計	81	有	目次へ表記
		第4節 成果物	82	無	
第6章 施工計画及び施工設備設計	260	第5508条 成果物	82	有	目次へ表記
		第6章 施工計画及び施工設備設計	83	無	
		第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	83	無	
		第5601条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	83	有	目次へ表記
		第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	83	無	
第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計	267	第5602条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分	83	有	目次へ表記
		第5603条 概略設計	83	有	目次へ表記
		第5604条 実施設計	85	有	目次へ表記
		第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計	88	無	
		第5605条 施工計画仮設備設計の区分	88	有	目次へ表記
第7章 ダム点検	277	第5606条 概略設計	89	有	目次へ表記
		第5607条 実施設計	91	有	目次へ表記
		第4節 成果物	94	有	目次へ表記
		第5608条 成果物	94	有	目次へ表記
		第7章 ダム点検	98	無	
第8章 その他	279	第1節 ダム点検	98	無	
		第5701条 ダム総合点検	98	有	目次へ表記
第1節 背水計算	279	第8章 その他	100	無	
		第1節 背水計算	100	無	

新旧対照表

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)				
項目	頁	項目	頁	有無 改定理由		
第2節 水理模型実験	279	第5801条 背水計算	100	有 目次へ表記		
		第2節 水理模型実験	100	無		
		第5802条 水理模型実験の種類と範囲及び条件	100	有 目次へ表記		
		第5803条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験	101	有 目次へ表記		
		第5804条 フィルダム洪水吐き水理模型実験	102	有 目次へ表記		
		第5805条 放流管抽出水理模型実験	103	有 目次へ表記		
第3節 骨材破碎試験解析	283	第3節 骨材破碎試験解析	104	無		
		第5806条 骨材破碎試験解析の種類	104	有 目次へ表記		
		第5807条 骨材破碎試験解析	104	有 目次へ表記		
第4節 コンクリート配合試験解析	283	第4節 コンクリート配合試験解析	105	無		
		第5808条 コンクリート配合試験解析の種類	105	有 目次へ表記		
		第5809条 コンクリート配合試験解析	105	有 目次へ表記		
第5節 グラウチング試験解析	284	第5節 グラウチング試験解析	106	無		
第6節 グラウチングデータ整理解析	285	第5810条 グラウチング試験解析	106	有 目次へ表記		
		第6節 グラウチングデータ整理解析	107	無		
		第5811条 グラウチングデータ整理解析	107	有 目次へ表記		
		第7節 成果物	108	有 目次へ表記		
第6編 道路編 第1章 道路環境調査 第1節 環境影響評価	287	第5812条 成果物	108	有 目次へ表記		
		第6編 道路編	1	無		
		第1章 道路環境調査	1	無		
		第1節 環境影響評価	1	無		
		第6101条 環境影響評価の区分	1	有 目次へ表記		
		第6102条 計画段階配慮書(案)の作成	1	有 目次へ表記		
		第6103条 方法書(案)の作成	2	有 目次へ表記		
		第6104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	3	有 目次へ表記		
		第6105条 調査	3	有 目次へ表記		
		第6106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	4	有 目次へ表記		
第2節 成果物	291	第6107条 準備書(案)の作成	5	有 目次へ表記		
		第6108条 評価書(案)の作成	5	有 目次へ表記		
		第6109条 評価書の補正等	6	有 目次へ表記		
		第2節 成果物	6	無		
		第6109条 成果物	6	有 目次へ表記		
		第2章 交通現況調査	7	無		
		第2章 交通現況調査 第1節 交通現況調査	292	第1節 交通現況調査	7	無
				第6201条 交通現況調査の種類	7	有 目次へ表記
				第2節 交通量調査	7	無
第6202条 交通量調査の区分	7			有 目次へ表記		
第6203条 単路部交通量調査	7			有 目次へ表記		
第6204条 交差点部交通量調査	8			有 目次へ表記		
第3節 速度調査	293			第3節 速度調査	8	無
				第6205条 速度調査の区分	8	有 目次へ表記
				第6206条 走行速度調査	8	有 目次へ表記
				第6207条 旅行速度調査	9	有 目次へ表記
第4節 起終点調査	294	第4節 起終点調査	9	無		

新旧対照表

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		
項目	頁	項目	頁	有無 改定理由
		第6208条 起終点調査の種類	9	有 目次へ表記
		第6209条 路側OD調査	10	有 目次へ表記
		第6210条 オーナーインタビューOD調査	10	有 目次へ表記
第5節 交通渋滞調査	295	第5節 交通渋滞調査	11	無
		第6211条 交通渋滞調査	11	有 目次へ表記
第6節 駐車場調査	296	第6節 駐車場調査	12	無
		第6212条 駐車場調査の区分	12	有 目次へ表記
		第6213条 駐車場施設実態調査	12	有 目次へ表記
		第6214条 駐車原単位調査	13	有 目次へ表記
第7節 成果品	297	第7節 成果物	14	無
		第6215条 成果物	14	有 目次へ表記
第3章 道路ネットワーク計画		第3章 道路ネットワーク計画	15	無
第1節 道路ネットワーク計画の種類	299	第1節 道路ネットワーク計画の種類	15	無
		第6301条 道路ネットワーク計画の種類	15	有 目次へ表記
第2節 現況調査	299	第2節 現況調査	15	無
		第6302条 現況調査	15	有 目次へ表記
第3節 交通量推計調査	299	第3節 交通量推計調査	16	無
		第6303条 交通量推計調査	16	有 目次へ表記
第4節 道路ネットワーク計画	300	第4節 道路ネットワーク計画	17	無
		第6304条 道路ネットワーク計画	17	有 目次へ表記
第5節 成果品	301	第5節 成果物	18	無
		第6305条 成果物	18	有 目次へ表記
第4章 道路設計		第4章 道路設計	19	無
第1節 道路設計の種類	303	第1節 道路設計の種類	19	無
		第6401条 道路設計の種類	19	有 目次へ表記
第2節 道路設計	303	第2節 道路設計	19	無
		第6402条 道路設計の区分	19	有 目次へ表記
		第6403条 道路概略設計	19	有 目次へ表記
		第6404条 道路予備設計(A)	21	有 目次へ表記
		第6405条 道路予備修正設計(A)	22	有 目次へ表記
		第6406条 道路予備設計(B)	22	有 目次へ表記
		第6407条 道路予備修正設計(B)	24	有 目次へ表記
		第6408条 道路詳細設計	24	有 目次へ表記
第3節 歩道設計(自転車歩行者道を含む)	310	第3節 歩道設計(自転車歩行者道を含む)	27	無
		第6409条 歩道設計の区分	27	有 目次へ表記
		第6410条 歩道詳細設計	27	有 目次へ表記
第4節 平面交差点設計	311	第4節 平面交差点設計	28	無
		第6411条 平面交差点設計の区分	28	有 目次へ表記
		第6412条 平面交差点予備設計	28	有 目次へ表記
		第6413条 平面交差点詳細設計	30	有 目次へ表記
第5節 立体交差設計	314	第5節 立体交差設計	31	無
		第6414条 立体交差設計の区分	31	有 目次へ表記
		第6415条 ダイヤモンド型IC予備設計	31	有 目次へ表記
		第6416条 ダイヤモンド型IC詳細設計	33	有 目次へ表記

新旧対照表

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		
項目	頁	項目	頁	有無 改定理由
		第6417条 トランペットクローバー型C予備設計	34	有 目次へ表記
		第6418条 トランペットクローバー型C詳細設計	35	有 目次へ表記
第6節 道路休憩施設設計	319	第6節 道路休憩施設設計	36	無
		第6419条 道路休憩施設設計の区分	36	有 目次へ表記
		第6420条 道路休憩施設予備設計	36	有 目次へ表記
		第6421条 道路休憩施設詳細設計	38	有 目次へ表記
第7節 一般構造物設計	321	第7節 一般構造物設計	39	無
		第6422条 一般構造物設計の区分	39	有 目次へ表記
		第6423条 一般構造物予備設計	40	有 目次へ表記
		第6424条 一般構造物詳細設計	41	有 目次へ表記
		第6425条 落石防護柵詳細設計	43	有 目次へ表記
		第6426条 一般構造物基礎工詳細設計	44	有 目次へ表記
第8節 盛土切土設計	326	第8節 盛土切土設計	44	無
		第6427条 盛土切土設計の区分	44	有 目次へ表記
		第6428条 盛土切土予備設計	45	有 目次へ表記
		第6429条 盛土切土詳細設計	46	有 目次へ表記
第9節 調整池設計	329	第9節 調整池設計	47	無
		第6430条 調整池設計の区分	47	有 目次へ表記
		第6431条 調整池予備設計	47	有 目次へ表記
		第6432条 調整池詳細設計	49	有 目次へ表記
第10節 成果品	332	第10節 成果物	50	無
		第6433条 成果物	50	有 目次へ表記
第5章 地下構造物設計		第5章 地下構造物設計	55	無
第1節 地下構造物設計の種類	337	第1節 地下構造物設計の種類	55	無
		第6501条 地下構造物設計の種類	55	有 目次へ表記
第2節 地下横断歩道等設計	337	第2節 地下横断歩道等設計	55	無
		第6502条 地下横断歩道等設計の区分	55	有 目次へ表記
		第6503条 地下横断歩道等基本計画	55	有 目次へ表記
		第6504条 地下横断歩道等予備設計	57	有 目次へ表記
		第6505条 地下横断歩道等詳細設計	58	有 目次へ表記
第3節 共同溝設計	342	第3節 共同溝設計	61	無
		第6506条 共同溝設計の区分	61	有 目次へ表記
		第6507条 共同溝基本検討	61	有 目次へ表記
		第6508条 開削共同溝予備設計	63	有 目次へ表記
		第6509条 開削共同溝詳細設計	65	有 目次へ表記
		第6510条 シールド共同溝予備設計	68	有 目次へ表記
		第6511条 シールド共同溝立坑予備設計	70	有 目次へ表記
		第6512条 シールド共同溝詳細設計	71	有 目次へ表記
		第6513条 シールド共同溝立坑詳細設計	75	有 目次へ表記
第4節 電線共同溝設計	357	第4節 電線共同溝設計	77	無
		第6514条 電線共同溝設計の区分	77	有 目次へ表記
		第6515条 電線共同溝予備設計	77	有 目次へ表記
		第6516条 電線共同溝詳細設計	79	有 目次へ表記
第5節 成果品	361	第5節 成果物	81	無

新旧対照表

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		
項目	頁	項目	頁	有無 改定理由
		第6517条 成果物	81	有 目次へ表記
第6章 地下駐車場計画設計		第6章 地下駐車場計画設計	89	無
第1節 地下駐車場計画設計の種類	368	第1節 地下駐車場計画設計の種類	89	無
		第6601条 地下駐車場計画設計の種類	89	有 目次へ表記
第2節 地下駐車場基本計画	368	第2節 地下駐車場基本計画	89	無
		第6602条 地下駐車場基本計画の区分	89	有 目次へ表記
		第6603条 基本調査	89	有 目次へ表記
		第6604条 基本計画	90	有 目次へ表記
第3節 地下駐車場予備設計	370	第3節 地下駐車場予備設計	92	無
		第6605条 地下駐車場予備設計の区分	92	有 目次へ表記
		第6606条 地下駐車場本体予備設計	92	有 目次へ表記
		第6607条 地下駐車場設備予備設計	94	有 目次へ表記
第4節 地下駐車場詳細設計	373	第4節 地下駐車場詳細設計	95	無
		第6608条 地下駐車場詳細設計の区分	95	有 目次へ表記
		第6609条 地下駐車場本体詳細設計	95	有 目次へ表記
		第6610条 地下駐車場設備詳細設計	97	有 目次へ表記
第5節 成果品	377	第5節 成果物	98	無
		第6611条 成果物	98	有 目次へ表記
第7章 トンネル設計		第7章 トンネル設計	101	無
第1節 トンネル設計の種類	379	第1節 トンネル設計の種類	101	無
		第6701条 トンネル設計の種類	101	有 目次へ表記
第2節 トンネル設計	379	第2節 トンネル設計	101	無
		第6702条 山岳トンネル設計の区分	101	有 目次へ表記
		第6703条 山岳トンネル予備設計	101	有 目次へ表記
		第6704条 山岳トンネル詳細設計	103	有 目次へ表記
第3節 シールドトンネル設計	384	第3節 シールドトンネル設計	106	無
		第6705条 シールドトンネル設計の区分	106	有 目次へ表記
		第6706条 シールドトンネル予備設計	107	有 目次へ表記
		第6707条 シールドトンネル詳細設計	109	有 目次へ表記
		第6708条 立坑予備設計	112	有 目次へ表記
		第6709条 立坑詳細設計	113	有 目次へ表記
第4節 開削トンネル設計	393	第4節 開削トンネル設計	116	無
		第6710条 開削トンネル設計の区分	116	有 目次へ表記
		第6711条 開削トンネル予備設計	116	有 目次へ表記
		第6712条 開削トンネル詳細設計	118	有 目次へ表記
第5節 トンネル設備設計	397	第5節 トンネル設備設計	121	無
		第6713条 トンネル設備設計の区分	121	有 目次へ表記
		第6714条 トンネル設備予備設計	121	有 目次へ表記
		第6715条 トンネル設備詳細設計	123	有 目次へ表記
第6節 成果品	402	第6節 成果物	127	無
		第6716条 成果物	127	有 目次へ表記
第8章 橋梁設計		第8章 橋梁設計	132	無
第1節 橋梁設計の種類	410	第1節 橋梁設計の種類	132	無
		第6801条 橋梁設計の種類	132	有 目次へ表記

新旧対照表

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		
項目	頁	項目	頁	有無 改定理由
第2節 橋梁設計	410	第2節 橋梁設計	132	無
		第6802条 橋梁設計の区分	132	有 目次へ表記
		第6803条 橋梁予備設計	132	有 目次へ表記
		第6804条 橋梁詳細設計	134	有 目次へ表記
第3節 橋梁拡幅設計	413	第3節 橋梁拡幅設計	136	無
		第6805条 橋梁拡幅設計の区分	136	有 目次へ表記
		第6806条 橋梁拡幅予備設計	136	有 目次へ表記
		第6807条 橋梁拡幅詳細設計	138	有 目次へ表記
第4節 橋梁補強設計	417	第4節 橋梁補強設計	140	無
		第6808条 橋梁補強設計の区分	140	有 目次へ表記
		第6809条 橋梁補強予備設計	140	有 目次へ表記
		第6810条 橋梁補強詳細設計	141	有 目次へ表記
第5節 成果品	420	第5節 成果物	143	無
		第6811条 成果物	143	有 目次へ表記
第9章 道路施設点検		第9章 道路施設点検	147	無
第1節 道路施設点検の種類	424	第1節 道路施設点検の種類	147	無
		第6901条 道路施設点検の種類	147	有 目次へ表記
第2節 道路防災カルテ点検	410	第2節 道路防災カルテ点検	147	無
		第6902条 道路防災カルテ点検	147	有 目次へ表記
第3節 橋梁定期点検	413	第3節 橋梁定期点検	147	無
		第6903条 橋梁定期点検	147	有 目次へ表記
第4節 成果品	426	第4節 成果物	149	無
		第6904条 成果物	149	有 目次へ表記

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
第1編 共通編 第1101条 適用	第1編 共通編 第1101条 適用	無 無
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。	3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。	有 表記修正(国準拠)
4. 施工管理業務等、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。	4. 発注者支援業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。	有 表記修正(国準拠)
第1102条 用語の定義 5. 本仕様で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議(重要なものを除く)の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書に記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査(重要なものを除く)を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。	第1102条 用語の定義 5. 本仕様で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で輕易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書に記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査(重要なものを除く)を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。	無 有 表記修正(国準拠)
6. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。	6. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。	有 表記修正(R2国改定)
13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書をいう。	13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び質問回答書をいう。	有 表記修正(県独自)
21. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めることをいう。	21. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	有 新規(国準拠)
24. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	24. 「申し出」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	有 表記修正(国準拠)
28. 「協議」とは、書面により契約図書の記載事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	25. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	有 表記修正(国準拠)
31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。	29. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	有 表記修正(国準拠)
35. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。	32. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	有 新規(R3国追加)
第1105条 設計図書の支給及び点検	33. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。	有 新規(R3国追加)
1. 受注者からの請求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。	34. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。	有 新規(R3国追加)
	35. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。	有 押印等の見直しに伴う(R3国改定)
	39. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。	有 表記修正(国準拠)
第1105条 設計図書の支給及び点検	1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。	無 有 表記修正(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
第1106条 調査職員 4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。	第1106条 調査職員 4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。	無 有 表記修正(H28国改定)
第1108条 照査技術者及び照査の実施 (6)照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告書における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。	第1108条 照査技術者及び照査の実施 (6)照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告書における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名(署名または押印を含む)のうえ管理技術者に提出するものとする。	無 有 押印等の見直しに伴う(R3国改定)
	(7)以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領(鹿児島県土木部制定)」に基づき実施するものとする。 樋門・樋管詳細設計 排水機場詳細設計 築堤護岸詳細設計 道路詳細設計(平面交差点を含む) 橋梁詳細設計 山岳トンネル詳細設計 共同溝詳細設計 仮設構造物詳細設計	有 新規(H29国追加) 【県独自】 有 新規(H29国追加) 有 新規(H29国追加) 有 新規(H29国追加) 有 新規(H29国追加) 有 新規(H29国追加) 有 新規(H29国追加) 有 新規(H29国追加) 有 新規(H29国追加)
第1110条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は3名までとする)。	第1110条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は3名、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをしたうえで、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認または、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。	無 有 表記修正(H31国改定) 【県独自】3名(国8名)
また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。	また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。	有 新規(国準拠) 有 表記修正(H31国改定)
第1111条 打合せ等	第1111条 打合せ等 4. 打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。 5. 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。	無 有 新規(国準拠) 有 新規(H28国追加) 有 新規(H28国追加)
第1112条 業務計画書	第1112条 業務計画書	無

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
1. 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。 (6) 成果品の品質を確保するための計画 (7) 成果品の内容、部数 4. 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。	1. 受注者は、契約締結後、14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 4. 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。	有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠)
第1113条 資料の貸与及び返却 1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。	第1113条 資料の貸与及び返却 1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議す	無 有 表記修正(H31国改定)
第1115条 地元関係者との交渉等 3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	第1115条 地元関係者との交渉等 3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	無 有 表記修正(H28国改定)
第1116条 土地への立入り等 1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。 2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時的使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。 3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す他は調査職員と協議により定めるものとする。 4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内(休日等を除く)に身分証明書を発注者に返却しなければならない。	第1116条 土地への立入り等 1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。 2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時的使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。 3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。 4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内(休日等を除く)に身分証明書を発注者に返却しなければならない。	有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠)
第1117条 成果物の提出 1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。 3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。 4. 請負者は、設計図書で電子納品の対象業務と明示された場合には、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。	第1117条 成果物の提出 1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。 3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。 4. 受注者は、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品レベル及び成果物の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。	無 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠)
第1119条 検査 請負者は、電子納品に際して、「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。	第1119条 検査 なお、受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。	有 (県独自) 無

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
1. 受注者は、 契約書第31条 第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。	1. 受注者は、 契約書第32条 第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。	有 表記修正(R2国改定)
(1)設計業務等 成果品 の検査	(1)設計業務等 成果物 の検査	有 表記修正(国準拠)
第1120条 修補 4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、 契約書第31条 第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	第1120条 修補 4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、 契約書第32条 第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	無 有 表記修正(R2国改定)
第1121条 条件変更等 1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、 契約書第29条 第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。	第1121条 条件変更等 1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、 契約書第30条 第1項(現地調査等がある場合のみ)に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。	無 有 表記修正(R2国改定)
第1122条 契約変更 (4) 契約書 の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合	第1122条 契約変更 (4) 契約書第31条 の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合	無 有 表記修正(R2国改定)
第1123条 履行期間の変更 3. 受注者は、 契約書第22条 の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	第1123条 履行期間の変更 3. 受注者は、 契約書第23条 の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	無 有 表記修正(R2国改定)
4. 契約書第23条 に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	4. 契約書第24条 に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	有 表記修正(R2国改定)
第1124条 一時中止	第1124条 一時中止	無
なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、 第1131条 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1)第三者の土地への 立ち入り 許可が得られない場合	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、 第1133条 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1)第三者の土地への 立ち入り 許可が得られない場合	無 有 誤記修正 有 表記修正(国準拠)
(6)前各号に掲げるもの 他 、発注者が必要と認めた場合	(6)前各号に掲げるもの ほか 、発注者が必要と認めた場合	有 表記修正(R2国改定)
第1125条 発注者の賠償責任 (1) 契約書第27条 に規定する一般的損害、 契約書第28条 に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合	第1125条 発注者の賠償責任 (1) 契約書第28条 に規定する一般的損害、 契約書第29条 に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合	無 有 表記修正(R2国改定)
第1126条 受注者の賠償責任 (1) 契約書第27条 に規定する一般的損害、 契約書第28条 に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合	第1126条 受注者の賠償責任等 (1) 契約書第28条 に規定する一般的損害、 契約書第29条 に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合	有 表記修正(R2国改定) 有 表記修正(R2国改定)
(2) 契約書第40条 に規定する瑕疵責任に係る損害	(2) 契約書第41条 に規定する契約不適合責任として請求された場合	有 表記修正(R2国改定)
第1127条 部分使用	第1127条 部分使用	無
1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、 契約書第33条 の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、 契約書第34条 の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	有 表記修正(R2国改定)
第1129条 成果物の使用等	第1129条 成果物の使用等	無
1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、 成果品 を公表することができる。	1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、 成果物 を公表することができる。	有 表記修正(国準拠)
第1130条 守秘義務	第1130条 守秘義務	無
2. 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む)を 他人 に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。	2. 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む)を 第三者 に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。	有 表記修正(国準拠)
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても 他社 に漏らしてはならない。	4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても 第三者 に漏らしてはならない。	有 表記修正(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
第1132条 安全等の確保 (1)屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を 焼却する場合には 、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。	第1132条 安全等の確保 (1)屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を 野焼きしてはならない。なお、処分する場合は 関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。	無 有 表記修正(R2国改定)
第1205条 計画業務の内容 計画業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める 適用基準 等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。	第1139条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。 第1205条 計画業務の内容 計画業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める 技術基準 等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。	有 新規(H29国追加) 有 新規(H29国追加)
第1206条 設計業務の内容 1.設計業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める 技術基準 等及び設計図書等を用いて、 原則として基本計画、概略設計 、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。	第1206条 設計業務の内容 1.設計業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める 技術基準 等及び設計図書等を用いて、 原則として概略設計 、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。	無 有 表記修正(国準拠)
3.予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の 成果品 及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。	3.予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の 成果物 及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。	有 表記修正(国準拠)
4.詳細設計とは、実測平面図(空中写真図を含む)、縦横断面図、予備設計等の 成果品 、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。	4.詳細設計とは、実測平面図(空中写真図を含む)、縦横断面図、予備設計等の 成果物 、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。	有 表記修正(国準拠)
第1207条 調査業務の条件 1.受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める 適用基準 等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。	第1207条 調査業務の条件 1.受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める 技術基準 等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。	無 有 表記修正(国準拠)
第1208条 計画業務の条件 1.受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める 適用基準 等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。	第1208条 計画業務の条件 1.受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める 技術基準 等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。	無 有 表記修正(国準拠)
第1209条 設計業務の条件 1.受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める 適用基準 等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。 4.受注者は、設計図書及び第1201条に定める 適用基準 等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	第1209条 設計業務の条件 1.受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める 技術基準 等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。 4.受注者は、設計図書及び第1201条に定める 技術基準 等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
7.設計において、土木構造物標準設計図集(建設省(国土交通省))に 収録 されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。	7.設計において、土木構造物標準設計図集(建設省(国土交通省))に 集録 されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。	有 表記修正(H29国改定)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。	11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。	有 表記修正(H29国改定)
この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。	この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。	有 表記修正(H29国改定)
12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。	12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、 従来技術に加えて 、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。 なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。	有 表記修正(H29国改定)
また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、 従来技術(NETIS掲載期間終了技術を含む)に加えて 、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	有 表記修正(H29国改定)
13. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法(平成12年6月法律第110号)」に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。		有 第1212条へ移動
14. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)(平成12年5月法律第100号)」に基づき毎年策定される「鹿児島県環境物品等調達方針」により、物品使用の検討にあたって環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。		有 第1212条へ移動
15. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月法律第104号)」に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。		有 第1212条へ移動
16. 受注者は、「鹿児島県公共事業景観形成基準(平成20年5月)」に基づき、景観や環境に配慮した設計を行うものとする。		有 第1212条へ移動
第1210条 調査業務及び計画業務の成果 5. 受注者は、 成果物 の作成にあたって、 成果物 一覧表又は特記仕様書によるものとする。	第1210条 調査業務及び計画業務の成果 5. 受注者は、 成果物 の作成にあたって、 成果物 一覧表又は特記仕様書によるものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
第1211条 設計業務の成果 概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。	第1211条 設計業務の成果 受注者は、 概算工事費を算定する場合には 、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。	無 有 表記修正(H31国改定)
	第1212条 環境配慮の条件 1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。	有 有 新規(国準拠) 新規(国準拠) 第1209条より

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
	2.受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月法律第100号,以下「グリーン購入法」という。)に基づき,物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また,グリーン購入法により,毎年策定される「鹿児島県環境物品等調達方針」に基づき,特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には,事業ごとの特性を踏まえ,必要とされる強度や耐久性,機能の確保,コスト等に留意しつつ,原則として,判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。	有 新規(国準拠) 第1209条より【県独自】
	3.受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月法律第104号)に基づき,再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。	有 新規(国準拠) 第1209条より
	4.受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。	有 新規(国準拠)
	5.受注者は、「鹿児島県公共事業景観形成基準(平成20年5月)」に基づき,景観や環境に配慮した設計を行うものとする。	有 新規(国準拠) 第1209条より【県独自】
第1212条 維持管理への配慮	第1213条 維持管理への配慮	有 表記修正
	第3章 その他	有 新規(県独自)
	第1301条 国土調査の基準点等測量標識等の図示	有 新規(県独自)
	国土調査の基準点等測量標識等については「鹿児島県公共測量作業規程」付録4,大縮尺地形図図式第37条に基づき平面図に図示するとともに,その一覧表を提出すること。	有 新規(県独自)
	第1302条 電子納品	有 新規(県独自)
	1.鹿児島県土木部が発注する業務は,電子納品対象業務とする。電子納品とは,「調査,設計,工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは,「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)(令和2年3月):(以下,「ガイドライン」という。)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。ガイドラインは鹿児島県ホームページから取得できる。	有 新規(県独自)
	2.ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は,電子媒体で正本1部,副本1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については,事前協議を行い決定する。(平面線形・縦断線形の両方あるいはいずれかを設計・変更する道路設計業務の場合は以下の「3」も適用する。)	有 新規(県独自)
	3.道路中心線形データは,「道路中心線形データ交換標準(案)基本道路中心線形編(平成25年1月)」に基づいて作成し,電子データで提出する。電子納品の運用は,「道路中心線形データ交換標準に係る電子納品運用ガイドライン(平成28年3月)」によるものとする。	有 新規(県独自)
	第1303条 占有者との協議	有 新規(県独自)
	1.設計にあたっては,占有物調査を行うこと。	有 新規(県独自)
	2.占有物調査の結果,移転が生じる場合は,占有者と協議を行い占有物の内容,位置等の協議を行い,結果を報告すること。	有 新規(県独自)
	3.占有物調査の結果,移転を生じない場合でも施工中の事故防止のため既設占有物の位置を設計図に記入すること。	有 新規(県独自)
	第1304条 「三者技術調整会」の開催	有 新規(県独自)

新旧対照表

編章節条	現行(平成29年版) 条文	改定案(令和4年版) 条文	有 無	改定理由
		受注者は、業務委託の成果による工事を実施するにあたり公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、当該工事の施工者、設計者、発注者の三者による「三者技術調整会」を開催することがあるため、発注者からの参加依頼があった場合は協力すること。	有	新規【県独自】
		なお、「三者技術調整会」への参加費用については、当該工事の発注者が負担する。	有	新規【県独自】
		第1305条 設計業務等における再委託について	有	新規【県独自】
		発注者の承諾を必要とする再委託をしようとするときは、「再委託承諾申請書」に必要事項を記載し、発注者に提出し事前に承諾を得ること。	有	新規【県独自】
		第1305条 遠隔臨場の試行	有	新規【県独自】
		鹿児島県土木部が発注する業務は、遠隔臨場の試行対象とする。	有	新規【県独自】
		県土木部では、遠隔臨場が受発注者の働き方改革に寄与するとともに新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にも繋がることから試行を推進しているので、積極的に遠隔臨場に取り組むこと。	有	新規【県独自】
		遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。	有	新規【県独自】
		ただし、遠隔臨場にかかる費用は設計変更の対象としない。	有	新規【県独自】

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月			
[1]共通				[1]共通				無 無	
5	土木工事安全施工技術指針 - 平成21年改訂版 -	全日本建設技術協会	H22.4	5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R3.3	有	表記修正(R2国改定)
6	土木工事安全施工技術指針の解説 - 平成13年改訂版 -	全日本建設技術協会	H13.12					有	削除(R2国削除)
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H5.2	6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元.9	有	表記修正(R2国改定)
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)	日本建設機械施工協会	H12.3	9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3	有	表記統一
12	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16.6	11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)
14	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20.12	13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
				15	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R2.3	有	新規 諸基準の改定に伴う(R2国改定)
16	公共測量作業規程の準則 解説と運用	日本測量協会	H21.2					有	削除(H30国削除)
17	公共測量作業規程の準則 解説と運用(平成25年改正追補版)	日本測量協会	H26.7					有	削除(H30国削除)
				16	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29.4	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定) 新規(H30国追加)
				17	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	H28.3	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定) 新規(H30国追加)
				18	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	H28.3	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
18	測量成果電子納品要領(案)	国土地理院	H28.3	19	測量成果電子納品要領	国土交通省	H30.3	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
				23	電子納品運用ガイドライン(業務編)	国土交通省	R2.3	有	新規
				24	電子納品運用ガイドライン(測量編)	国土交通省	R2.3	有	新規
				25	電子納品運用ガイドライン(地質・土質調査編)	国土交通省	H30.3	有	新規
22	鹿児島県電子納品ガイドライン(案)	鹿児島県	H25.3	26	鹿児島県電子納品ガイドライン(案)	鹿児島県	最新版	有	【県独自】
23	2012年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H25.3	27	2017年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)
24	2007年制定舗装標準示方書	土木学会	H19.3	28	2014年制定舗装標準示方書	土木学会	H27.10	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
26	2013年制定コンクリート標準示方書(規準編)【土木学会基準および関連基準】+【JIS規格集】	土木学会	H25.11	30	2013年制定コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準】+【JIS規格集】	土木学会	H30.10	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)
27	2013年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H25.10	31	2018年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)
28	2012年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H25.3	32	2017年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30.3	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)
30	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国土交通省	H28.3	34	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R2.3	有	

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月			
31	CAD製図基準	国土交通省	H28.3	35	CAD製図基準	国土交通省	H29.3	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
32	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省大臣官房技術調査課	H28.3	36	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
33	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H28.3	37	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R2.3	有	
34	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書(改訂版)	建設大臣官房技術調査課 建設省土木研究所	H11.5	38	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
36	2006年制定トンネル標準示方書山岳工法・同解説	土木学会	H18.7	40	2016年制定トンネル標準示方書(共通編)・同解説 / (山岳工法編)・同解説	土木学会	H28.8	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
37	2006年制定トンネル標準示方書シールド工法・同解説	土木学会	H18.7	41	2016年制定トンネル標準示方書(共通編)・同解説 / (シールド工法編)・同解説	土木学会	H28.8	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
38	2006年制定トンネル標準示方書開削工法・同解説	土木学会	H18.7	42	2016年制定トンネル標準示方書(共通編)・同解説 / (開削工法編)・同解説	土木学会	H28.8	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
39	地中送電線用深部立坑,洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3	43	地中送電線用深部立坑,洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3	有	表記統一
40	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11.2	44	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2	有	表記統一
41	日本下水道協会(JSWAS)シールド工事用標準セグメント(A-3,4)	日本下水道協会	H13.7	45	日本下水道協会規格(JSWAS)シールド工事用標準セグメント(A-3,4)	日本下水道協会	H13.7	有	表記統一
44	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5	48	グラウンドアンカー設計・施工基準,同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5	有	表記統一
45	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5	49	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5	有	表記統一
46	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9	50	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9	有	表記統一
47	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9	51	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9	有	表記統一
48	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10	52	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10	有	表記統一
49	土木研究所資料大規模地下構造物の耐震設計法ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3	53	土木研究所資料大規模地下構造物の耐震設計法,ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3	有	表記統一
52	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行	56	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行	有	誤記修正
53	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6	57	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6	有	表記統一
54	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7	58	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7	有	誤記修正
58	日本建設機械要覧2013版	日本建設機械施工協会	H25.3	62	日本建設機械要覧 2016年版	日本建設機械施工協会	H28.3	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
59	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13.2	63	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13.2	有	表記統一
61	建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11	65	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11	有	表記統一
64	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】	国土地理院	H21.10	68	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】 第2.3版	国土地理院	H26.4	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
65	地すべり観測便覧	地すべり対策技術協議会	H24.5	69	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5	有	表記統一
67	猛禽類保護の進め方(特にイワシクマカ・オオカについて)	日本鳥類保護連盟	H15.7	71	「猛禽類保護の進め方(改訂版) - 特にイワシクマカ,オオカ」	環境省	H24.12	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月			
68	環境省大気常時監視マニュアル第6版	環境省	H22.3	72	環境大気常時監視マニュアル第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3	有	表記統一
69	騒音に関する環境基準の評価マニュアル 基本評価編	環境省	H11.6	73	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル 基本評価編	環境庁	H11.6	有	誤記修正
70	騒音に関する環境基準の評価マニュアル 地域評価編(道路に関する地域)	環境省	H12.4	74	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル 地域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12.4	有	誤記修正
71	面的評価支援システム捜査マニュアル(本編)Ver.3.0	環境省	H23.10	75	面的評価支援システム操作マニュアル(本編)Ver.4.1	環境省 水・大気環境局	H30.3	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)(H30国改定)
72	改訂・解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11	76	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11	有	表記統一
73	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	H26.4	77	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
74	基準点測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	78	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)(H30国改定)
75	水準測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	79	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
76	数値地形図製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	80	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
77	撮影(標定点の設置,撮影,同時調整)製品仕様書(案)	国土地理院	H26.4	81	製品仕様書等サンプル 撮影(標定点の設置,撮影,同時調整)	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
78	写真地図作成製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	82	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
79	航空レーザー測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	83	製品仕様書等サンプル 航空レーザー測量	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
80	応用測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	84	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R元.11	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
				85	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	H29.10	有	新規(H30国追加)
84	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H27.7	89	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29.2	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)
86	マルチGNSS測量マニュアル(案)近代化GPS,Galileo等の活用	国土地理院	H27.7	91	マルチGNSS測量マニュアル(案)近代化GPS,Galileo等の活用	国土地理院	R2.6	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)
				97	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28.3	有	新規(H29国追加)
				98	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28.7	有	新規(H29国追加)
				99	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29.3	有	新規(H30国追加)
				100	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3	有	新規(H30国追加)
				101	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	H22.3	有	新規(H31国追加)
				102	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集) 地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4	有	新規(H31国追加)

新旧対照表

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月			
				103	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)	H17.12	有	新規(H31国追加)
				104	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修) 土木研究センター(編集)	H21.10	有	新規(H31国追加)
				105	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6	有	新規(H31国追加)
				106	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6	有	新規(H31国追加)
				107	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1	有	新規(H31国追加)
				108	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H29.3	有	新規(R2国追加)
				109	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3	有	新規(R2国追加)
				110	UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3	有	新規(R2国追加)
				111	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル(案)	国土地理院	H31.3	有	新規(R2国追加)
				112	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H31.3	有	新規(R2国追加)
				113	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル(案)	国土地理院	R元.12	有	新規(R2国追加)
[2]河川・海岸・砂防・ダム関係				[2]河川・海岸・砂防・ダム関係				無	
				1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2.3	有	新規(R2国追加)
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9	2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9	有	表記統一
2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12	3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12	有	表記統一
3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6	4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6	有	表記統一
4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4	5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4	有	表記統一
5	河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H26.4	6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H30.3	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)(H29国改定)
7	改訂新版建設省河川砂防技術基準(案) 設計編	日本河川協会	H9.10	8	建設省河川砂防技術基準(案)設計編	建設省	H9.5	有	表記統一
				11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28.3	有	新規(H29国追加)
10	改訂 解説河川管理施設等構造令	国土技術研究センター	H12.1	12	改訂 解説河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1	有	表記統一
12	流域貯留施設等技術指針(案) - 増補改訂版 -	日本河川協会	H19.4	14	流域貯留施設等技術指針(案) - 増補改訂版 -	雨水貯留浸透技術協会	H19.4	有	表記統一
13	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19.9	15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30.5	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)(H30国改定)

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月			
14	数字で見る港湾2014	日本港湾協会	H26.7	16	数字でみる港湾	日本港湾協会	最新版	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)(R2国改定)(H31国改定)(H30国改定)
15	水門鉄管技術基準・第5回改訂版(水門扉編)-付解説-	電力土木技術調査協会	H19.9	17	水門鉄管技術基準・第5回改訂版(水門扉編)-付解説-・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物,溶接・接合編)-付解説-・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19.9 H19.6 H22.4	有	表記統一 集約「15」「16」「17」
16	〃・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編,溶接・接合編)-付解説-	電力土木技術調査協会	H19.6					有	削除
17	〃・FRP(M)水圧管編	電力土木技術調査協会	H22.4					有	削除
18	柔構造樞門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.11	18	柔構造樞門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	有	表記統一
19	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H21.4	19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4	有	表記統一
20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H25.7	20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
21	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H26.9	21	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28.10	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
22	水門・樞門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12	22	水門・樞門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12	有	表記統一
23	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10	23	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10	有	表記統一
24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8	24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8	有	表記統一
25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6	25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6	有	表記統一
26	揚排水ポンプ設備技術基準(案)	国土交通省	H26.3	26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3	有	表記統一
27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27.2	27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27.2	有	表記統一
28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H16.6	28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30.8	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
30	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム協会	S53.8	30	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8	有	表記統一
32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土開発技術研究センター	H13.5	32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5	有	表記統一
33	堤防余盛基準	建設省治水課	S44.1	33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1	有	表記統一
34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.4	34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3	有	表記統一
37	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行	37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行	有	表記統一
38	平成28年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(案)河川版	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1	38	平成28年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(河川版)	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1	有	表記統一
39	平成28年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(案)ダム湖版	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1	39	平成28年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(ダム湖版)	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1	有	表記統一
41	護岸の力学設計法 改訂	(財)国土技術研究センター	H19.11	41	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19.11	有	表記統一
43	漁港・漁場の施設の設計の手引2003年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H15.10	43	漁港・漁場の施設の設計参考図書2015年版	全国漁港漁場協会	H28.3	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行	45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28.11	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9	47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9	有	表記統一
48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6	48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6	有	表記統一
49	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10	49	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10	有	表記統一

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月		
50	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	50	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	有	表記統一
51	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	51	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	有	表記統一
52	土木構造物設計マニュアル(案) - 樋門編 -	全日本建設技術協会	H14.1	52	土木構造物設計マニュアル(案) - 樋門編 -	全日本建設技術協会	H14.1	有	表記統一
53	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	有	表記統一
55	緩傾斜堤の設計の手引き	全国海岸協会	H18.1	55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18.1	有	表記統一
56	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16.3	56	人工リーフの設計の手引き(改訂版)の一部改訂	全国海岸協会	H29.6	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
57	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局治水課	H17.4	57	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17.4	有	表記統一
58	港湾調査指針(改訂)	日本港湾協会	S62.6					有	削除(H31国削除)
59	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3	58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3	有	表記統一
60	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリナビーチ協会	H17.10	59	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリナビーチ協会	H17.10	有	表記統一
61	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H3.3	60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3.3	有	表記統一
62	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1	61	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1	有	表記統一
63	漁港計画の手引き 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11	62	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11	有	表記統一
64	漁港海岸事業設計の手引き平成8年度版	全国漁港協会	H8.9	63	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会	H25.11	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
65	水と緑の溪流づくり調査	建設省砂防局砂防部	H3.8	64	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8	有	誤記修正
66	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H6.9	65	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9	有	表記統一
67	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H3	66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1	有	誤記修正
68	改訂版砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10					有	削除(R2国削除)
69	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27.3	67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27.3	有	表記統一
70	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	H15.7	68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7	有	表記統一
71	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21.9	69	新編・鋼製砂防構造物設計便覧(令和3年版)	砂防・地すべり技術センター	R3.10	有	諸基準の改定に伴う
72	土石流危険渓流および危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4	70	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4	有	表記統一
74	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H19.9	72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	R元.5	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
75	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4	73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4	有	表記統一
76	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6	74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6	有	表記統一
77	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6	75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6	有	表記統一
78	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7	76	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7	有	表記統一
79	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	H18.7	77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7	有	表記統一
81	ダムの地質調査	土木学会	S62.6	79	ダムの地質調査	土木学会	S62.6	有	表記統一
82	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4	80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4	有	表記統一
85	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5	83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5	有	表記統一
88	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2	86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2	有	表記統一

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月			
89	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局,農林水産省農村振興局,水産庁	H18.1	87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局,農林水産省農村振興局,水産庁	H18.1	有	表記統一
90	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26.3	88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30.6	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
92	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16.3	90	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H30.12	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
93	ダム湖利用実態調査調査マニュアル(案)	建設省河川局	-	91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	H31.3	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
101	浸水想定区域図作成マニュアル(改訂版)	国土交通省	H26.3	99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27.7	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
102	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26.1	100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(第3版)	国土交通省	R元.9	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
103	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H19.3	101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28.4	有	新規(H29国追加)
104	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H19.3	102	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28.4	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
106	洪水ハザードマップ作成の手引き(改訂版)	国土交通省	H25.3	103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
108	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H17.6	106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28.3	有	削除(H29国削除)
112	海岸事業の費用便益分析指針[改訂版]	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H16.6	110	海岸事業の費用便益分析指針[改訂版]	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R2.4	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)
113	津波浸水想定の設定の手引きVer.2.00	国土交通省水管理・国土保全局海岸室,国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24.10	111	津波浸水想定の設定の手引きVer.2.10	国土交通省水管理・国土保全局海岸室,国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H31.4	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
115	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver2.0)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H25.4	113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver3.1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28.4	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
118	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課,農林水産省水産庁防災漁村課,国土交通省水管理・国土保全局海岸室,国土交通省港湾局海岸・防災課	H26.3	116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課,農林水産省水産庁防災漁村課,国土交通省水管理・国土保全局海岸室,国土交通省港湾局海岸・防災課	R2.6	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)
119	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3	117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)
120	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3	118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)
121	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3	119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)
122	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)H24.3	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3	120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	R3.1	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)
123	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H26.6	121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H31.3	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月			
124	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省河川局砂防部,気象庁予報部	H17.6	122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部,気象庁予報部	H27.2	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
127	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4	125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
139	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H23.10	137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
				143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	H31.3	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定) 新規(H29国追加)
				149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省	H27.3	有	新規(H29国追加)
				150	水文観測業務規程	国土交通省	H29.3	有	新規(H30国追加)
				151	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土保全局	H29.3	有	新規(H30国追加)
				152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26.3	有	新規(H30国追加)
				153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26.3	有	新規(H30国追加)
				154	水文観測	全日本建設技術協会	H14	有	新規(H30国追加)
				155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13.9	有	新規(H30国追加)
				156	流量観測の高度化マニュアル(高流量観測編)	土木研究所	H28.6	有	新規(H30国追加)
				157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24.3	有	新規(H30国追加)
				158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局治水課	H28.3	有	新規(H30国追加)
				159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備センター	H12.3	有	新規(H30国追加)
				160	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	H18.10	有	新規(R2国追加)
				161	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川環境課・治水課・防災課	H22.8	有	新規(R2国追加)
				162	大河川における多自然川づくり - Q&A形式で理解を深める -	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課	H31.3	有	新規(R2国追加)
				163	実践的な河川環境の評価・改善の手引き(案)	(財)リバーフロント研究所	H31.3	有	新規(R2国追加)
				164	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H30.3	有	新規(R2国追加)
				165	高潮浸水想定区域図作成の手引き(Ver.2.00)	農林水産省農村振興局整備部防災課,農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課,国土交通省水管理・国土保全局河川環境課,国土交通省水管理・国土保全局海岸室,国土交通省港湾局海岸・防災課	R2.6	有	新規(R2国追加) (R3国改定)
				166	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2.6	有	新規(R3国追加)

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月			
				167	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き(案)	国土交通省 水管理 国土保全局 河川環境課	R2.6	有	新規(R3国追加)
				168	豪雨時の土砂生産をとまなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合研究所	H27.11	有	新規(R3国追加)
				169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設設置検討の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H30.11	有	新規(R3国追加)
				170	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	R2.6	有	新規(R3国追加)
〔3〕道路関係				〔3〕道路関係					
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16.2	3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	R3.3	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
5	林道規程 - 運用と解説 -	日本林道協会	H23.9	5	林道規程 - 運用と解説 -	日本林道協会	H23.8	有	誤記修正(H30国改定)
6	全国道路交通情勢調査実施要綱一般交通量調査(調査編)	建設省道路局	-					有	削除(H28国削除)
				9	自転車利用環境整備のためのキーワード	日本道路協会	H25.6	有	新規(H27以前国追加)
11	クロスポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8	11	クロスポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8	有	表記統一
15	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19.7	15	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19.7	有	表記統一
16	平面交差の計画と設計 応用編2007	交通工学研究会	H19.10	16	平面交差の計画と設計 - 応用編 - 2007	交通工学研究会	H19.10	有	表記統一
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.2	18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12	有	誤記修正(H29国改定)
19	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H23.12	19	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29.6	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H26.8	28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H26.8	有	表記統一
29	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル第3回改訂版	土木研究センター	H26.8	29	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H26.8	有	表記統一
30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル改訂版	土木研究センター	H25.12	30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H25.12	有	表記統一
31	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.9	31	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.9	有	表記統一
32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレキャストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23.3	32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレキャストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H30.4	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	国土開発技術研究センター	H11.3	33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11.3	有	表記統一
34	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3	34	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3	有	表記統一
35	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3	35	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3	有	表記統一
36	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H3.10	36	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24.3	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
38	道路橋示方書・同解説(共通編、鋼橋編)	日本道路協会	H24.3	38	道路橋示方書・同解説(共通編)	日本道路協会	H29.11	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月			
				39 道路橋示方書・同解説(鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会	H29.11	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)	
39 道路橋示方書・同解説(共通編・コンクリート橋編)	日本道路協会	H24.3	40 道路橋示方書・同解説(コンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会	H29.11	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)		
40 道路橋示方書・同解説(共通編・下部構造編)	日本道路協会	H24.3	41 道路橋示方書・同解説(下部構造編)	日本道路協会	H29.11	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)		
41 道路橋示方書・同解説(耐震設計編)	日本道路協会	H24.3	42 道路橋示方書・同解説(耐震設計編)	日本道路協会	H29.11	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)		
42 鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14.3	43 鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2.9	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定) (R2国改定)		
43 鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55.8	44 鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	R2.9	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定) (R2国改定)		
44 鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H27.4	45 鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	R2.9	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)		
46 杭基礎設計便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27.4	47 杭基礎設計便覧	日本道路協会	R2.9	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定) (H30国改定)		
47 杭基礎施工便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27.4	48 杭基礎施工便覧	日本道路協会	R2.9	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定) (H30国改定)		
49 斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.11	50 斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.4	有	誤記修正(H30国改定)		
51 コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H6.2	52 コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	R2.9	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)		
52 コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10.1	53 コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10.1	有	表記統一		
53 フレキャストロック工法によるフレキャストコンクリートT型道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H4.10				有	削除(R3国削除)		
54 道路橋支承標準設計(コム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H5.4				有	削除(R3国削除)		
55 道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H5.5				有	削除(R3国削除)		
58 鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26.5	56 鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26.3	有	誤記修正(H30国改定) 削除(R3国削除)		
59 鋼道路橋塗装便覧別冊資料 - 塗膜劣化程度標準写真帳 -	日本道路協会	H2.6				有	削除(R3国削除)		
60 鋼橋の疲労	日本道路協会	H9.5				有	削除(R3国削除)		
62 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3.7				有	削除(R3国削除)		
64 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59.2				有	削除(R3国削除)		
67 鋼構造架設設計施工指針[2001年版]	土木学会	H14.4	60 鋼構造架設設計施工指針[2012年版]	土木学会	H24.6	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)		
68 美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3	61 美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3	有	表記統一		
69 美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7	62 美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7	有	表記統一		
70 橋の美 - 道路橋景観便覧 橋の美 - 道路橋景観便覧 橋の美 - 橋梁デザインノート	日本道路協会	S52.6 S56.6 H4.5	63 橋の美 - 道路橋景観便覧 橋の美 - 道路橋景観便覧 橋の美 - 橋梁デザインノート	日本道路協会	S52.7 S56.6 H4.5	有	表記統一		
71 道路トンネル技術基準(換気編)・同解説平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10	64 道路トンネル技術基準(換気編)・同解説平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10	有	表記統一		
72 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11	65 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11	有	表記統一		

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月			
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10	66	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	R元.9	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
74	道路トンネル維持管理便覧【本土工編】(改訂版)	日本道路協会	H27.6	67	道路トンネル維持管理便覧【本土工編】(令和2年版)	日本道路協会	R2.8	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)
				68	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11	有	新規(H29国追加)
75	道路トンネル観察・計測指針平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2	69	道路トンネル観察・計測指針平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2	有	表記統一
76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10	70	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10	有	表記統一
80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H8.11					有	削除(H30国削除)
81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H2.11					有	削除(H30国削除)
85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10	77	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10	有	表記統一
86	舗装再生便覧平成22年版	日本道路協会	H22.12	78	舗装再生便覧平成22年版	日本道路協会	H22.11	有	誤記修正
87	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9	79	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9	有	表記統一
88	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9	80	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9	有	表記統一
89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.6					有	削除(H30国削除)
90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.7	81	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.7	有	表記統一
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60.9	82	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	編集:鉄鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会 発行:土木研究センター	H27.3	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19.3	83	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29.3	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)
93	設計要領第一集舗装編	NEXCO	H24.7	84	設計要領第一集舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	H29.7	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37	86	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5	有	表記統一
				87	舗装性能評価法 - 必須および主要な性能指標の評価法編 -	日本道路協会	H25.4	有	新規(H30国追加)
				88	舗装性能評価法 別冊 - 必要に応じ定める性能指標の評価法編 -	日本道路協会	H20.3	有	新規(H30国追加)
96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62.1					有	削除(H30国削除)
97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11					有	削除(H30国削除)
99	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22.1	90	舗装調査・試験法便覧(平成31年度版)(全4分冊)	日本道路協会	H31.3	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
102	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	H23.1	93	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	R元.7	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)
103	落石対策便覧(改訂版)	日本道路協会	H12.6	94	落石対策便覧	日本道路協会	H29.12	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)
104	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H27.3	95	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28.3	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
105	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3					有	削除(R3国削除)
				96	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29.3	有	新規(H31国追加)
108	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3	99	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3	有	表記統一
109	土木研究所資料共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10	100	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10	有	表記統一

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月			
110	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8	101	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8	有	表記統一
111	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H28.3	102	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	R3.3	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)(H29国改定)
113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	H27.3	104	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	R2.6	有	諸基準の改定に伴う(R3国改定)
				105	道路標識構造便覧	日本道路協会	R2.6	有	新規(R3国追加)
116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H28.3	108	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H31.3	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)
119	視覚障害者誘導用ブロック設置設計・同解説	日本道路協会	S60.9	111	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9	有	表記統一
120	道路標識ハンドブック(2012年度版)	全国道路標識表示業協会	H25.2	112	道路標識ハンドブック (2012年度版)	全国道路標識・標示業協会編	H25.2	有	表記統一
121	路面標示ハンドブック	全国道路標識表示業協会	H25	113	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会編	H25	有	表記統一
124	道路のデザイン道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17.7	116	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所	H29.11	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
				117	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29.11	有	新規(H30国追加)
132	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H26.6	125	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	有	諸基準の改定による(H31国改定)
				126	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14.5	有	新規(R3国追加)
				127	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)	高速国道課長,国道課長,有料道路課長	H15.3	有	新規(R3国追加)
				128	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)	国道課長	H15.1	有	新規(R3国追加)
133	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3	129	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課長	H28.12	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
				130	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課長	H16.3	有	新規(R3国追加)
				131	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H30.6	有	新規(R2国追加)
				132	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H29.3	有	新規(H31国追加)
				133	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	有	新規(H31国追加)
				134	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	有	新規(H31国追加)
				135	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	有	新規(R3国追加)
				136	附属物(標識,照明施設等)点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	有	新規(R3国追加)
				137	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30.9	有	新規(H31国追加)
				138	舗装性能評価法 - 必須および主要な性能指標編 - (平成25 年版)	日本道路協会	H25.4	有	新規(R3国追加)

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無	改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書					
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月			
				139	舗装性能評価法 - 必要に応じ定める性能指標の評価法編-	日本道路協会	H20.3	有	新規(R3国追加)
				143	凸部・狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3	有	新規(H29国追加)
				144	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会	H28.4	有	新規(H29国追加)
				145	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	H28.7	有	新規(H29国追加)
【4】電気・機械・設備等				【4】電気・機械・設備等					
1	日本電機工業会標準(JEM)規格	日本電機工業会	-	1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	-	有	表記統一
2	解説電気技術の技術基準最終改正	経済産業省原子力安全保安院	H25.10	2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	H28.9	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
3	内線規程JEAC8001-2011	日本電気協会	H24.2	3	内線規程 JEAC 8001-2018	日本電気協会	H28.10	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
4	電気通信設備工事共通仕様書平成27年版	国土交通省	H27.3	4	電気通信設備工事共通仕様書 平成31年版	国土交通省	R元.6	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)(H31国改定)(H30国改定)(H29国改定)
5	電気通信設備施工管理の手引き平成25年版	国土交通省	H25.11	5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建設電気技術協会	H30.9	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)
6	建築設備設計基準平成27年版	国土交通省	H27.3	6	建築設備設計基準 平成30年版	国土交通省	H30.3	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)
7	公共建築工事標準仕様書[建築工事編]平成28年版	国土交通省	H28.3					有	削除(H31国削除)
				7	公共建築工事標準仕様書 [電気設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	有	新規(H31国追加)
				8	公共建築工事標準仕様書 [機械設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	有	新規(H31国追加)
8	公共建築設備工事標準図[電気設備工事編]平成28年版	国土交通省	H28.3	9	公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)
9	公共建築設備工事標準図[機械設備工事編]平成28年版	国土交通省	H28.3	10	公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	有	諸基準の改定に伴う(H31国改定)
10	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H25	11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28.10	有	諸基準の改定に伴う(H29国改定)
11	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	国土交通省	H12.3	12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12.3	有	表記修正(H29国改定)
12	通信鉄塔設計要領・同解説	国土交通省	H25.3	13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3	有	表記修正(H29国改定)
13	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	国土交通省	H25.3	14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会	H25.3	有	表記修正(H29国改定)
15	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	H26.3	16	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	H29.9	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
16	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	H26.3	17	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	H29.11	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
17	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建設電気技術協会	H26.3	18	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建設電気技術協会	H30.1	有	諸基準の改定に伴う(H30国改定)
18	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	国土交通省	H18.11	19	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会	H31.4	有	諸基準の改定に伴う(R2国改定)表記修正(H29国改定)

新旧対照表

現行(平成29年版)				改定案(令和4年版)				有 無 改定理由
主要技術基準及び参考図書				主要技術基準及び参考図書				
名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月		
19	電気通信施設劣化診断要領・同解説 (電力設備編)	国土交通省	H18.11	20	電気通信施設劣化診断要領・同解説 (電力設備編)	建設電気技術協会	H18.11	有 表記修正(H29国改定)
				22	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省	H29.3	有 新規(H30国追加)
				23	機械工事管理基準(案)	国土交通省	H29.3	有 新規(H30国追加)
				24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マ ニュアル(案)	国土交通省	H27.3	有 新規(H30国追加)
				25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニ ュアル(案)	国土交通省	H27.3	有 新規(H30国追加)
				26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検 討マニュアル(案)	国土交通省	H30.3	有 新規(H30国追加)
				27	道路機械設備点検・整備・更新マニ ュアル(案)	国土交通省	H28.3	有 新規(H30国追加)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
第2編 河川編 第2節 環境影響評価 本調査は、「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(以下、「技術指針省令」という)に準拠して実施するものとする。	第2編 河川編 第2節 環境影響評価 本調査は、「堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」((平成27年6月1日国土交通省令第4号)、「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」((平成27年6月1日国土交通省令第43号)及び「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成27年6月1日国土交通省令第43号)(以下この節において「技術指針省令」という)に準拠して実施するものとする。	無 無 有 表記修正(国準拠)
第2102条 環境影響評価の区分 (1)方法書(案)の作成 (2)環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (3)調査 (4)予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (5)準備書(案)の作成 (6)評価書(案)の作成 (7)評価書の補正等	第2102条 環境影響評価の区分 (1)計画段階配慮書(案)の作成 (2)方法書(案)の作成 (3)環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (4)調査 (5)予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (6)準備書(案)の作成 (7)評価書(案)の作成 (8)評価書の補正等	無 有 新規(国準拠) 有 表記修正 有 表記修正 有 表記修正 有 表記修正 有 表記修正 有 表記修正
	第2103条 計画段階配慮書(案)の作成 1.業務目的 本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。 2.業務内容 (1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2)対象事業内容(事業特性)の把握 受注者は、技術指針省令第4条第1項第一号に規定された対象事業の内容(以下この節において「事業特性」という。)に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。 (3)現地踏査 受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。 (4)対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(地域特性)の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第4条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この節において「地域特性」という)を把握するものとする。 (5)計画段階配慮事項の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第5条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
	(6)調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階 配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の 手法の選定を行うものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	(7)配慮書(案)の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、配慮書(案)を作成するものとする。また、配慮 書(案)を要約した要約書(案)を作成するものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	(8)位置等に関する複数案の設定 受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施さ れるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	(9)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するも のとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	(10)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じ て報告書を作成するものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
第2103条 方法書(案)の作成	第2104条 方法書(案)の作成	無
1.業務目的	1.業務目的	無
本業務は、技術指針省令第2条に規定された対象事業の方法書に記載すべき 事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、 公告および縦覧に供される方法書(案)を作成することを目的とする。	本業務は、技術指針省令第17条に規定された対象事業の方法書に記載すべ き事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、 公告および縦覧に供される方法書(案)を作成することを目的とする。	有 表記修正(国準拠)
2.業務内容	2.業務内容	無
(2)対象事業内容(事業特性)の把握	(2)対象事業内容(事業特性)の把握	無
受注者は、技術指針省令第5条第1項第一号に規定された対象事業の内容 (以下、「事業特性」という。)に関して、設計図書に示される資料より当該対象事 業の内容を把握するものとする。	受注者は、技術指針省令第20条第1項第一号に規定された対象事業の内容 (以下この節において「事業特性」という。)に関して、設計図書に示される資料 より当該対象事業の内容を把握するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(4)対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(地域特性)の把握	(4)対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(地域特性)の把握	無
受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指 針省令第5条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域 及びその周囲の自然的社会的状況(以下、「地域特性」という)を把握するものと する。	受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指 針省令第20条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区 域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この節において「地域特性」という) を把握するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(5)環境影響評価の項目の選定	(5)環境影響評価の項目の選定	無
受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第6条に 従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。	受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一 条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
(6)調査、予測及び評価の手法の選定	(6)調査、予測及び評価の手法の選定	無
受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目 について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法の 選定を行うものとする。	受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目 について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の 手法の選定を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
(7)方法書(案)の作成	(7)方法書(案)の作成	無
受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第2条に掲げる事項の区分に 従い、方法書(案)を作成するものとする。また、方法書(案)を要約した概要版を 作成するものとする。	受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第17条に掲げる事項の区分に 従い、方法書(案)を作成するものとする。また、方法書(案)を要約した概要版を 作成するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(8)環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定	(8)環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定	無

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
受注者は、技術指針 省令第三条 に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。	受注者は、技術指針 省令第十八条 に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(9) 報告書作成 第2104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針 省令第五条 に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。	(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 (10) 報告書作成 第2105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針 省令第二十条 に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針 省令第五条 第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。	(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針 省令第二十条 第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。	無 無 有 表記修正(国準拠)
(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針 省令第五条 第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。	(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針 省令第二十条 第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針 省令第六条 に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。	(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針 省令第二十一条 に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針 省令第七～十二条 に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。	(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針 省令第二十二～二十七条 に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(6) 報告書作成 第2105条 調査 1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針 省令第九条 に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。	(6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 (7) 報告書作成 第2106条 調査 1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針 省令第二十四条 に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
2. 業務内容 (4) 報告書作成	2. 業務内容 (4) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 (5) 報告書作成	無 無 有 表記修正(国準拠)
		有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
		有 表記修正

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
第2106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針 省令第十条、十一条 に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針 省令第十三条 に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。 2. 業務内容 (2) 予測 1) 受注者は、技術指針 省令第十条 の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。 (3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針 省令第十四条～第十六条 の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。 (4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針 省令第十七条 の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。 (5) 評価 受注者は、技術指針 省令第十一条 の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。 (6) 総合評価 受注者は、技術指針 省令第十八条 第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。 (7) 報告書作成	第2107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針 省令第二十五条、二十六条 に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針 省令第二十八条 に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。 2. 業務内容 (2) 予測 1) 受注者は、技術指針 省令第二十五条 の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。 (3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針 省令第二十九～三十一条 の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。 (4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針 省令第三十二条 の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。 (5) 評価 受注者は、技術指針 省令第二十六条 の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。 (6) 総合評価 受注者は、技術指針 省令第三十三条 第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。 (7) 照査 受注者は、 第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 (8) 報告書作成	無 無 有 表記修正(国準拠) 無 無 有 表記修正(国準拠) 無 有 表記修正(国準拠) 無 有 表記修正(国準拠) 無 有 表記修正(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正
第2107条 準備書(案)の作成 1. 業務目的 本業務は、技術指針 省令第十八条 に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。 2. 業務内容 (2) 準備書(案)の作成 受注者は、技術指針 省令第十八条 の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。 (5) 報告書作成	第2108条 準備書(案)の作成 1. 業務目的 本業務は、技術指針 省令第三十三条 に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。 2. 業務内容 (2) 準備書(案)の作成 受注者は、技術指針 省令第三十三条 の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。 (5) 照査 受注者は、 第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 (6) 報告書作成	無 無 有 表記修正(国準拠) 無 無 有 表記修正(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正
第2108条 評価書(案)の作成 1. 業務目的	第2109条 評価書(案)の作成 1. 業務目的	有 表記修正 無 無

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第十九条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要なとされる免許等を行う者等に送付するための評価書(案)を作成することを目的とする。	本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要なとされる免許等を行う者等に送付するための評価書(案)を作成することを目的とする。	有 表記修正(国準拠)
2.業務内容	2.業務内容	無
(2)評価書(案)の作成	(2)評価書(案)の作成	無
受注者は、技術指針省令第十九条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書(案)を作成するものとする。	受注者は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書(案)を作成するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(4)報告書作成	(4)照査	有 新規(国準拠)
第2109条 評価書の補正等	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠)
(4)報告書作成	(5)報告書作成	有 表記修正
第3節 河川水辺環境調査	第2110条 評価書の補正等	無
(4)報告書作成	(4)照査	有 新規(国準拠)
本調査は、河川水辺の国勢調査マニュアル及び河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)に準拠して、実施するものとする。	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠)
第2110条 河川水辺環境調査の区分	(5)報告書作成	有 表記修正
第2111条 魚類調査	第3節 河川水辺環境調査	無
2.業務内容	本調査は、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(河川版)(国土交通省・平成28年1月)及び河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)(リバーフロント整備センター・平成13年8月)に準拠して、実施するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(2)事前調査	第2111条 河川水辺環境調査の区分	無
受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。	第2112条 魚類調査	無
なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。	2.業務内容	無
(3)現地調査計画策定	(2)事前調査	無
受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。	受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。	有 表記修正(国準拠)
なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。	なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(河川版)(国土交通省・平成28年1月)」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。	有 表記修正(国準拠)
(5)調査成果のとりまとめ	(3)現地調査計画策定	無
1)考察・評価	受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。	無
受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。	なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(河川版)(国土交通省・平成28年1月)」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。	有 表記修正(国準拠)
2)データの入力	(5)調査成果のとりまとめ	無
受注者は、「河川水辺の国勢調査(河川版)基本調査編-データ入出力システム-(財)リバーフロント整備センター」に基づき調査データの入力を行う。	1)考察・評価	有 表記修正(国準拠)
(6)照査	受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(河川版)(国土交通省・平成28年1月)」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。	無
受注者は、「河川水辺の国勢調査(河川版)基本調査編-データ入出力システム-(財)リバーフロント整備センター」に基づき調査データの入力を行う。	2)データの入力	有 表記修正(国準拠)
	受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム(河川版)(Ver3.90)(リバーフロント整備センター・平成27年度版)」に基づき調査データの入力を行う。	有 表記修正(国準拠)
	(6)照査	有 新規(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
<p>第2112条 (6)報告書作成 底生動物調査 2.業務内容 (5)室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査マニュアル」にもとづき標本を作製するものとする。</p>	<p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 第2113条 (7)報告書作成 底生動物調査 2.業務内容 (5)室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔河川版〕(国土交通省・平成28年1月)」にもとづき標本を作製するものとする。</p>	<p>有 新規(国準拠) 有 表記修正 無 無 有 表記修正(国準拠)</p>
<p>第2113条 (7)報告書作成 植物調査 2.業務内容</p>	<p>(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 第2114条 (8)報告書作成 植物調査 2.業務内容</p>	<p>有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正 無 無</p>
<p>第2114条 (6)報告書作成 鳥類調査 2.業務内容</p>	<p>(6)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 第2115条 (7)報告書作成 鳥類調査 2.業務内容</p>	<p>有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正 無 無</p>
<p>第2115条 (6)報告書作成 両生類・爬虫類・哺乳類調査 2.業務内容</p>	<p>(6)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 第2116条 (7)報告書作成 両生類・爬虫類・哺乳類調査 2.業務内容</p>	<p>有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正 無 無</p>
<p>第2116条 (6)報告書作成 陸上昆虫类等調査 2.業務内容 (5)室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査マニュアル」にもとづき標本を作製するものとする。</p>	<p>(6)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 第2117条 (7)報告書作成 陸上昆虫类等調査 2.業務内容 (5)室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔河川版〕(国土交通省・平成28年1月)」にもとづき標本を作製するものとする。</p>	<p>有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正 無 無</p>
<p>第2117条 (7)報告書作成 河川環境基図作成調査</p>	<p>(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 第2118条 (8)報告書作成 河川環境基図作成調査 (5)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p>	<p>有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正 無 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)</p>

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
<p>(5) 報告書作成 第2118条 河川空間利用実態調査 2. 業務内容 (2) 河川空間利用実態調査 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p>	<p>(6) 報告書作成 第2119条 河川空間利用実態調査 2. 業務内容 (2) 河川空間利用実態調査 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)(国土交通省・平成16年3月)」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p>	<p>有 表記修正 無 無 有 表記修正(国準拠)</p>
<p>(5) 報告書作成 第2119条 河川水辺総括資料作成調査 2. 業務内容 (2) 資料調査 受注者は、設計図書および「河川水辺の国勢調査総括資料作成調査の手引き(案)」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集整理し、総括的な考察検討を行うものとする。</p>	<p>(5) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 (6) 報告書作成 第2120条 河川水辺総括資料作成調査 2. 業務内容 (2) 資料調査 受注者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)(リバーフロント整備センター・平成13年8月)」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集・整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。</p>	<p>有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正 無 無 有 表記修正(国準拠)</p>
<p>(4) 報告書作成 第4節 成果品 第2120条 成果品 1. 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 表2.1.1 成果品一覧表 2. 河川水辺環境調査 受注者は、報告書を成果品として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。</p>	<p>(4) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 (5) 報告書作成 第4節 成果物 第2121条 成果物 1. 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 表2.1.1 成果物一覧表 2. 河川水辺環境調査 受注者は、報告書を成果物として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。</p>	<p>有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 無 有 表記修正(国準拠)</p>
<p>第2節 洪水痕跡調査 第2202条 洪水痕跡調査 2. 業務内容 (6) 点検整理 受注者は、痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。</p>	<p>(6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。</p>	<p>有 表記修正(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正(国準拠)</p>
<p>第3節 計画降雨検討 第2204条 テーセン法による検討 2. 業務内容 (2) 資料収集整理 (3) 統計解析</p>	<p>第3節 計画降雨検討 第2204条 テーセン法による検討 2. 業務内容 (2) 資料収集・整理 (3) 統計解析</p>	<p>無 無 無 有 表記修正(国準拠) 無</p>

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティ・セン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い、デ・タ登録を行うものとする。また、河川の水力水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティ・セン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量(日・時間等)一覧表、ティ・セン分割図及びティ・セン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量(日・時間等)から、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。	受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティ・セン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い(ただし欠損観測所を除く)、デ・タ登録を行うものとする。また、河川の水力水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティ・セン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量(日・時間等)一覧表、ティ・セン分割図及びティ・セン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量(日・時間等)から、確率分布モデルにより計画規模に対する確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、 対象降雨群を選定し、主要地点上流域の対象降雨群の作成 を行うものとする。	受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、主要地点上流域の 対象降雨の波形作成 を行うものとする。	有 表記修正
(6)報告書作成 第2205条 降雨強度曲線による検討 2.業務内容 (2)資料 収集整理 2)雨量資料の 収集・整理	(6)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、 照査を実施するものとする。 (7)報告書作成 第2205条 降雨強度曲線による検討 2.業務内容 (2)資料 収集・整理 2)雨量資料の 収集・整理	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正
受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所1箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを 収集整理 し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読取り最大値を算出し、日雨量デ・タ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、デ・タ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。	受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所1箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを 収集整理 し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読取り最大値を算出し、日雨量デ・タ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、デ・タ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。	有 表記修正(国準拠) 無 無 有 表記修正(国準拠)
(5)対象降雨の作成 受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、 対象降雨群の波形 を作成するものとする。	(5)対象降雨の作成 受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、 対象降雨の波形 を作成するものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(6)報告書作成 第2207条 貯留関数法による検討 2.業務内容 (3)現地調査 1)行程計画 及びとりまとめ	(6)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、 照査を実施するものとする。 (7)報告書作成 第2207条 貯留関数法による検討 2.業務内容 (3)現地調査 1)行程計画	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正
(6)報告書作成 第2208条 準線形貯留型モデルによる検討 2.業務内容	(6)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、 照査を実施するものとする。 (7)報告書作成 第2208条 準線形貯留型モデルによる検討 2.業務内容	有 表記修正 無 無
	(6)照査	有 新規(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠)
第2209条 (6)報告書作成 雨量確率手法による検討	第2209条 (7)報告書作成 雨量確率手法による検討	有 表記修正
1.業務目的 本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第2207条貯留関数法による検討、第2208条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、流出解析や流量検討によって所定の 安全度 の雨量から求める事を目的とする。	1.業務目的 本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第2207条貯留関数法による検討、第2208条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、流出解析や流量検討によって所定の 安全度 を雨量から求める事を目的とする。	無 有 表記修正(国準拠)
2.業務内容	2.業務内容	無
	(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠)
第2210条 (7)報告書作成 流量確率手法による検討	第2210条 (8)報告書作成 流量確率手法による検討	有 表記修正
1.業務目的 本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第2207条貯留関数法による検討、第2208条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、所定の 安全度 の流量から求める事を目的とする。	1.業務目的 本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第2207条貯留関数法による検討、第2208条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、所定の 安全度 を流量から求める事を目的とする。	無 有 表記修正(国準拠)
	(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠)
第5節 (7)報告書の作成 第2211条 低水流出解析	第5節 (8)報告書の作成 第2211条 低水流出解析	有 表記修正
2.業務内容	2.業務内容	無
(3)現地調査	(3)現地調査	無
1)行程計画及びとりまとめ	1)行程計画	有 表記修正(国準拠)
(4)資料収集整理	(4)資料収集・整理	有 表記修正(国準拠)
1)雨量資料収集整理 受注者は、対象年間の各観測所における日雨量(降雪量含む)および月別蒸発量(又は気温)を 収集整理 し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、日雨量年表を作成するものとする。また、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。	1)雨量資料収集・整理 受注者は、対象年間の各観測所における日雨量(降雪量含む)および月別蒸発量(又は気温)を 収集・整理 し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、日雨量年表を作成するものとする。また、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
	(9)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠)
第6節 (9)報告書作成 第2212条 河道計画(大規模河川)	第6節 (10)報告書作成 第2212条 河道計画(大規模河川)	有 表記修正
2.業務内容	2.業務内容	無
(4)資料整理検討	(4)資料収集・整理	有 表記修正(国準拠)
受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。	受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(5)河川特性の把握	(5)河川特性の把握	無
6)現況流下能力の把握	6)現況流下能力の把握	無

<p>編章節条</p> <p>現行(平成29年版)</p> <p>条文</p>	<p>編章節条</p> <p>改定案(令和4年版)</p> <p>条文</p>	<p>有 無</p> <p>改定理由</p>
<p>受注者は、流量配分、出発水位、(セグメント別)粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理の上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。</p>	<p>受注者は、流量配分、出発水位、(セグメント別)粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理の上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。なお、計算モデルについては洪水痕跡等から妥当性を検証するものとする。</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>7) 現況河道の課題の整理 受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。</p>	<p>7) 現況河道の課題の整理 受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況や平均河床高及び最深河床高の変化等を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。</p>	<p>無</p> <p>有</p> <p>表記修正(H29国改定)</p>
<p>(7) 河岸浸食防止必要箇所的一次設定</p>	<p>(7) 河岸侵食防止必要箇所的一次設定</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>3) 河岸浸食防止必要箇所の一次設定</p>	<p>3) 河岸侵食防止必要箇所の一次設定</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>受注者は、堤防防護ライン及び低水路河岸管理ラインから河岸浸食防止必要箇所の一次設定を行うものとする。</p>	<p>受注者は、堤防防護ライン及び低水路河岸管理ラインから河岸侵食防止必要箇所の一次設定を行うものとする。</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>4) 問題点と対応方針の検討 対応方針の検討</p>	<p>4) 問題点と対応方針の検討 対応方針の検討</p>	<p>無</p> <p>無</p>
<p>受注者は、一次設定した河岸浸食防止必要箇所の問題点解決の代替案を比較検討し、箇所ごとの適切な対応方針を設定し、河岸防護の重要度を区分してラインを表示するものとする。</p>	<p>受注者は、一次設定した河岸侵食防止必要箇所の問題点解決の代替案を比較検討し、箇所ごとの適切な対応方針を設定し、河岸防護の重要度を区分してラインを表示するものとする。</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>(8) 河道形状と河岸浸食防止必要箇所の二次設定</p>	<p>(8) 河道形状と河岸侵食防止必要箇所の二次設定</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>1) 河道形状と河岸浸食防止必要箇所の二次設定</p>	<p>1) 河道形状と河岸侵食防止必要箇所の二次設定</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>受注者は、対応方針の検討結果を踏まえ、河道形状(縦横断、平面形状)と河岸浸食防止必要箇所の二次設定を行うものとする。</p>	<p>受注者は、対応方針の検討結果を踏まえ、河道形状(縦横断、平面形状)と河岸侵食防止必要箇所の二次設定を行うものとする。</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>受注者は、二次設定した河道形状を対象とした流下能力の再チェックを行い、二次設定後の河道形状及び河岸浸食防止必要箇所設定の全川的な整合性と河川環境の観点からチェックするものとする。</p>	<p>受注者は、二次設定した河道形状を対象とした流下能力の再チェックを行い、二次設定後の河道形状及び河岸侵食防止必要箇所設定の全川的な整合性と河川環境の観点からチェックするものとする。</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>3) 河道形状と河岸浸食防止必要箇所の最終設定</p>	<p>3) 河道形状と河岸侵食防止必要箇所の最終設定</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>受注者は、全川的な整合を図った河道形状と河岸浸食防止必要箇所を最終設定するものとする。</p>	<p>受注者は、全川的な整合を図った河道形状と河岸侵食防止必要箇所を最終設定するものとする。</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>(9) 河道平面図・横断図作成</p>	<p>(9) 河道平面図・横断図作成</p>	<p>無</p>
<p>受注者は、最終的に設定した河道横断形状、河岸浸食防止必要箇所、地被状況等を平面図及び横断図に整理するものとする。</p>	<p>受注者は、最終的に設定した河道横断形状、河岸侵食防止必要箇所、地被状況等を平面図及び横断図に整理するものとする。</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>(12) 報告書作成</p>	<p>(12) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p>	<p>有</p> <p>新規(国準拠)</p>
<p>第2213条 河道計画(中小河川)</p>	<p>第2213条 河道計画(中小河川)</p>	<p>有</p> <p>新規(国準拠)</p>
<p>2. 業務内容</p>	<p>(13) 報告書作成</p>	<p>有</p> <p>表記修正</p>
<p>(2) 資料収集整理</p>	<p>2. 業務内容</p>	<p>無</p>
<p>2) 資料収集整理</p>	<p>(2) 資料収集・整理</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>(4) 現況河道解析</p>	<p>2) 資料収集・整理</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>
<p>受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目に対し、現況河道解析を行うものとする。</p>	<p>(4) 河川特性の把握 受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目を行い、河川特性を把握するものとする。</p>	<p>有</p> <p>表記修正(国準拠)</p>

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
受注者は、河道計画に必要となる下流端水位、計画河道の粗度係数を決定し、計画平面形状、計画高水位、計画縦断形状、計画横断形状を定めるものとする。また、床止めの位置及び高さについて水理的に検討し、計画上必要な構造物について特に留意する点を検討するとともに計画平面形状、縦断形状、横断形状の妥当性を水理計算によって検討し、最良案を設定するものとする。	受注者は、基本方針を検討し、河道計画に必要となる下流端水位、計画河道の粗度係数を決定し、計画平面形状、計画高水位、計画縦断形状、計画横断形状を定めるものとする。また、床止めの位置及び高さについて水理的に検討し、計画上必要な構造物について特に留意する点を検討するとともに計画平面形状、縦断形状、横断形状の妥当性を水理計算によって検討し、最良案を設定するものとする。	有 表記修正
(7) 報告書作成	(7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
第7節 内水処理計画	第7節 内水処理計画	有 表記修正
第2214条 内水処理計画	第2214条 内水処理計画	無 無
2. 業務内容	2. 業務内容	無 無
(3) 基礎調査	(3) 基礎調査	無 無
1) 水文調査	1) 水文資料の 収集・整理	有 表記修正(国準拠)
受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。	受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、 発注者と協議の上 、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
(12) 内水処理方式の選定	(12) 内水処理方式の選定	無 無
一次選定された処理方式について経済性、実現の可能性、施設の維持管理、超過洪水に対する効果等を総合的に比較して採用する内水処理方式を決定するものとする。	受注者は、一次選定された処理方式について経済性、実現の可能性、施設の維持管理、超過洪水に対する効果等を総合的に比較して採用する内水処理方式を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(13) 段階的整備計画の検討	(13) 段階的整備計画の検討	無 無
本川安全度との整合、近傍内水区域との安全度のバランス、財政上の制約等から段階的な施設整備計画を策定するものとする。	受注者は、本川安全度との整合、近傍内水区域との安全度のバランス、財政上の制約等から段階的な施設整備計画を策定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(14) 報告書作成	(14) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
第8節 利水計画	第8節 利水計画	有 表記修正
第2215条 利水計画検討	第2215条 利水計画検討	無 無
2. 業務内容	2. 業務内容	無 無
(3) 資料 収集整理	(3) 資料 収集・整理	有 表記修正(国準拠)
2) 雨量資料	2) 雨量資料	無 無
受注者は、業務を遂行するにあたり必要となる雨量観測所について、日雨量資料を 収集整理 するものとする。	受注者は、業務を遂行するにあたり必要となる雨量観測所について、日雨量資料を 収集・整理 するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(4) 自然流況の作成	(4) 自然流況の作成	無 無
1) 資料 収集整理	1) 資料 収集・整理	有 表記修正(国準拠)
(5) 利水計算モデルの検討	(5) 利水計算モデルの検討	無 無
4) 計算 プログラム 作成	4) 計算 モデル 作成	有 表記修正(国準拠)
受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水 プログラム を作成するものとする。	受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水 モデル を作成するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(6) 利水計算	(6) 利水計算	無 無
1) データ登録	1) データ登録	無 無
受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。	受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。	無 無

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程を再現し得るプログラムについても合わせて登録するものとする。	なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程の再現に必要な情報についても合わせて登録するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(8)報告書作成	(8)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
第9節 正常流量検討	第9節 正常流量検討	有 表記修正
第2216条 正常流量検討(大規模河川)	第2216条 正常流量検討(大規模河川)	無 無
2.業務内容	2.業務内容	無
(3)資料収集整理	(3)資料収集・整理	有 表記修正(国準拠)
(6)項目別必要流量の検討	(6)項目別必要流量の検討	無
2)観光(景観)からの必要流量	2)観光(景観)からの必要流量	無
受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要流量について、評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。	受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要流量を評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。	有 表記修正(国準拠)
9)地下水位の維持からの必要流量	9)地下水位の維持からの必要流量	無
受注者は、他の項目から求まる必要流量からみて地下水の上昇に重大な支障がないことを確認するものとする。	受注者は、他の項目から求まる必要流量からみて地下水の上昇に重大な支障がないことを確認するものとする。	無
なお、必要に応じて地下水位と河川流量との関係を調査・解析し、地下水の適正利用等と併せて対策を検討するものとする。	なお、必要に応じて地下水位と河川流量との関係を調査・解析し、地下水の適性利用等と併せて対策を検討するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(9)報告書作成	(9)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
第2217条 正常流量検討(中小河川)	第2217条 正常流量検討(中小河川)	有 表記修正
2.業務内容	2.業務内容	無
(3)資料収集整理	(3)資料収集・整理	有 表記修正(国準拠)
受注者は、資料収集整理について、第2216条正常流量検討(大規模河川)第2項(3)に準ずるものとする。	受注者は、資料収集・整理について、第2216条正常流量検討(大規模河川)第2項(3)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(6)項目別必要流量の検討	(6)項目別必要流量の検討	無
5)その他政令5項目からの必要流量	5)その他政令5項目からの必要流量	無
受注者は、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。	受注者は、正常流量検討の手引き(案)(国土交通省・平成19年9月)に基づき、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
(9)報告書作成	(9)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
第10節 氾濫水理解析	第10節 氾濫水理解析	有 表記修正
第2218条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)	第2218条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)	無 無
2.業務内容	2.業務内容	無
(3)資料収集整理	(3)資料収集・整理	有 表記修正(H29国改定)
2)資料収集整理	2)資料収集・整理	有 表記修正(H29国改定)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
受注者は、工事实施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。	受注者は、工事实施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、 LP地盤高データ 、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。	有 表記修正(H29国改定)
受注者は、 定期横断測量図 より河道断面特性を把握するものとする。	受注者は、 横断測量図 より河道断面特性を把握するものとする。	有 表記修正
(6)氾濫水理解析 3)氾濫水理モデルの検証	(6)氾濫水理解析 3)氾濫水理モデルの検証	無 無
受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。	受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて 実績の浸水範囲等 より氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。	有 表記修正(H29国改定)
(7)報告書作成	(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
第11節 総合治水対策調査 第2219条 総合治水対策調査	第11節 総合治水対策調査 第2219条 総合治水対策調査	有 表記修正
2.業務内容 (3)文献調査	2.業務内容 (3)文献調査	無 無 無
受注者は、既往の類似調査報告書、流域の自然条件に関する文献(気象、地形・地質、林相等)、流域の社会条件に関する文献(人口、産業、資産、歴史、土地利用の変遷及び将来予測等)およびその他業務に必要な文献の 収集整理 を行うものとする。	受注者は、既往の類似調査報告書、流域の自然条件に関する文献(気象、地形・地質、林相等)、流域の社会条件に関する文献(人口、産業、資産、歴史、土地利用の変遷及び将来予測等)およびその他業務に必要な文献の 収集・整理 を行うものとする。	有 表記修正
(5)水理・水文解析 1)水理・水文資料 収集整理	(5)水理・水文解析 1)水理・水文資料の 収集・整理	無 有 表記修正(国準拠)
4)流出・氾濫解析(水理資料の整理) 受注者は、解析対象洪水の全水位流量資料の精度をチェックしたうえで最も適切な 水位・流量 曲線(H-Q曲線)で水位を流量に換算し、流量ハイドログラフを作成するものとする。また、この精度を他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討するものとし、定数同定の検討資料とする。	4)流出・氾濫解析(水理資料の整理) 受注者は、解析対象洪水の全水位流量資料の精度をチェックしたうえで最も適切な 水位～流量 曲線(H～Q曲線)で水位を流量に換算し、流量ハイドログラフを作成するものとする。また、この精度を他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討するものとし、定数同定の検討資料とする。	無 有 表記修正(国準拠)
H-Q曲線の作成 主要地点におけるH-Q曲線の作成とチェックを行うものとする。	H-Q曲線の作成 主要地点におけるH-Q曲線の作成とチェックを行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
流量ハイドログラフの作成とチェック 以下の手順で本検討の対象とする流量ハイドログラフを作成するものとする。	流量ハイドログラフの作成とチェック 以下の手順で本検討の対象とする流量ハイドログラフを作成するものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
H-Q式による水位から流量への変換、流量ハイドログラフの作成・図化、流量ハイドログラフのチェックの順である。	H-Q式による水位から流量への変換、流量ハイドログラフの作成・図化、流量ハイドログラフのチェックの順である。	有 表記修正(国準拠)
7)流出・氾濫解析(氾濫モデル定数の解析) 受注者は、氾濫の生じている出水を対象に、氾濫原のH-V、氾濫が生じている河道の越流高等の諸元を決定するものとする。	7)流出・氾濫解析(氾濫モデル定数の解析) 受注者は、氾濫の生じている出水を対象に、氾濫原のH-V、氾濫が生じている河道の越流高等の諸元を決定するものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
氾濫原のH-Vの検討 (6)治水機能による治水区分の設定	氾濫原のH-Vの検討 (6)治水機能による治水区分の設定	有 表記修正(国準拠)
2)地域地区区分の設定 受注者は、上記1)で設定した3地域を、 さらに 治水特性、地域特性から地区の細分化を行うものとする。	2)地域地区区分の設定 受注者は、上記1)で設定した3地域を、 更に 治水特性、地域特性から地区の細分化を行うものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(7)総合治水対策案検討(長期整備計画検討) 11)河川の整備計画検討	(7)総合治水対策案検討(長期整備計画検討) 11)河川の整備計画検討、 河川の整備計画検討	無 有 表記修正(国準拠)

現行(平成29年版) 編章節条 条文	改定案(令和4年版) 編章節条 条文	有 無 改定理由
(8)総合治水対策案検討(暫定計画検討)	(8)総合治水対策案検討(暫定計画検討)	無
9)河川の暫定整備計画検討	9)河川の暫定整備計画検討・河川の暫定整備計画検討	有 表記修正(国準拠)
13)総合治水対策効果図の作成	13)総合治水対策効果図の作成・総合治水対策効果図の作成	有 表記修正(国準拠)
	(12)照査	有 新規(国準拠)
	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠)
(12)報告書作成	(13)報告書作成	有 表記修正
第12節 洪水予測システム検討	第12節 洪水予測システム検討	無
第2220条 洪水予測システム検討	第2220条 洪水予測システム検討	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(2)資料収集整理	(2)資料収集・整理	有 表記修正(国準拠)
2)水位・流量資料収集整理検討	2)水位・流量資料収集・整理	有 表記修正(国準拠)
受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。	受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集する洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。	有 表記修正(国準拠)
3)雨量資料収集整理	3)雨量資料収集・整理	有 表記修正(国準拠)
受注者は、選定した資料収集洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。	受注者は、選定した資料収集する洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(3)流出予測モデルの検討	(3)流出予測モデルの検討	無
12)フィードバックシステムの検討	12)フィードバックシステムの検討	無
受注者は、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。	受注者は、洪水予測システムチェックリスト(案)(国土技術政策総合研究所・平成22年5月)に基づき、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。	有 表記修正(国準拠)
	(7)照査	有 新規(国準拠)
	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠)
(7)報告書作成	(8)報告書作成	有 表記修正
第13節 成果品	第13節 成果物	有 表記修正(国準拠)
第2221条 成果品	第2221条 成果物	有 表記修正(国準拠)
受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1116条成果の提出に従い、3部納品するものとする。	受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	有 表記修正(国準拠)
第3章 河川構造物設計	第3章 河川構造物設計	無
第1節 河川構造物設計の種類	第1節 河川構造物設計の種類	無
第2301条 河川構造物設計の種類	第2301条 河川構造物設計の種類	無
河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。	河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。	無
(1)護岸設計	(1)築堤設計	有 新規(国準拠)
(2)樋門設計	(2)護岸設計	有 表記修正
(3)床止め設計	(3)樋門設計	有 表記修正
(4)堰設計	(4)床止め設計	有 表記修正
(5)水門設計	(5)堰設計	有 表記修正
(6)排水機場設計	(6)水門設計	有 表記修正
	(7)排水機場設計	有 表記修正
	第1節 築堤設計	有 新規(国準拠)
	築堤設計は、盛土により築造される堤防の新規築堤、現況堤防の改築等を計画するに際して実施する河川堤防の設計に適用する。ただし、高潮区間の堤防、高規格堤防、越流堤、自立式特殊堤については適用しない。	有 新規(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
	第2302条 築堤設計区分 築堤設計は、以下の区分により行うものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	(1)予備設計	有 新規(国準拠)
	(2)詳細設計	有 新規(国準拠)
	第2303条 築堤予備設計	有 新規(国準拠)
	1.業務目的 築堤予備設計は、当該区間全体の法線形、堤防形状、基本断面形状についての検討を行い、対象地域における最適な堤防の基本諸元を選定することを目的とする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	2.業務内容 堤防予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、新規築堤に伴う排水系統の見直し等を要する場合は別途設計図書に示される業務内容に準じることとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	(1)設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	(2)現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、河道特性、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	なお、現地調査(測量、地質調査等)を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。	有 新規(国準拠)
	(3)基本事項の検討	有 新規(国準拠)
	1)基礎検討 受注者は、対象範囲の区間毎に堤防の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性検討において特に注意すべき点を明確にするものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	法線形(3案程度)	有 新規(県独自)
	基本断面形状(天端高、天端幅、法勾配、小段等)	有 新規(国準拠)
	環境	有 新規(国準拠)
	2)法覆工の検討 受注者は、河道特性、既往の被災箇所、既設護岸の有無等を整理し、洪水時の流速等の外力条件に基づいて法覆工の必要性、必要範囲について検討する。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	3)関連構造物の検討 受注者は、堤防改修に伴う影響構造物の内、小規模施設(管渠、距離標、光ケーブル等の埋設物)、堤防坂路、堤内道路、堤防天端道路等について対象位置・範囲を設定し、改修方針を立案するものとする。また、現況排水系統を踏まえた堤脚水路の縦横断計画を立案する。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	(4)図面作成 受注者は、下記の図面を作成するものとする。	有 新規(国準拠)
	1)平面図(1/500～1/1,000) 上記の測量精度の平面図に堤防法線と法尻法線を描くと共に補償施設及び用地、家屋、付け替え道路の範囲を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
	2)縦断図(1/500～1/1,000)	有 新規(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
	平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。	有 新規(国準拠)
	3)標準横断面図 基本事項で検討された断面毎に、堤防標準横断面図を作成するものとする。	有 新規(国準拠)
	4)小規模構造物 小規模施設は、代表地点の改築一般図を1ヶ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表などにまとめるものとする。	有 新規(国準拠)
	(4)施工計画書の検討 受注者は、選定された堤防形状、対策工法について下記について検討を行い、最適な施工計画書を策定するものとする。	有 新規(国準拠)
	1)施工方法の検討 基本事項の検討において選定された堤防形状、対策工法を基に該当区間の堤防工事の施工計画書(施工方針、仮設工、施工順序及び施工機械等)を立てるものとする。	有 新規(国準拠)
	2)仮設計書の検討 受注者は、施工方法の検討で立案された仮設工の必要性及び規模諸元の検討を行って仮設計書を立てるものとする。	有 新規(国準拠)
	3)全体施工計画の検討 受注者は、上記の検討を踏まえ、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の検討を行うものとする。	有 新規(国準拠)
	(5)概算工事費 受注者は、標準横断面図を基に第1211条設計業務の成果第5項に基づき、概算工事費を算定するものとする。	有 新規(国準拠)
	なお、仮設工に関しては、主要工法について算定するものとする。	有 新規(国準拠)
	(6)考察 受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目ごとに列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。	有 新規(国準拠)
	(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠)
	1)基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。	有 新規(国準拠)
	2)一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式が河道特性との整合が適切にとられているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計条件に反映されているかの照査を行う。	有 新規(国準拠)
	3)設計方針、設計手法及び設計外力が適切であるかの照査を行う。	有 新規(国準拠)
	4)設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。	有 新規(国準拠)
	(8)パース作成 受注者は、代表断面について着色パース(A3版)を1枚作成するものとする。	有 新規(国準拠)
	(9)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	有 新規(国準拠)
	3.貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。	有 新規(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
	(1)河川計画調査報告書	有 新規(国準拠)
	(2)当該区間の測量成果(河道変遷図等を含む)	有 新規(国準拠)
	(3)当該区間の地質調査報告書	有 新規(国準拠)
	(4)河川環境調査資料	有 新規(国準拠)
	(5)既設構造物調査資料	有 新規(国準拠)
	(6)当該区間の流況解析結果資料	有 新規(国準拠)
	(7)その他必要と認められたもの	有 新規(国準拠)
	第2304条 築堤詳細設計	有 新規(国準拠)
	1.業務目的	有 新規(国準拠)
	築堤詳細設計は、予備設計によって決定された堤防形状、法覆工の検討に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。	有 新規(国準拠)
	2.業務内容	有 新規(国準拠)
	堤防詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。なお、堤防の圧密沈下・浸透対策が必要な場合や、道路設計及び排水系統の見直しに伴う排水施設設計を要する場合は、別途設計図書に示される業務内容に準じることとする。	有 新規(国準拠)
	(1)設計計画	有 新規(国準拠)
	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 新規(国準拠)
	(2)現地踏査	有 新規(国準拠)
	受注者は、貸与資料を基に現地調査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況、河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。	有 新規(国準拠)
	なお、現地調査(測量、地質調査等)を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。	有 新規(国準拠)
	(3)基本事項の決定	有 新規(国準拠)
	受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本事項を確認するものとする。	有 新規(国準拠)
	1)法線等の見直し検討	有 新規(国準拠)
	精度の高い地形図を基に計画堤防法線を描き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。	有 新規(国準拠)
	2)施設配置計画	有 新規(国準拠)
	坂路、堤脚水路、階段等の施設の配置を新規図面にて確認するものとする。	有 新規(国準拠)
	3)構造物との取付け検討	有 新規(国準拠)
	大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付け計画を行うものとする。	有 新規(国準拠)
	(4)構造設計	有 新規(国準拠)
	1)堤防設計	有 新規(国準拠)
	受注者は、決定された堤防断面に対して、余盛り形状等を決定し、標準断面図等の構造一般図を作成するものとする。	有 新規(国準拠)
	2)法覆工設計	有 新規(国準拠)
	護岸工が必要な箇所は、第2307条護岸詳細設計第2項(4)に準ずるものとする。	有 新規(国準拠)
	3)付帯施設設計	有 新規(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
	受注者は、堤脚水路、天端工、裏法階段工、坂路その他の付帯施設の一般構造図を作成するものとする。	有 新規(国準拠)
	(5) 施工計画	有 新規(国準拠)
	1) 施工計画	有 新規(国準拠)
	受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる本提築造等の工事の順序、施工方法、運土計画等を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は下記に示すものとする。	有 新規(国準拠)
	施工条件	有 新規(国準拠)
	施工方法	有 新規(国準拠)
	土工計画	有 新規(国準拠)
	工程計画	有 新規(国準拠)
	動態観測の方法(計測が必要な場合)	有 新規(国準拠)
	工事機械、仮設備とその配置	有 新規(国準拠)
	環境保全対策	有 新規(国準拠)
	安全対策	有 新規(国準拠)
	2) 仮設計画	有 新規(国準拠)
	受注者は、施工計画により必要となる仮設備(仮排水路、工用道路及び山留工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	有 新規(国準拠)
	(6) 図面作成	有 新規(国準拠)
	受注者は、一般平面図、縦断面図、標準断面図、横断面図及び付帯施設構造図、仮設平面図、切廻し水路設計図、工用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。	有 新規(国準拠)
	(7) 数量計算	有 新規(国準拠)
	受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。	有 新規(国準拠)
	(8) 照査	有 新規(国準拠)
	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。	有 新規(国準拠)
	1) 設計条件の決定に際し、現地の状況その他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。	有 新規(国準拠)
	2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切に取られているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う	有 新規(国準拠)
	3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。	有 新規(国準拠)
	4) 安全性照査結果、設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。	有 新規(国準拠)
	(9) 報告書作成	有 新規(国準拠)
	受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	有 新規(国準拠)
	3. 貸与資料	有 新規(国準拠)
	発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。	有 新規(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
	(1)堤防の予備設計報告書	有 新規(国準拠)
	(2)対象河川の計画河道諸元	有 新規(国準拠)
	(3)設計範囲の測量成果	有 新規(国準拠)
	(4)設計範囲の地質調査報告書	有 新規(国準拠)
	(5)当該区間の流況解析結果資料	有 新規(国準拠)
	(6)その他必要と認められたもの	有 新規(国準拠)
第2節 護岸設計	第3節 護岸設計	無
第2302条 護岸設計の区分	第2305条 護岸設計の区分	無
第2303条 護岸予備設計	第2306条 護岸予備設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(3)基本事項の検討	(3)基本事項の検討	無
1)基礎検討	1)基礎検討	無
受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。	受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。	無
法線形(3案)	法線形(3案程度)	有 表記修正(H29国改定)
2)法覆工法検討	2)法覆工法検討	無
受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について3案提案して各々について検討を行うものとする。	受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について3案程度提案して各々について検討を行うものとする。	有 表記修正(H29国改定)
3)基礎工法の検討	3)基礎工法の検討	無
一般地盤の場合	一般地盤の場合	無
受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案提案し、検討するものとする。	受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案程度提案し、検討するものとする。	有 表記修正(H29国改定)
5)環境護岸検討	5)環境護岸検討	無
受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸(親水護岸等)として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案提案して各々について検討を行うものとする。	受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸(親水護岸等)として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案程度提案して各々について検討を行うものとする。	有 表記修正(H29国改定)
(4)基本ケースの選定	(4)基本ケースの選定	無
2)基本ケースの選定	2)基本ケースの選定	無
受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面(法線、環境等)、縦断(根入れ、構造物)及び断面(構造)等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケースを選定する。	受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面(法線、環境等)、縦断(根入れ、構造物)及び断面(構造)等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケース程度を選定する。	有 表記修正(H29国改定)
(5)図面作成	(5)図面作成	無
受注者は、下記の図面(縦断図を除く)について基本ケース(6ケース)を作成するものとする。	受注者は、下記の図面(縦断図を除く)について基本ケース((4)で選定したケース)を作成するものとする。	有 表記修正(H29国改定)
2)縦断図	2)縦断図	無
平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。	平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。	無
なお、作成図面は原則として6ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。	なお、作成図面は原則として基本ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。	有 表記修正(H29国改定)
(6)施工計画(案)の比較検討	(6)施工計画(案)の比較検討	無
1)施工方法の検討	1)施工方法の検討	無
基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案(施工方針、施工順序及び施工機械等)を3案立てるものとする。	基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案(施工方針、施工順序及び施工機械等)を3案程度立てるものとする。	有 表記修正(H29国改定)
2)仮設計画の検討	2)仮設計画の検討	無

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
受注者は、施工方法の検討で立案された3案について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。	受注者は、施工方法の検討で立案された3案程度について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。	有 表記修正(H29国改定)
3)全体施工計画の比較検討	3)全体施工計画の比較検討	無
受注者は、上記の検討を踏まえ、基本6ケースのうち、施工方針の異なる代表3案を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。	受注者は、上記の検討を踏まえ、基本ケースのうち、施工方針の異なる代表3案程度を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。	有 表記修正(H29国改定)
(8)総合評価	(8)総合評価	無
受注者は、(4)において選定された基本ケース(6ケース)について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。	受注者は、(4)において選定された基本ケース(6ケース程度)について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。	有 表記修正(H29国改定)
第2304条 護岸詳細設計	第2307条 護岸詳細設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(2)現地踏査	(2)現地踏査	無
受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(3)基本事項の決定	(3)基本事項の決定	無
受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。	受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(4)本体設計	(4)本体設計	無
1)一般地盤の場合	1)一般地盤の場合	無
基礎工検討諸元の整理	基礎工検討諸元の整理	無
受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適性を決定するものとする。	受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。	有 誤記修正
安定計算	安定計算	無
受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表箇所3断面について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。	受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表箇所3断面程度について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。	有 表記修正(H29国改定)
2)軟弱地盤の場合	2)軟弱地盤の場合	無
現況護岸の安定計算	現況護岸の安定計算	無
受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記の定数を用いて代表3断面の安定計算を行うものとする。	受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記の定数を用いて代表3断面程度の安定計算を行うものとする。	有 表記修正(H29国改定)
対策工法の安定計算	対策工法の安定計算	無
上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。	受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(6)施工計画	(6)施工計画	無
2)仮設計画	2)仮設計画	無
施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
第3節 樋門設計	第4節 樋門設計	無
第2305条 樋門設計の区分	第2308条 樋門設計の区分	無
第2306条 樋門予備設計	第2309条 樋門予備設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
	樋門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計(レベル2)、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計(レベル2)については、別途設計図書に示される業務内容とする。	有 新規(国準拠)

編章節条	現行(平成29年版) 条文	編章節条	改定案(令和4年版) 条文	有 無	改定理由
	(2)現地踏査 受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。		(2)現地踏査 受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	無 有	 表記修正(国準拠)
第2307条	樋門詳細設計 2.業務内容	第2310条	樋門詳細設計 2.業務内容 樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計(レベル2)、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計(レベル2)については、別途設計図書に示される業務内容とする。	無 無 有	 新規(国準拠)
	(2)現地踏査 受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。		(2)現地踏査 受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	無 有	 表記修正(国準拠)
	(5)構造設計 5)ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。		(5)構造設計 5)ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。ただし、機械関係(金物)の詳細設計は含まない。	無 無 有	 表記修正(H29国改定)
	ゲート開閉機設備 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。		ゲート開閉機設備 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。	無 有	 表記修正(国準拠)
			管理橋 管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。	有 有	新規(国準拠) 新規(国準拠)
	(8)仮設構造物設計 施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。		(8)仮設構造物設計 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	無 有	 表記修正(国準拠)
	(10)パース作成 受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。		(10)パース作成 受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	無 有	 表記修正(国準拠)
第4節	床止め設計	第5節	床止め設計	無	
第2308条	床止め設計の区分	第2311条	床止め設計の区分	無	
第2309条	床止め予備設計 2.業務内容	第2312条	床止め予備設計 2.業務内容	無 無	
	(2)現地踏査 受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。		(2)現地踏査 受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	無 有	 表記修正(国準拠)
	(3)基本事項の検討		(3)基本事項の検討	無	
	2)位置の検討 現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する床止め位置を2案程度比較の上決定するものとする。		2)位置の検討 受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する床止め位置を2案程度比較の上決定するものとする。	無 有	 表記修正(国準拠)
	(6)施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第2306条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。		(6)施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。	無 有	 表記修正(国準拠)
	(10)パース作成		(10)パース作成	無	

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
第2310条 床止め詳細設計	第2313条 床止め詳細設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(2)現地踏査	(2)現地踏査	無
受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(4)構造設計	(4)構造設計	無
5)護岸工の設計	5)護岸工の設計	無
地質状況、計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。	受注者は、地質状況、計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。	有 表記修正(国準拠)
7)付帯工の設計	7)付帯工の設計	無
付帯工である高水敷保護工を施工する範囲を決定し、洗掘防止、粗度の観点から使用材料を決定し、平面図、横断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。	受注者は、付帯工である高水敷保護工を施工する範囲を決定し、洗掘防止、粗度の観点から使用材料を決定し、平面図、横断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(6)施工計画	(6)施工計画	無
受注者は、施工計画について、第2307条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。	受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(7)仮設構造物設計	(7)仮設構造物設計	無
受注者は、仮設構造物設計について、第2307条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(9)パース作成	(9)パース作成	無
受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
第5節 堰設計	第6節 堰設計	無
第2311条 堰設計の区分	第2314条 堰設計の区分	無
第2312条 堰予備設計	第2315条 堰予備設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(2)現地踏査	(2)現地踏査	無
受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(3)基本事項の検討	(3)基本事項の検討	無
2)堰位置、堰軸の検討	2)堰位置、堰軸の検討	無
現況及び河道計画の河道断面形状、取水口位置、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する堰位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。	受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、取水口位置、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する堰位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
4)径間割りの検討	4)径間割りの検討	無
計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。	受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
5)ゲート形式の検討	5)ゲート形式の検討	無
治水、利水計画の必要与条件からゲート形式(引上げ式、転倒式、ゴム引き布製起伏式等)を決定するものとする。	受注者は、治水、利水計画の必要与条件からゲート形式(引上げ式、転倒式、ゴム引き布製起伏式等)を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(4)景観検討	(4)景観検討	無
2)操作室デザイン検討	2)操作室デザイン検討	無
受注者は、全体景観の検討結果を踏まえ、操作室、門柱、管理橋の意匠について安定感、視覚求心性、形状バランスから形状を検討するものとする。	受注者は、全体景観の検討結果を踏まえ、操作室、門柱、管理橋の意匠を安定感、視覚求心性、形状バランスから形状を検討するものとする。	有 表記修正(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
(5)設計図	(5)設計図	無
1)設計条件と構造諸元の設定	1)設計条件と構造諸元の設定	無
基本構造諸元の設定	基本構造諸元の設定	無
計画条件及び基本事項に基づき、堰の各部構造の基本構造諸元を整理し、決定するものとする。	受注者は、計画条件及び基本事項に基づき、堰の各部構造の基本構造諸元を整理し、最終決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
2)基礎工及び本体工の検討	2)基礎工及び本体工の検討	無
基礎工	基礎工	無
堰柱本体、戸当り床版、水叩き床版の基礎工は、概略の安定計算より基礎反力を求め、これに対する基礎形式の比較検討を行い、配置、規模を決定するものとする。また、基礎形式は、直接基礎、杭基礎を標準とし、杭基礎の場合は杭種、杭径の概略決定をするものとする。	受注者は、堰柱本体、戸当り床版、水叩き床版の基礎工は、概略の安定計算より基礎反力を求め、これに対する基礎形式の比較検討を行い、配置、規模を決定するものとする。また、基礎形式は、直接基礎、杭基礎を標準とし、杭基礎の場合は杭種、杭径の概略決定をするものとする。	有 表記修正(国準拠)
本体工	本体工	無
ゲート操作台、門柱、堰柱、戸当り床版の各部材の概略構造計算を行い、主要寸法を決定するものとする。	受注者は、ゲート操作台、門柱、堰柱、戸当り床版の各部材の概略構造計算を行い、主要寸法を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
水叩き工、護床工	水叩き工、護床工	無
放流水流、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力を総合判断し、既往事例を参考に、長さ、厚さ、幅の主要寸法を決定するものとする。	受注者は、放流水流、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力を総合判断し、既往事例を参考に、長さ、厚さ、幅の主要寸法を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
3)操作室の検討	3)操作室の検討	無
開閉機の設置構造から必要スペースを定め、操作室の必要形状寸法を決定するものとする。また、操作室の意匠は、決定されたデザインについて形状寸法、材質を3案程度のパース(無着色、鉛筆仕上げ)にて比較検討するものとする。	受注者は、開閉機の設置構造から必要スペースを定め、操作室の必要形状寸法を決定するものとする。また、操作室の意匠は、決定されたデザインについて形状寸法、材質を3案程度のパース(無着色、鉛筆仕上げ)にて比較検討するものとする。	有 表記修正(国準拠)
4)ゲート工の検討	4)ゲート工の検討	無
ゲート扉体	ゲート扉体	無
ゲート形式(支承形式、扉体構造形式)について操作性、水理性、維持管理性、経済性、施工性の観点から3～4案程度を比較検討し、基本形状寸法を決定するものとする。	受注者は、ゲート形式(支承形式、扉体構造形式)について操作性、水理性、維持管理性、経済性、施工性の観点から3～4案程度を比較検討し、基本形状寸法を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
ゲート開閉機設備	ゲート開閉機設備	無
扉体に対応する開閉機の形式(手動、電動、油圧)を選定し、概略の寸法形状規模、必要スペースを決定するものとする。	受注者は、扉体に対応する開閉機の形式(手動、電動、油圧)を選定し、概略の寸法形状規模、必要スペースを決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
5)管理橋の検討	5)管理橋の検討	無
設置位置、幅員、荷重条件、維持管理性から上部工の構造形式を選定し、基本寸法を決定するものとする。また、下部工は、逆T型、重力型について比較検討し、基本寸法を決定するものとする。	受注者は、設置位置、幅員、荷重条件、維持管理性から上部工の構造形式を選定し、基本寸法を決定するものとする。また、下部工は、逆T型、重力型について比較検討し、基本寸法を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
6)魚道の検討	6)魚道の検討	無
基本構造寸法の決定	基本構造寸法の決定	無
選定された形式に基づき魚道勾配、水位条件から水理計算を行い、流量、形式を検討し構造寸法を決定するものとする。	受注者は、選定された形式に基づき魚道勾配、水位条件から水理計算を行い、流量、形式を検討し構造寸法を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
7)付帯工の検討	7)付帯工の検討	無
護岸工	護岸工	無
護岸工構造形式および範囲を決定するものとする。	受注者は、護岸工構造形式および範囲を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
取付擁壁工	取付擁壁工	無
取付擁壁(翼壁)の構造形式及び範囲を決定するものとする。	受注者は、取付擁壁(翼壁)の構造形式及び範囲を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(6)施工計画検討	(6)施工計画検討	無
受注者は、施工計画検討について、第2306条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。	受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(8)パース作成	(8)パース作成	無

現行(平成29年版) 編章節条 条文	改定案(令和4年版) 編章節条 条文	有 無 改定理由
受注者は、パース作成について、 第2306条 樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	受注者は、パース作成について、 第2309条 樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
第2313条 堰詳細設計	第2316条 堰詳細設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(2)現地踏査	(2)現地踏査	無
受注者は、現地踏査について、 第2303条 護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	受注者は、現地踏査について、 第2306条 護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(5)構造設計	(5)構造設計	無
5)ゲート工の設計	5)ゲート工の設計	無
ゲート扉体	ゲート扉体	無
ゲート形式の基本形状寸法を確定し、ゲート荷重を決定して、戸当たり部の寸法形状の詳細を決定するものとする。また、ゲート扉体構造を参考図としてとりまとめるものとする。	受注者は、ゲート形式の基本形状寸法を確定し、ゲート荷重を決定して、戸当たり部の寸法形状の詳細を決定するものとする。また、ゲート扉体構造を参考図としてとりまとめるものとする。	有 表記修正(国準拠)
6)管理橋の設計	6)管理橋の設計	無
上部工の構造形式、基本寸法に基づき、構造計算を行い、主要部材の断面を決定し、高欄、舗装、継手を含めた詳細図を作成するものとする。また、下部工は、決定された形式に基づき、安定計算から寸法を定め構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。	受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき、構造計算を行い、主要部材の断面を決定し、高欄、舗装、継手を含めた詳細図を作成するものとする。また、下部工は、決定された形式に基づき、安定計算から寸法を定め構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。	有 表記修正(国準拠)
7)魚道の設計	7)魚道の設計	無
魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。	受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(6)施工計画	(6)施工計画	無
受注者は、施工計画について、 第2307条 樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。	受注者は、施工計画について、 第2310条 樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(7)仮設構造物設計	(7)仮設構造物設計	無
受注者は、仮設構造物設計について、 第2307条 樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	受注者は、仮設構造物設計について、 第2310条 樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(9)パース作成	(9)パース作成	無
受注者は、パース作成について、 第2306条 樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	受注者は、パース作成について、 第2309条 樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
第6節 水門設計	第7節 水門設計	無
第2314条 水門設計の区分	第2317条 水門設計の区分	無
第2315条 水門予備設計	第2318条 水門予備設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(2)現地踏査	(2)現地踏査	無
受注者は、現地踏査について、 第2303条 護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	受注者は、現地踏査について、 第2306条 護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(3)基本事項の検討	(3)基本事項の検討	無
2)水門位置、堰軸の検討	2)水門位置、堰軸の検討	無
現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する水門位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。	受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する水門位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
4)径間割りの検討	4)径間割りの検討	無
計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。	受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
5)ゲート形式の検討	5)ゲート形式の検討	無

現行(平成29年版) 編章節条 条文	改定案(令和4年版) 編章節条 条文	有 無 改定理由
治水,利水計画の必要と条件からゲート形式(引上げ式,ライジングセクタゲート等)を決定するものとする。	受注者は,治水,利水計画の必要と条件からゲート形式(引上げ式,ライジングセクタゲート等)を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
6)本体構造形式の検討 決定したゲート形式,径間割りに対応した全体構造について検討し,構造形式を決定するものとする。また,平面図,縦横断面図の一般図を作成し設計方針,構造物全体配置,形状の検討をするものとする。	6)本体構造形式の検討 受注者は,決定したゲート形式,径間割りに対応した全体構造について検討し,構造形式を決定するものとする。また,平面図,縦横断面図の一般図を作成し設計方針,構造物全体配置,形状の検討をするものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(6)施工計画検討 受注者は,施工計画検討について,第2306条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。	(6)施工計画検討 受注者は,施工計画検討について,第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(8)パース作成 受注者は,パース作成について,第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	(8)パース作成 受注者は,パース作成について,第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
第2316条 水門詳細設計	第2319条 水門詳細設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(2)現地踏査 受注者は,現地踏査について,第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	(2)現地踏査 受注者は,現地踏査について,第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(5)構造設計	(5)構造設計	無
4)ゲート工及び操作室の設計 ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。	4)ゲート工及び操作室の設計 受注者は,ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
5)管理橋の設計 上部工の構造形式,基本寸法に基づき構造計算を行い主要部材の断面を決定し,詳細図を作成するものとする。また,下部工は,決定された形式について安定計算・構造計算を行い,構造図,配筋図等の詳細図を作成するものとする。	5)管理橋の設計 受注者は,上部工の構造形式,基本寸法に基づき構造計算を行い主要部材の断面を決定し,詳細図を作成するものとする。また,下部工は,決定された形式について安定計算・構造計算を行い,構造図,配筋図等の詳細図を作成するものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
6)護岸工・取付擁壁工の設計 護岸工及び取付擁壁工の設計に際し,地質状況や計画河道断面の形状,現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し,護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに,安定計算,構造計算を行って,構造図,配筋図等の詳細図を作成するものとする。	6)護岸工・取付擁壁工の設計 受注者は,護岸工及び取付擁壁工の設計に際し,地質状況や計画河道断面の形状,現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し,護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに,安定計算,構造計算を行って,構造図,配筋図等の詳細図を作成するものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(6)施工計画 受注者は,施工計画について,第2307条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。	(6)施工計画 受注者は,施工計画について,第2310条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(7)仮設構造物設計 受注者は,仮設構造物設計について,第2307条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	(7)仮設構造物設計 受注者は,仮設構造物設計について,第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(9)パース作成 受注者は,パース作成について,第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	(9)パース作成 受注者は,パース作成について,第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
第7節 排水機場設計	第8節 排水機場設計	無
第2317条 排水機場設計の区分	第2320条 排水機場設計の区分	無
第2318条 排水機場予備設計	第2321条 排水機場予備設計	無
2.業務内容	2.業務内容 排水機場予備設計の業務内容は,下記のとおりとするが,地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計(レベル2)については,別途設計図書に示される業務内容とする。	無 有 新規(国準拠)
(2)現地踏査	(2)現地踏査	無

現行(平成29年版) 編章節条 条文	改定案(令和4年版) 編章節条 条文	有 無 改定理由
受注者は、現地踏査について、 第2303条 護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	受注者は、現地踏査について、 第2306条 護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(5)設計図	(5)設計図	無
2)計画一般図 基礎、吸水槽、上屋、ポンプ機電設備、据付図、吐出水槽、吐出樋門等の 主要施設と施工計画の他に 、発注者から貸与された資料等(堤防諸元、土質柱状図等、内外水位・潮位等)をこれら図面に表示するものとする。	2)計画一般図 基礎工、吸水槽、上屋、ポンプ機電設備、据付図、吐出水槽、吐出樋門等であり、発注者から貸与された資料等(堤防諸元、土質柱状図等、内外水位・潮位等)をこれら図面に表示するものとする。	無 無 有 表記修正(国準拠)
(6)機场上屋	(6)機场上屋	無
1)規模及び構造検討 機场上屋の配置、構造、設備について検討し、上屋規模、構造等を決定するものとする。	1)規模及び構造検討 受注者は、機场上屋の配置、構造、設備について検討し、上屋規模、構造等を決定するものとする。	無 無 有 表記修正(国準拠)
(7)機電設備計画 排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。	(7)機電設備計画 受注者は、排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。	無 無 有 表記修正(国準拠)
(8)施工計画検討	(8)施工計画検討	無
受注者は、施工計画検討について、 第2306条 樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。	受注者は、施工計画検討について、 第2309条 樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(10)パース作成	(10)パース作成	無
受注者は、パース作成について、 第2306条 樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	受注者は、パース作成について、 第2309条 樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
第2319条 排水機場詳細設計 2.業務内容	第2322条 排水機場詳細設計 2.業務内容	無 無
(2)現地踏査 受注者は、現地踏査について、 第2303条 護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	排水機場詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計(レベル2)については、別途設計図書に示される業務内容とする。 (2)現地踏査 受注者は、現地踏査について、 第2306条 護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	有 新規(国準拠)
(5)構造設計	(5)構造設計	無
排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記の項目等について詳細図を作成するものとする。	受注者は、排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記等について詳細図を作成するものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(7)ポンプ機電設備計画	(7)ポンプ機電設備計画	無
機場の土木施設(吸水槽、スクリーン受、吐出水槽等)、機场上屋設計に必要な基本形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、下記項目等の計画一般図を作成するものとする。	受注者は、機場の土木施設(吸水槽、スクリーン受、吐出水槽等)、機场上屋設計に必要な基本形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、下記項目等の計画一般図を作成するものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(9)施工計画	(9)施工計画	無
受注者は、施工計画について、 第2307条 樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。	受注者は、施工計画について、 第2310条 樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(10)仮設構造物設計	(10)仮設構造物設計	無
受注者は、仮設構造物設計について、 第2307条 樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	受注者は、仮設構造物設計について、 第2310条 樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(12)パース作成	(12)パース作成	無
受注者は、パース作成について、 第2306条 樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	受注者は、パース作成について、 第2309条 樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	有 表記修正(国準拠)
第8節 成果品 第2320条 成果品	第9節 成果物 第2323条 成果物	有 表記修正
		有 表記修正

<p>編章節条</p> <p>現行(平成29年版)</p> <p>条文</p>	<p>編章節条</p> <p>改定案(令和4年版)</p> <p>条文</p>	<p>有 無</p> <p>改定理由</p>
<p>受注者は、表2.3.1、表2.3.2に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、2部納品するものとする。</p>	<p>受注者は、表2.3.1、表2.3.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>	<p>有 表記修正(国準拠)</p>
<p>表2.3.1 予備設計成果品一覧表</p>	<p>表2.3.1 予備設計成果物一覧表</p>	<p>有 表記修正(国準拠)</p>
<p>表2.3.2 詳細設計成果品一覧表</p>	<p>表2.3.2 詳細設計成果物一覧表</p>	<p>有 表記修正(国準拠)</p>
	<p>第4章 水文観測業務</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>第1節 総則</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>第2401条 水文観測業務の種類</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>水文観測業務は「水文観測所保守点検」、「流量観測」、「水位流量曲線作成、</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>及び「水文資料整理」をいう。</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>第2402条 対象観測所</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>水文観測業務で取り扱う観測所については、水文観測業務規程第3条に定め</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>のあ</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>る観測所のうち下記のものとする。</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>1.雨量観測所</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>2.水位観測所</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>3.水位流量観測所</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>4.地下水位観測所</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>第2403条 業務の実施基準</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>受注者は、水文観測業務の実施にあたっては、最新の技術基準及び参考図書</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>なお、使用にあたっては、事前に監督職員との承諾を得るものとする。</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>第2節 水文観測所保守点検</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>第2404条 水文観測所保守点検の目的</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>水文観測業務規程に基づく観測が適切に行われるよう、観測所、観測機器及び</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>観測施設を維持及び管理するため、定期的にこれらの保守点検を実施し、ま</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>た、必要に応じ、観測所等の整備、補修等を行うことを目的とする。</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>第2405条 水文観測所保守点検の内容</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>水文観測所の保守点検における作業の内容は以下の通りとする。</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>(1)現地調査</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>保守点検観測所の状況等を把握するため、業務の実施にあたり、現地調査を行</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>い必要な現地の状況を把握するものとする。</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>(2)定期点検</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>観測所に対して、毎月1回以上実施する点検。観測所、観測機器及び観測施設</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>に対して目視による点検を基本とする。</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>(3)総合点検</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>観測所に対して、年1回以上実施する点検。観測所、観測機器及び観測施設に</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>対して詳細な点検を実施し、疑似テスト等による点検を含めた総合的な点検を</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>いう。</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>(4)臨時点検</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>観測所に対して、監督職員からの指示があった場合に実施する点検。実施内容</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>については、監督職員との協議による。</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>(5)データ等の回収</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>点検の際に自記紙、電子ロガーデータを回収する。自記紙の回収の際には現地</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>にて記録に欠測や不審な点がないか点検を行う。</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>(6)消耗品の交換</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>点検の際に必要なに応じて消耗品(自記紙、ペン及び電池等)を交換する。</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>
	<p>(7)観測所の整備</p>	<p>有 新規(H30国追加)</p>

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
	点検時において不良箇所が見つかった場合、その都度修繕等必要な作業を行う。ただし、軽微でない整備の必要が生じた場合には、速やかに監督職員に報告する。	有 新規(H30国追加)
	軽微な整備項目については、第2406条に記載の通りとする。	有 新規(H30国追加)
	(8)点検報告書の作成・提出	有 新規(H30国追加)
	点検終了後、直ちに点検結果及び自記紙等の点検報告書を監督職員に提出すること。点検報告書には、点検結果(写真、野帳)の整理、障害のあった観測所と障害内容も整理すること。	有 新規(H30国追加)
	(9)観測所台帳の更新	有 新規(H30国追加)
	観測所の現況を常に正確に把握出来る写真に更新する。観測機器等が更新された場合、更新年月、型式、機器費用等の情報を収集し、水文観測業務規程細則に基づく観測所台帳に反映する。	有 新規(H30国追加)
	観測機器等について、過去の更新履歴が削除されないよう留意する。更新記録を記入する欄が不足する場合は新しい様式を台帳に追加して使用する。	有 新規(H30国追加)
	第2406条 観測所整備	有 新規(H30国追加)
	観測が適切に実施できるよう、軽微な作業による観測所の整備を行う。	有 新規(H30国追加)
	1.軽微な作業は、以下に示すものをいう。	有 新規(H30国追加)
	(1)雨量観測所	有 新規(H30国追加)
	イ受水器や瀝水器に貯まったゴミや落葉、生物等の除去。	有 新規(H30国追加)
	ロ転倒ます軸受部に付着したゴミや転倒ます底部に貯まったゴミや砂の除去。	有 新規(H30国追加)
	(2)水位観測所	有 新規(H30国追加)
	イ船による移動を必要としない人力による水位標の清掃。	有 新規(H30国追加)
	(3)地下水位計	有 新規(H30国追加)
	イ地下水位計に付着したゴミ等の除去。	有 新規(H30国追加)
	ロ観測孔周辺の人力による清掃。	有 新規(H30国追加)
	(4)その他観測機器	有 新規(H30国追加)
	イその他観測機器周辺の人力による清掃。	有 新規(H30国追加)
	2.1.に示した項目についても現地状況の調査の結果、軽微な作業でないと判断される場合には、監督職員と協議する。	有 新規(H30国追加)
	第2407条 水文観測所保守点検の成果物	有 新規(H30国追加)
	受注者は、以下に記載した成果物の他、特記仕様書に記載されている成果物について報告書としてとりまとめて提出する。	有 新規(H30国追加)
	(1)保守点検報告書(点検記録及び現地写真含む)	有 新規(H30国追加)
	(2)自記紙等の観測成果	有 新規(H30国追加)
	(3)観測所台帳	有 新規(H30国追加)
	第3節 流量観測	有 新規(H30国追加)
	第2408条 流量観測の目的	有 新規(H30国追加)
	水文観測業務規程に基づき、定期及び臨時に河川流量の観測を実施する事を目的とする。	有 新規(H30国追加)
	第2409条 作業確認	有 新規(H30国追加)
	1.受注者は、流量観測作業実施日について、作業着手前に監督職員に承諾を得なければならない。	有 新規(H30国追加)
	2.監督職員は必要に応じて流量観測状況について現地で確認するものとする。その際には、受注者は監督職員に作業内容の説明や、検測を求められた場合には協力しなければならない。	有 新規(H30国追加)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
	3. 受注者は、監督職員が観測結果等の提出を指示した場合すみやかに提出しなければならない。	有 新規(H30国追加)
	第2410条 観測班の編成	有 新規(H30国追加)
	河川の条件に応じ、水文観測業務規程に定める河川の流量の観測が確実かつ安全に実施できる観測班を編成しなければならない。	有 新規(H30国追加)
	第2411条 流量観測所整備	有 新規(H30国追加)
	流量観測が適切に実施できるよう、軽微な作業による観測所の整備を行う。	有 新規(H30国追加)
	1. 軽微な作業は、以下に示すものをいう。	有 新規(H30国追加)
	イ船による移動を必要としない人力による水位標の清掃	有 新規(H30国追加)
	2. 1. についても現地状況の調査の結果、作業内容が軽微でないと判断される場合には、監督職員と協議の上実施するものとする。	有 新規(H30国追加)
	第2412条 流速計の検定	有 新規(H30国追加)
	1. 受注者は観測に使用する流速計の検定等については、『河川砂防技術基準調査編』によるものとする。	有 新規(H30国追加)
	2. 必要な精度の確保が確認できた流速範囲外での計測を行ってはならない。	有 新規(H30国追加)
	第2413条 現地調査	有 新規(H30国追加)
	流量観測所の状況等を把握するため、業務の実施にあたり、現地調査を行い必要な現地の状況を把握するものとする。	有 新規(H30国追加)
	第2414条 低水流量観測の方法	有 新規(H30国追加)
	1. 低水流量観測は可搬式流速計により行うものとする。	有 新規(H30国追加)
	2. 低水流量観測は『河川砂防技術基準調査編』によるものとする。	有 新規(H30国追加)
	第2415条 低水流量観測の成果物	有 新規(H30国追加)
	受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。	有 新規(H30国追加)
	(1) 流量観測野帳	有 新規(H30国追加)
	(2) 観測流量表	有 新規(H30国追加)
	(3) 精度管理図	有 新規(H30国追加)
	第2416条 高水流量観測の方法	有 新規(H30国追加)
	1. 高水流量観測は浮子測法により行うものとする。	有 新規(H30国追加)
	2. 高水流量観測は『河川砂防技術基準調査編』によるものとする。	有 新規(H30国追加)
	第2417条 作業確認指示事項及び連絡事項の定義	有 新規(H30国追加)
	1. 流量観測作業にあたっての監督職員の指示事項及び指示事項に対する受注者の連絡事項とは下記のほか特記仕様書に記載した事項とする。	有 新規(H30国追加)
	2. 指示事項とは、下記のとおりとする。	有 新規(H30国追加)
	(1) 「待機指示」とは、台風、集中豪雨等による河川の増水の場合又は、増水が予想される場合、観測に必要な人員を受注者が定める基地等に集合するよう指示することをいう。	有 新規(H30国追加)
	(2) 「現地出動指示」とは、流量観測実施のために現地(観測地点)に出動するよう指示することをいう。	有 新規(H30国追加)
	(3) 「待機解除指示」とは、受注者の定める基地等での待機を解除するよう指示することをいう。	有 新規(H30国追加)
	(4) 「観測指示」とは、現地(観測地点)における流量観測作業を実施するよう指示することをいう。	有 新規(H30国追加)
	(5) 「最終観測時刻指示」とは、現地(観測地点)における最終の観測時刻を指示することをいう。	有 新規(H30国追加)
	3. 連絡事項は、下記の通りとする。	有 新規(H30国追加)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
	(1)「準備完了連絡」とは、待機指示に対して観測に必要な人員を確保し、観測用資機材の準備が完了したことを監督職員に連絡することをいう。	有 新規(H30国追加)
	(2)「現地到着連絡」とは、出動指示を受け現地に到着したことを監督職員に連絡することをいう。	有 新規(H30国追加)
	(3)「観測開始連絡」とは、観測指示を受け観測開始したことを監督職員に連絡することをいう。	有 新規(H30国追加)
	(4)「最終観測終了連絡」とは、最終観測時刻指示に対して最終観測が終了したことを監督職員に連絡することをいう。	有 新規(H30国追加)
	4.受注者は、第2項(1)～(5)を監督職員より受けた時刻、第3項(1)～(4)を監督職員へ送った時刻は全て記録し、流量観測終了後速やかに監督職員へ報告する。	有 新規(H30国追加)
	第2418条 高水流量観測の成果物 受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	(1)流量観測野帳	有 新規(H30国追加)
	(2)横断(深淺)測量野帳	有 新規(H30国追加)
	(3)観測流量表	有 新規(H30国追加)
	(4)流量計算資料	有 新規(H30国追加)
	(5)精度管理図	有 新規(H30国追加)
	第2419条 ADCPによる流量観測の方法 ADCPによる流量観測は「河川砂防技術基準調査編」によるものとする。	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	第2420条 ADCPによる流量観測成果物 受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	(1)流量観測野帳	有 新規(H30国追加)
	(2)観測流量表	有 新規(H30国追加)
	(3)断面内流速分布図	有 新規(H30国追加)
	(4)航跡図	有 新規(H30国追加)
	(5)ADCP生データ	有 新規(H30国追加)
	第2421条 電波式流速計による流量観測の方法 電波式流速計による流量観測は「河川砂防技術基準調査編」によるものとする。	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	第2422条 電波式流速計による流量観測成果物 受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	(1)流量観測野帳	有 新規(H30国追加)
	(2)観測流量表	有 新規(H30国追加)
	(3)横断(深淺)測量野帳	有 新規(H30国追加)
	(4)精度管理図	有 新規(H30国追加)
	(5)電波式流速計の生データ	有 新規(H30国追加)
	第2423条 画像解析による流量観測の方法 画像解析による流量観測は、現場で撮影した動画を解析することで流速を計測し、流量を算出するものとする。	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	第2424条 標定点の設置・座標の測量	有 新規(H30国追加)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
	新規の観測の場合は、画像解析のために現地に標定点を必要数設置し、それらの標定点とビデオカメラの物理座標を測量する。	有 新規(H30国追加)
	継続した観測の場合は、既設の標定点を利用できる。ただし、事前に物理座標の再測量を実施する。	有 新規(H30国追加)
	第2425条 画像解析による流量観測成果物 受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	(1)流量観測野帳	有 新規(H30国追加)
	(2)観測流量表	有 新規(H30国追加)
	(3)横断(深淺)測量野帳	有 新規(H30国追加)
	(4)精度管理図	有 新規(H30国追加)
	(5)ビデオカメラ位置図及び位置図座標測量データ	有 新規(H30国追加)
	(6)標定点位置図及び位置座標測量データ	有 新規(H30国追加)
	(7)動画データ	有 新規(H30国追加)
	第4節 水位流量曲線作成	有 新規(H30国追加)
	第2426条 水位流量曲線作成の目的 水位流量曲線作成は、下記を目的とする。	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	1.流量観測により得られた観測データを基に、水位流量曲線を作成する。	有 新規(H30国追加)
	2.作成した水位流量曲線を用いて、確定値化した前年の水位の毎正時データから、前年の流量の毎正時データを算出し、統計処理を行った上で、指定された様式に整理する。	有 新規(H30国追加)
	第2427条 水位流量曲線作成の方法 水位流量曲線作成は『河川砂防技術基準調査編』によるものとする。	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	第2428条 水位流量曲線作成の成果物 受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	(1)水位流量曲線図	有 新規(H30国追加)
	(2)統計資料	有 新規(H30国追加)
	(3)水位流量曲線検討資料	有 新規(H30国追加)
	第5節 水文資料整理	有 新規(H30国追加)
	第2429条 水文資料の定義 水文資料とは、水文観測所において観測機器により観測された水文観測データ	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	で、テレメータのデータ、自記紙や電子データロガーに記録されたデータの総称とする。	有 新規(H30国追加)
	第2430条 水文資料整理の目的 水文観測データに対して標準照査を実施し、統計処理を行った上で、指定された	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	様式の水文資料に整理する事を目的とする。	有 新規(H30国追加)
	第2431条 水文資料整理の方法 水文資料整理は『河川砂防技術基準調査編』によるものとする。	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	第2432条 水文資料整理の成果物 受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。	有 新規(H30国追加) 有 新規(H30国追加)
	(1)統計資料	有 新規(H30国追加)
	(2)標準照査記録	有 新規(H30国追加)

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		有 無	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文		
第3編	海岸編	第3編	海岸編	無	
第3103条	堤防, 護岸予備設計	第3103条	堤防, 護岸予備設計	無	
	2. 業務内容		2. 業務内容	無	
	(7) 設計方針の検討		(7) 設計方針の検討	無	
	受注者は, 所定の機能が発揮されるよう, 堤防の型式, 天端高, 天端幅, 法勾配及び法線を検討するものとする。		受注者は, 所定の機能が発揮されるよう, 堤防・護岸の型式, 天端高, 天端幅, 法勾配及び法線を検討するものとする。	有	表記修正(R2国改定)
	(14) パース作成		(14) パース作成	無	
	受注者は, 設計図書に基づき, 設計方針がわかるように, 3タイプについてパース(A3版, 着色)を作成するものとする。		受注者は, 必要に応じて, 設計図書に基づき, 設計方針がわかるように, 3タイプについてパース(A3版, 着色)を作成するものとする。	有	表記修正(R2国改定)
第3104条	堤防, 護岸詳細設計	第3104条	堤防, 護岸詳細設計	無	
	2. 業務内容		2. 業務内容	無	
	(15) パース作成		(15) パース作成	無	
	受注者は, 設計図書に基づき, 構造物の周辺を含めたパース(A3版, 着色)を作成するものとする。		受注者は, 必要に応じて, 設計図書に基づき, 構造物の周辺を含めたパース(A3版, 着色)を作成するものとする。	有	表記修正(R2国改定)
第3106条	胸壁予備設計	第3106条	胸壁予備設計	無	
	2. 業務内容		2. 業務内容	無	
	(14) パース作成		(14) パース作成	無	
	受注者は, 設計図書に基づき, 設計方針がわかるように, 3タイプについてパース(A3版, 着色)を作成するものとする。		受注者は, 必要に応じて, 設計図書に基づき, 設計方針がわかるように, 3タイプについてパース(A3版, 着色)を作成するものとする。	有	表記修正(R2国改定)
第3109条	突堤予備設計	第3109条	突堤予備設計	無	
	2. 業務内容		2. 業務内容	無	
	(15) 照査		(15) 照査	無	
	1) 突堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり, 考慮すべき条件は以下のとおりとする。		1) 突堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり, 以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。	有	表記修正(国準拠)
	5) 設計計算, 設計図, 概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い, 基準との整合を図る。		5) 設計計算, 設計図, 概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。	有	表記修正(H31国改定)
第3121条	津波防波堤予備設計	第3121条	津波防波堤予備設計	無	
	2. 業務内容		2. 業務内容	無	
	(15) 照査		(15) 照査	無	
	1) 津波防波堤の構造型式, 法線, 構造諸元等の決定にあたり, 以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。		1) 津波防波堤の構造型式, 法線, 構造諸元等の決定にあたり, 以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。	無	
	潮位, 波浪, 津波, 流れ, 漂砂, 海底地形及び海浜形, 地盤, 地震		潮位, 波浪, 津波, 流れ, 漂砂, 海底地形及び海浜地形, 地盤, 地震	有	誤記修正
第3124条	砂浜予備設計	第3124条	砂浜予備設計	無	
	2. 業務内容		2. 業務内容	無	
	(1) 設計計画		(1) 設計計画	無	
	受注者は, 業務の目的・主旨を把握したうえで, 設計図書に示す業務内容を確認し, 第1112業務計画書第2項に示す事項について業務計画を作成し, 調査職員に提出するものとする。		受注者は, 業務の目的・主旨を把握したうえで, 設計図書に示す業務内容を確認し, 第1112業務計画書第2項に示す事項について業務計画を作成し, 調査職員に提出するものとする。	有	誤記修正
第3129条	水門及び樋門詳細設計	第3129条	水門及び樋門詳細設計	無	
	2. 業務内容		2. 業務内容	無	
	(12) パース作成		(12) パース作成	無	
	受注者は, 決定したデザインを基に, 周辺を含めた着色パース(A3版)を1タイプについて作成するものとする。		受注者は, 必要に応じて, 決定したデザインを基に, 周辺を含めた着色パース(A3版)を1タイプについて作成するものとする。	有	表記修正(R2国改定)
第3131条	排水機場予備設計	第3131条	排水機場予備設計	無	
	2. 業務内容		2. 業務内容	無	
	(8) 設計図		(8) 設計図	無	
	1) 全体図(平面・縦断)		1) 全体図(平面・縦断)	無	

新旧対照表

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
地形図に川裏側取付水路から川表側取付水路が海洋と合流する地点まで記入したものとする。	地形図に川裏取付水路から川表取付水路が海洋と合流する地点まで記入したものとする。	有 表記修正(国準拠)
(14)パース作成	(14)パース作成	無
受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース(A3版)を1タイプについて作成するものとする。	受注者は、必要に応じて、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース(A3版)を1タイプについて作成するものとする。	有 表記修正(R2国改定)
第3132条 排水機場詳細設計	第3132条 排水機場詳細設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(9)ポンプ機電設備計画	(9)ポンプ機電設備計画	無
1)ポンプ設備計画	1)ポンプ設備計画	無
受注者は、ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の類を決定するものとする。	受注者は、ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決定するものとする。	有 誤記修正
第3134条 陸閘予備設計	第3134条 陸閘予備設計	無
(12)パース作成	(12)パース作成	無
受注者は、陸閘の周辺を含めたパース(A3版,着色)を1タイプについて作成するものとする。	受注者は、必要に応じて、陸閘の周辺を含めたパース(A3版,着色)を1タイプについて作成するものとする。	有 表記修正(R2国改定)
第11節 成果品	第11節 成果物	有 表記修正(国準拠)
第3136条 成果品	第3136条 成果物	有 表記修正(国準拠)
受注者は、表3.1.1,表3.1.2に示す成果品を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	受注者は、表3.1.1,表3.1.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	有 表記修正(国準拠)
表3.1.1 予備設計成果品一覧	表3.1.1 予備設計成果物一覧表	有 表記修正(国準拠)
表3.1.2 詳細設計成果品一覧	表3.1.2 詳細設計成果物一覧表	有 表記修正(国準拠)

現行(平成29年版)		改定案(令和4年版)		有 無	改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文		
第4編	砂防及び地すべり対策編	第4編	砂防及び地すべり対策編	無	
第4102条	自然環境調査の区分	第4102条	自然環境調査の区分	無	
	(6)底生生物調査		(6)底生動物調査	有	表記修正(国準拠)
第4103条	魚類調査	第4103条	魚類調査	無	
	2.業務内容		2.業務内容	無	
	(1)計画準備		(1)計画準備	無	
	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。		受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有	表記修正(国準拠)
	(3)現地調査		(3)現地調査	無	
	2)現地調査		2)現地調査	無	
	受注者は、現地調査計画に基づき調査地へ赴き、調査を行い、必要に応じ資料の採取、同定、計測、写真撮影等を行うものとする。又、標本作成の必要なものは標本作成を行うものとする。		受注者は、現地調査計画に基づき調査地へ赴き、調査を行い、必要に応じ試料の採取、同定、計測、写真撮影等を行うものとする。又、標本作成の必要なものは標本作成を行うものとする。	有	表記修正(国準拠)
第4104条	植物調査	第4104条	植物調査	無	
	2.業務内容		2.業務内容	無	
	(1)計画準備		(1)計画準備	無	
	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。		受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有	表記修正(国準拠)
第4105条	鳥類調査	第4105条	鳥類調査	無	
	2.業務内容		2.業務内容	無	
	(1)計画準備		(1)計画準備	無	
	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。		受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有	表記修正(国準拠)
第4106条	両生類・は虫類・ほ乳類調査	第4106条	両生類・は虫類・ほ乳類調査	無	
	2.業務内容		2.業務内容	無	
	(1)計画準備		(1)計画準備	無	
	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。		受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有	表記修正(国準拠)
第4107条	陸上昆虫類調査	第4107条	陸上昆虫類調査	無	
	2.業務内容		2.業務内容	無	
	(1)計画準備		(1)計画準備	無	
	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。		受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有	表記修正(国準拠)
第4108条	底生生物調査	第4108条	底生動物調査	有	表記修正(国準拠)
	1.業務目的		1.業務目的	無	
	本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における底生生物の生息実態を把握することを目的とする。		本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における底生動物の生息実態を把握することを目的とする。	有	表記修正(国準拠)
	2.業務内容		2.業務内容	無	
	(1)計画準備		(1)計画準備	無	
	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。		受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有	表記修正(国準拠)
第4109条	景観調査	第4109条	景観調査	無	

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
2.業務内容 (1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	2.業務内容 (1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	無 無 有 表記修正(国準拠)
第4110条 漂流空間実態利用調査	第4110条 漂流空間実態利用調査	無 無
2.業務内容 (1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	2.業務内容 (1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	無 無 有 表記修正(国準拠)
第5節 成果品及び貸与資料	第5節 成果物及び貸与資料	有 表記修正(国準拠)
第4111条 成果品 受注者は、成果品を作成し第1116条成果物の提出に従い、3部納品するものとする。	第4111条 成果物 受注者は、成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠)
第4202条 砂防調査の区分 砂防調査は以下の区分により行うものとする。	第4202条 砂防調査の区分 砂防調査は以下の区分により行うものとする。	無 無
第4203条 (1)水系砂防調査	第4203条 (1)土砂・洪水氾濫対策調査(水系砂防調査)	有 表記修正(R3国改定)
1.業務目的 水系砂防調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。	1.業務目的 土砂・洪水氾濫対策調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。	有 表記修正(R3国改定)
2.業務内容 (1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	2.業務内容 (1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	無 無 有 表記修正(国準拠)
(4)流域特性調査 受注者は、文献・資料、空中写真判読、 航空レーザー測量 成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるとともに、対象流域の流域区分、谷次数区分などを行い、図表に取りまとめるものとする。	(4)流域特性調査 受注者は、文献・資料、空中写真判読、 航空レーザ 測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるとともに、対象流域の流域区分、谷次数区分などを行い、図表に取りまとめるものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(10)流送土砂量調査 2)河床変動量調査 縦横断測量成果などにより、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。	(10)流送土砂量調査 2)河床変動量調査 河床変動量計算 、縦横断測量成果などにより、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。	無 無 有 表記修正(R3国改定)
3)流砂量調査 流砂量調査は、河床縦断勾配、河床材料調査結果などから、河道を掃流区間と土石流区間に区分し、流送形態毎に未満砂の砂防 えん堤 やダム貯水池の堆砂測量結果、災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式などから基準点における流砂量を算出する。	3)流砂量調査 流砂量調査は、河床縦断勾配、河床材料調査結果などから、河道を掃流区間と土石流区間に区分し、流送形態毎に未満砂の砂防 堰堤 やダム貯水池の堆砂測量結果、災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式などから基準点における流砂量を算出する。	無 有 表記修正(国準拠)
3.貸与資料 (13)航空 レーザー 測量成果	3.貸与資料 (13)航空 レーザ 測量成果	無 有 表記修正(国準拠)
第4204条 土石流対策調査	第4204条 土石流対策調査	無
2.業務内容 (1)計画準備	2.業務内容 (1)計画準備	無 無

現行(平成29年版) 編章節条 条文	改定案(令和4年版) 編章節条 条文	有 無 改定理由
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(4)流域特性調査	(4)流域特性調査	無
受注者は、文献・資料、空中写真判読、 航空レーザー測量 成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。	受注者は、文献・資料、空中写真判読、 航空レーザ測量 成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。	有 表記修正(国準拠)
(5)既存施設調査	(5)既存施設調査	無
受注者は、既存施設調査について、第4203条 水系砂防調査 第2項(8)に準じるものとする。	受注者は、既存施設調査について、第4203条 土砂・洪水氾濫対策調査 第2項(8)に準じるものとする。	有 表記修正(R3国改定)
(8)総合検討	(8)総合検討	無
受注者は、総合検討について、第4203条 水系砂防調査 第2項(12)に準じるものとする。	受注者は、総合検討について、第4203条 土砂・洪水氾濫対策調査 第2項(12)に準じるものとする。	有 表記修正(R3国改定)
3.貸与資料	3.貸与資料	無
(7)航空 レーザー 測量成果	(7)航空 レーザ 測量成果	有 表記修正(R3国改定)
第4205条 流木対策調査	第4205条 流木対策調査	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)計画準備	(1)計画準備	無
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(5)既存施設調査	(5)既存施設調査	無
受注者は、既存施設調査について、第4203条 水系砂防調査 第2項(8)に準じるものとする。	受注者は、既存施設調査について、第4203条 土砂・洪水氾濫調査 第2項(8)に準じるものとする。	有 表記修正(R3国改定)
(8)総合検討	(8)総合検討	無
受注者は、総合検討について、第4203条 水系砂防調査 第2項(12)に準じるものとする。	受注者は、総合検討について、第4203条 土砂・洪水氾濫調査 第2項(12)に準じるものとする。	有 表記修正(R3国改定)
3.貸与資料	3.貸与資料	無
(5)航空 レーザー 測量成果	(5)航空 レーザ 測量成果	有 表記修正(R3国改定)
第4206条 火山砂防調査	第4206条 火山砂防調査	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)計画準備	(1)計画準備	無
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(6)総合検討	(6)総合検討	無
受注者は、総合検討について、第4203条 水系砂防調査 第2項(12)に準じるものとする。	受注者は、総合検討について、第4203条 土砂・洪水氾濫対策調査 第2項(12)に準じるものとする。	有 表記修正(R3国改定)
3.貸与資料	3.貸与資料	無
(6)業務に 素連 する既往調査報告書	(6)業務に 関連 する既往調査報告書	有 誤記修正
第4207条 砂防計画の区分	第4207条 砂防計画の区分	無
(1) 水系砂防 計画	(1) 土砂・洪水氾濫対策 計画	有 表記修正(R3国改定)
第4208条 水系砂防 計画	第4208条 土砂・洪水氾濫対策 計画	有 表記修正(R3国改定)
1.業務目的	1.業務目的	無
水系砂防 計画は、 水系砂防 調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。	土砂・洪水氾濫対策 計画は、 土砂・洪水氾濫対策 調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。	有 表記修正(R3国改定)
2.業務内容	2.業務内容	無

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
(1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	(1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(2)現地調査 受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、 砂防施設計画 に必要となる事項について調査を行うものとする。	(2)現地調査 受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、 砂防施設配置計画 に必要となる事項について調査を行うものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(3)計画土砂量等調査 受注者は、 水系砂防 調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量、計画流出土砂量、計画許容流出土砂量の検討を行うものとする。	(3)計画土砂量等検討 受注者は、 土砂・洪水氾濫対策 調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量、計画流出土砂量、計画許容流出土砂量の検討を行うものとする。	有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(R3国改定)
2)計画生産土砂量 水系砂防 調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。	2)計画生産土砂量 土砂・洪水氾濫対策 調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。	無 有 表記修正(R3国改定)
3)計画流出土砂量 水系砂防 調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。	3)計画流出土砂量 土砂・洪水氾濫対策 調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。	無 有 表記修正(R3国改定)
4)計画許容流出土砂量 計画基準点における流水の掃流力、流出土砂の粒径等を考慮して、河道の現況から検討する。		有 削除(R3国削除) 有 削除(R3国削除)
(4)砂防施設配置計画	(4)砂防施設配置計画	無
2)施設配置計画 既存砂防施設による 土砂整備率 および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。	2)施設配置計画 既存砂防施設による 施設効果 および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。	無 有 表記修正(R3国改定)
3)対策優先度の検討 基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した 施設 の対策優先度を検討する。	3)対策優先度の検討 基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した 砂防施設 の対策優先度を検討する。	無 有 表記修正(国準拠)
(6)総合検討 受注者は、 水系砂防 調査および 水系砂防 計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。	(6)総合検討 受注者は、 土砂・洪水氾濫対策 調査および、土砂・洪水氾濫対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。	無 有 表記修正(R3国改定)
3.貸与資料	3.貸与資料	無
(1) 水系砂防 調査の成果物	(1) 土砂・洪水氾濫対策 調査の成果物	有 表記修正(R3国改定)
第4209条 土石流対策計画	第4209条 土石流対策計画	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)計画準備	(1)計画準備	無
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(7)照査	(7)照査	無
受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、 照査項目 は第4208条 水系砂防 計画第2項(5)に準ずるものとする。	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、 照査事項 は第4208条 土砂・洪水氾濫対策 計画第2項(5)に準ずるものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
第4210条 流木対策計画	第4210条 流木対策計画	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)計画準備	(1)計画準備	無
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
(6)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査項目は第4208条水系砂防計画第2項(5)に準ずるものとする。	(6)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第4208条 土砂・洪水氾濫対策 計画第2項(5)に準ずるものとする。	無 無 有 表記修正(R3国改定)
第4211条 火山砂防計画 2.業務内容 (1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (7)火山対策 砂防施設計画 受注者は、火山対策 砂防施設計画 について以下の検討を行うものとする。	第4211条 火山砂防計画 2.業務内容 (1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (7)火山対策 砂防施設配置計画 受注者は、火山対策 砂防施設配置計画 について以下の検討を行うものとする。	無 無 無 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠)
(9)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査項目は第4208条 水系砂防 計画第2項(5)に準ずるものとする。	(9)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第4208条 土砂・洪水氾濫対策 計画第2項(5)に準ずるものとする。	無 無 有 表記修正(R3国改定)
3.貸与資料 (1)火山対策砂防調査の 成果品	3.貸与資料 (1)火山対策砂防調査の 成果物	無 有 表記修正(国準拠)
第4節 成果品 第4212条 成果品	第4節 成果物 第4212条 成果物	有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠)
受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1116条成果の提出に従い、3部納品するものとする。	受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(1)水系砂防調査 成果品 一覧	(1)土砂・洪水氾濫対策調査	有 表記修正(R3国改定)
表4.2.1	成果物 一覧	有 表記修正(国準拠)
(2)土石流対策調査 成果品 一覧	(2)土石流対策調査	有 表記修正(国準拠)
表4.2.2	成果物 一覧	有 表記修正(国準拠)
(3)流木対策調査 成果品 一覧	(3)流木対策調査	有 表記修正(国準拠)
表4.2.3	成果物 一覧	有 表記修正(国準拠)
(4)火山砂防調査 成果品 一覧	(4)火山砂防調査	有 表記修正(国準拠)
表4.2.4	成果物 一覧	有 表記修正(国準拠)
(5)水系砂防計画 成果品 一覧	(5)土砂・洪水氾濫対策計画	有 表記修正(国準拠)
表4.2.5	成果物 一覧	有 表記修正(R3国改定)
(6)土石流対策計画 成果品 一覧	(6)土石流対策計画	有 表記修正(国準拠)
表4.2.6	成果物 一覧	有 表記修正(国準拠)
(7)流木対策計画 成果品 一覧	(7)流木対策計画	有 表記修正(国準拠)
表4.2.7	成果物 一覧	有 表記修正(国準拠)
(8)火山砂防計画 成果品 一覧	(8)火山砂防計画	有 表記修正(国準拠)
表4.2.8	成果物 一覧	有 表記修正(国準拠)
第4301条 砂防構造物設計の種類	第4301条 砂防構造物設計の種類	無
(1)砂防 えん堤 及び床固工の設計	(1)砂防 堰堤 及び床固工の設計	有 表記修正(国準拠)
第2節 砂防 えん堤 及び床固工の設計	第2節 砂防 堰堤 及び床固工の設計	有 表記修正(国準拠)
第4302条 砂防 えん堤 及び床固工設計の区分	第4302条 砂防 堰堤 及び床固工設計の区分	有 表記修正(国準拠)
砂防 えん堤 及び床固工の設計は、次の区分により行うものとする。	砂防 堰堤 及び床固工の設計は、次の区分により行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
第4303条 砂防 えん堤 及び床固工予備設計	第4303条 砂防 堰堤 及び床固工予備設計	有 表記修正(国準拠)
1.業務目的	1.業務目的	無

現行(平成29年版) 編章節条 条文	改定案(令和4年版) 編章節条 条文	有 無 改定理由
砂防えん堤及び床固工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な砂防えん堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。	砂防堰堤及び床固工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な砂防堰堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。	有 表記修正(国準拠)
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)設計計画	(1)設計計画	無
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(3)基本事項検討	(3)基本事項検討	無
受注者は、砂防えん堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。	受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
(4)配置設計	(4)配置設計	無
1)砂防えん堤・床固工形式の選定	1)砂防堰堤・床固工形式の選定	有 表記修正(国準拠)
砂防計画、砂防えん堤・床固工計画地点の工学的条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。	砂防計画、砂防堰堤・床固工計画地点の工学的条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。	有 表記修正(国準拠)
2)比較案作成	2)比較案作成	無
選定された砂防えん堤・床固工形式を適用して、3案のえん堤位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。	選定された砂防堰堤・床固工形式を適用して、3案の堰堤位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。	有 表記修正(国準拠)
(5)施設設計検討	(5)施設設計検討	無
2)基礎工検討	2)基礎工検討	無
砂防えん堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。えん堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチングについて検討を行う。	砂防堰堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。堰堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、必要に応じた対策工の検討を行う。	有 表記修正(H30国改定)
(9)照査	(9)照査	無
2)配置設計諸元、および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	2)配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	有 表記修正(国準拠)
第4304条 砂防えん堤及び床固工詳細設計	第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計	有 表記修正(国準拠)
1.業務目的	1.業務目的	無
砂防えん堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防えん堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。	砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。	有 表記修正(国準拠)
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)設計計画	(1)設計計画	無
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(3)基本事項決定	(3)基本事項決定	無
砂防えん堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。	砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
(4)施設設計	(4)施設設計	無
1)本体工設計	1)本体工設計	無

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記がない場合は以下のとおりとする。	受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。	有 表記修正(国準拠)
本えん堤 副えん堤	本堰堤 副堰堤	有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠)
2)基礎工設計 受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。えん堤が高く、長期的に湛水することが考えられる場合には コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等 の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。	2)基礎工設計 受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合には 必要に応じた対策工 の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。	無 有 表記修正(H30国改定)
(5)施工計画及び仮設構造物設計	(5)施工計画及び仮設構造物設計	無
1)施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、及びコンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。	1)施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(7)照査 2)設計条件及び現地条件等、基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	(7)照査 2)設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	無 有 表記修正(国準拠)
4)全ての 成果品 について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。	4)全ての 成果物 について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。	有 表記修正(国準拠)
3.貸与資料	3.貸与資料	無
(1)砂防計画資料	(1)砂防計画資料	無
4)砂防 えん堤 ・床固工予備設計資料	4)砂防 堰堤 ・床固工予備設計資料	有 表記修正(国準拠)
(2)測量調査資料	(2)測量調査資料	無
4)主・副 えん堤 縦断面図(縮尺1/100～1/200)	4)主・副 堰堤 縦断面図(縮尺1/100～1/200)	有 表記修正(国準拠)
5)主・副 えん堤 横断面図(縮尺1/100～1/200)	5)主・副 堰堤 横断面図(縮尺1/100～1/200)	有 表記修正(国準拠)
(3)地質調査資料	(3)地質調査資料	無
3)主・副 えん堤 軸地質断面図	3)主・副 堰堤 軸地質断面図	有 表記修正(国準拠)
第4306条 溪流保全工予備設計	第4306条 溪流保全工予備設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)設計計画	(1)設計計画	無
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 新規(国準拠)
(5)施設設計検討	(5)施設設計検討	無
1)施設設計の範囲	1)施設設計の範囲	無
溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は 床固工、帯工、護岸工、水制工、護床工、根固工 とする。	溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は 以下 のとおりとする。 床固工 帯工 護岸工 水制工 護床工 根固工	有 新規(国準拠)
		有 新規(国準拠)
		有 新規(国準拠)
		有 新規(国準拠)
		有 新規(国準拠)
		有 新規(国準拠)
		有 新規(国準拠)
2)基本図面の作成	2)基本図面の作成	無
3案の施設設計に基づいて、平面図、縦断面図、横断面図及び 床固工、帯工、護岸工、水制工、護床工、根固工 の標準構造図を作成するものとする。	3案の施設設計に基づいて、平面図、縦断面図、横断面図及び 1)施設設計の範囲に係る 標準構造図を作成するものとする。	有 表記修正(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
3)景観検討 受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。	3)景観検討 受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(9)照査 2)配置設計諸元および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	2)配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	無 有 表記修正(国準拠)
第4307条 溪流保全工詳細設計	第4307条 溪流保全工詳細設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)設計計画	(1)設計計画	無
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(3)基本事項決定	(3)基本事項決定	無
予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、計画対象流量、計画縦断勾配、配置設計等設計諸元、流下断面、床固工・帯工の基本構造、地形地質条件及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。	受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、計画対象流量、計画縦断勾配、配置設計等設計諸元、流下断面、床固工・帯工の基本構造、地形地質条件及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(4)施設設計	(4)施設設計	無
1)施設設計の範囲	1)施設設計の範囲	無
溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記がない場合は床固工、帯工、護岸工、護床工及び管理用道路とし、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。	溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。	有 表記修正(国準拠)
	床固工 帯工 護岸工 護床工	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
(7)照査	(7)照査	無
受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第4304条砂防えん堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第4304条砂防堰堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
第4309条 土石流対策工予備設計	第4309条 土石流対策工予備設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)設計計画	(1)設計計画	無
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(5)施設設計検討	(5)施設設計検討	無
	受注者は、配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。	有 新規(国準拠)
1)施設設計の範囲	1)施設設計の範囲	無
	土石流捕捉工 土石流堆積工 土石流発生抑制工	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
(9)照査	(9)照査	無
1)基本条件の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認をする。	1)基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認をする。	有 表記修正(国準拠)
2)配置設計諸元および現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	2)配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	有 表記修正(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
第4310条 土石流対策工詳細設計 2.業務内容 (1)設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	第4310条 土石流対策工詳細設計 2.業務内容 (1)設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	無 無 有 表記修正(国準拠)
(7)照査 1)設計条件決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2)設計条件及び現地条件等基本事項の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。 4)全ての 成果品 について正確性、適切性、整合性の確認をする。	(7)照査 1) 基本事項 決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2)設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。 4)全ての 成果物 について正確性、適切性、整合性の確認をする。	無 有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠)
第4311条 流木対策工予備設計 2.業務内容 (1)設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	第4311条 流木対策工予備設計 2.業務内容 (1)設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	無 無 有 表記修正(国準拠)
(4)配置計画 (5)施設設計検討 1)施設設計の範囲 (9)照査 1) 基本条件 の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2)配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 4)全ての 成果品 について正確性、適切性、整合性の確認をする。	(4)配置設計 (5)施設設計検討 1)施設設計の範囲 流木発生抑制施設 流木捕捉施設 (9)照査 1) 基本事項 の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2)配置計画条件、現地条件等基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 4)全ての 成果物 について正確性、適切性、整合性の確認をする。	有 表記修正(国準拠) 無 無 有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠) 有 表記修正(国準拠)
第4312条 流木対策工詳細設計 1.業務目的 流木対策工詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき流木対策工の詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事費用の予定、及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。	第4312条 流木対策工詳細設計 1.業務目的 流木対策工詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき流木対策工の詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事費用の予定及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。	無 無 有 表記修正(国準拠)
2.業務内容 (1)設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	2.業務内容 (1)設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	無 無 有 表記修正(国準拠)
(2)現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。	(2)現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。	無 有 表記修正(国準拠)
(3)基本事項決定	(3)基本事項決定 受注者は、流木対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。	無 有 新規(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
(7)照査	(7)照査	無
1)設計条件決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	1)基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	有 表記修正(国準拠)
2)設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。	2)設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	有 表記修正(国準拠)
4)全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。	4)全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。	有 表記修正(国準拠)
第4314条 護岸工予備設計	第4314条 護岸工予備設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)設計計画	(1)設計計画	無
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(5)施設設計検討	(5)施設設計検討	無
1)施設設計の範囲	1)施設設計の範囲	無
本體工	本體工	有 表記修正(国準拠)
基礎工	基礎工	有 表記修正(国準拠)
根固工	根固工	有 表記修正(国準拠)
付屬施設	付屬施設	有 表記修正(国準拠)
(9)照査	(9)照査	無
2)配置設計諸元及び現地条件等基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	2)配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	有 表記修正(国準拠)
3.貸与資料	3.貸与資料	無
(2)測量調査資料	(2)測量調査資料	無
1)地形図(縮尺1/500~1/1,000)	1)地形図(縮尺1/50~1/1,000)	有 表記修正(国準拠)
第4315条 護岸工詳細設計	第4315条 護岸工詳細設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)設計計画	(1)設計計画	無
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(3)基本事項決定	(3)基本事項決定	無
受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に基づき、計画諸元、配置設計・構造諸元、地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。	受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に基づき、計画諸元、配置設計・構造諸元、地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(7)照査	(7)照査	無
1)設計条件決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	1)基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	有 表記修正(国準拠)
2)設計条件及び現地条件等基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	2)設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	有 表記修正(国準拠)
第4317条 山腹工予備設計	第4317条 山腹工予備設計	無
1.業務目的	1.業務目的	無
山腹工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、設計地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な山腹工の基本諸元を決定することを目的とする。	山腹工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な山腹工の基本諸元を決定することを目的とする。	有 表記修正(国準拠)
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)設計計画	(1)設計計画	無

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(9)照査	(9)照査	無
1)基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	1)基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	有 表記修正(国準拠)
2)配置設計諸元及び現地条件等基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	2)配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	有 表記修正(国準拠)
第4318条 山腹工詳細設計	第4318条 山腹工詳細設計	無
2.業務内容	2.業務内容	無
(1)設計計画	(1)設計計画	無
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(2)現地踏査	(2)現地踏査	無
受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の山腹、河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、併せて資材運搬、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。	受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の山腹、河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、 合わせて 資材運搬、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(3)基本事項決定	(3)基本事項決定	無
受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき、 設計条件・配置設計・構造諸元・地形地質条件・環境条件 の基本事項を決定するものとする。	受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき、 設計条件、配置設計、構造諸元、地形地質条件、環境条件 の基本事項を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、設計図書に基づき、 工事 施工に必要な概略設計を行うものとする。	受注者は、設計図書に基づき 工事 施工に必要な概略設計を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
2)設計条件及び現地条件等基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	2)設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	有 表記修正(国準拠)
4)全ての 成果品 について正確性、適切性、整合性の確認をする。	4)全ての 成果物 について正確性、適切性、整合性の確認をする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、以下に示す成果物を作成し第1116条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	受注者は、以下に示す成果物を作成し 第1117条 成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	有 表記修正(国準拠)
(1)砂防えん堤及び床固工の設計	(1)砂防堰堤及び床固工 予備設計 の成果物	有 表記修正(国準拠)
1)予備設計の成果物 成果物 一覧	表4.3.1 成果物一覧	有 表記修正(国準拠)
2)詳細設計の成果物 成果物 一覧	表4.3.2 成果物一覧	有 表記修正(国準拠)
1)予備設計の成果物 成果物 一覧	表4.3.3 成果物一覧	有 表記修正(国準拠)
2)詳細設計の成果物 成果物 一覧	表4.3.4 成果物一覧	有 表記修正(国準拠)
(3)土石流対策及び流木対策工の設計	(3)土石流対策及び流木対策の設計	有 表記修正(国準拠)
1)土石流対策工 予備設計 の成果物 成果物 一覧	表4.3.5 成果物一覧	有 表記修正(国準拠)
2)土石流対策工 詳細設計 の成果物 成果物 一覧	表4.3.6 成果物一覧	有 表記修正(国準拠)
3)流木対策工 予備設計 の成果物 成果物 一覧	表4.3.7 成果物一覧	有 表記修正(国準拠)
4)流木対策工 詳細設計 の成果物 成果物 一覧	表4.3.8 成果物一覧	有 表記修正(国準拠)

現行(平成29年版) 編章節条 条文	改定案(令和4年版) 編章節条 条文	有 無 改定理由
1) 予備設計の成果物成果物一覧	表4.3.9 1) 護岸工予備設計の成果物 成果物一覧	有 表記修正(国準拠)
2) 詳細設計の成果物成果物一覧	表4.3.10 2) 護岸工詳細設計の成果物 成果物一覧	有 表記修正(国準拠)
1) 予備設計の成果物成果物一覧	表4.3.11 1) 山腹工予備設計の成果物 成果物一覧	有 表記修正(国準拠)
2) 詳細設計の成果物成果物一覧	表4.3.12 2) 山腹工詳細設計の成果物 成果物一覧	有 表記修正(国準拠)
本業務は、地すべり地、地すべり地域について、 精査により判明した 地すべり機構と対策計画のために必要な地形・地質などの資料を整備し、地すべり地の予察を行うことを目的とする。	本業務は、地すべり地、地すべり地域について、 精査における 地すべり機構と対策計画のために必要な地形・地質などの資料を整備し、地すべり地の予察を行うことを目的とする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
さらに広域を対象として地すべり地の予察を行う場合には、対象地域における地すべり地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、地すべり地形の特徴に着目して地すべり地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。	更に 広域を対象として地すべり地の予察を行う場合には、対象地域における地すべり地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、地すべり地形の特徴に着目して地すべり地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析のため、 さらに 詳細な現地精査を行うものとする。	受注者は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析のため、 更に 詳細な現地精査を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
配置設計で立案された工法について、主要な構造物についてはその機能、規模に応じた地すべりの安定度の変化を計算し、必要とする安定度の変化に対応する応力計算を行い、施設の規模、形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。	受注者は、配置設計で立案された工法について、主要な構造物についてはその機能、規模に応じた地すべりの安定度の変化を計算し、必要とする安定度の変化に対応する応力計算を行い、施設の規模、形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、決定した最適案について、 施行方法、施行順序 を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。	受注者は、決定した最適案について、 施工方法、施工順序 を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	有 表記修正(国準拠)
4) 全ての 成果品 について正確性、適切性、整合性の確認をする。	4) 全ての 成果物 について正確性、適切性、整合性の確認をする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
予備設計等の資料及び設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。	受注者は、予備設計等の資料及び設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観、耐候性、加工性、経済性等及び自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。	受注者は、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、加工性、経済性等及び自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
2)設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。	2)設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。	有 表記修正(国準拠)
4)全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。	4)全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。	有 表記修正(国準拠)
	(8)施工計画検討 受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。	有 新規(国準拠) 有 新規(国準拠)
第5節 成果品	第5節 成果物	有 表記修正(国準拠)
第4410条 成果品	第4410条 成果物	有 表記修正(国準拠)
受注者は、以下に示す成果品を作成し第1116条成果物の提出に従い、3部納品するものとする。	受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	有 表記修正(国準拠)
成果品一覧	(1)地すべり予備調査 成果品一覧	有 表記修正(国準拠)
	表4.4.1 成果品一覧	有 表記修正(国準拠)
	(2)地すべり概査 成果品一覧	有 表記修正(国準拠)
	表4.4.2 成果品一覧	有 表記修正(国準拠)
	(3)地すべり機構解析 成果品一覧	有 表記修正(国準拠)
	表4.4.3 成果品一覧	有 表記修正(国準拠)
	(4)地すべり対策計画 成果品一覧	有 表記修正(国準拠)
	表4.4.4 成果品一覧	有 表記修正(国準拠)
	(5)地すべり防止施設予備設計 成果品一覧	有 表記修正(国準拠)
	表4.4.5 成果品一覧	有 表記修正(国準拠)
	(6)地すべり防止施設詳細設計 成果品一覧	有 表記修正(国準拠)
	表4.4.6 成果品一覧	有 表記修正(国準拠)
本業務は、急傾斜地崩壊および危険区域の斜面について、精査により判明した崩壊機構と対策計画のために必要な資料を整理し、急傾斜地崩壊の危険斜面の予察を行うことを目的とする。	本業務は、急傾斜地崩壊および危険区域の斜面について、精査における崩壊機構と対策計画のために必要な資料を整理し、急傾斜地崩壊の危険斜面の予察を行うことを目的とする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、急傾斜地崩壊(危険)斜面について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した崩壊の事例とその履歴、復旧工法に関する資料、既存の調査資料、斜面周辺の自然・社会環境等に関する資料収集では、法指定状況・植生・動物・土地利用計画・開発状況・文化財・地域防災計画などの項目について資料を収集するものとする。	受注者は、急傾斜地崩壊(危険)斜面について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した崩壊の事例とその履歴、復旧工法に関する資料、既存の調査資料を収集するものとする。また、斜面周辺の自然・社会環境等に関する資料収集では、法指定状況・植生・動物・土地利用計画・開発状況・文化財・地域防災計画等の項目について資料を収集するものとする。	有 表記修正(国準拠)
また、設計図書に基づき、急傾斜地崩壊危険斜面の予察を行うものとする。予察では、設計図書に示す対象地域における急傾斜地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、急傾斜地の地形の特徴に着目して急傾斜地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。	また、設計図書に基づき、急傾斜地崩壊危険斜面の予察を行うものとする。予察では、設計図書に示す対象地域における急傾斜地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、急傾斜地の地形の特徴に着目して急傾斜地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
・傾斜度・斜面の高さ・斜面方位・斜面形状・縦断形状・横断形状・遺急線 ・地表の状況・表土の厚さ・地盤の状況・岩盤の亀裂・斜面と不連続面の関係断層および破碎帯	傾斜度・斜面の高さ・斜面方位・斜面形状・縦断形状・横断形状・遺急線 地表の状況・表土の厚さ・地盤の状況・岩盤の亀裂・斜面と不連続面の関係断層および破碎帯	有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠)
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析のため、必要に応じて、以下の項目について さらに 詳細な現地精査を行うものとする。	受注者は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析のため、必要に応じて、以下の項目について 更に 詳細な現地精査を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、 崩壊 (危険)斜面の崩壊発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。	受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、 急傾斜地崩壊 (危険)斜面の崩壊発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。	有 表記修正(国準拠)
断面図には、崩壊(すべり)面、地下水位(最高水位、最低水位)、ボーリング柱状図、地層区分(線)、風化区分(線)、各種の調査・試験結果(地下水流動面、 すべり面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験の分布など)、 地表の亀裂・変状の位置、湧水的位置、保全対象の位置 を記載するものとする。	断面図には、崩壊(すべり)面、地下水位(最高水位、最低水位)ボーリング柱状図、地層区分(線)、風化区分(線)、各種の調査・試験結果(地下水流動面、 崩壊(すべり)面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等)、 地表すべり面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等)、 地の亀裂・変状の位置、湧水的位置、保全対象の位置等 を記載するものとする。	有 表記修正(国準拠)
平面図には、基盤岩(不動岩)の分布、基盤岩(不動岩)の走向・傾斜、崩積土の分布、崩壊(想定)範囲、滑動状況、地表面の変状の分布、湧水位置、地下水流下経路を記載するものとする。	平面図には、基盤岩(不動岩)の分布、基盤岩(不動岩)の走向・傾斜、崩積土の分布、崩壊(想定)範囲、滑動状況、地表面の変状の分布、湧水位置、地下水流下経路 等 を記載するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、機構解析の成果に基づいて、また、各種のデータを吟味して、安定度の検討に使用する崩壊可能土塊の単位体積重量、安定計算式、崩壊面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位 について 検討し、決定するものとする。	受注者は、機構解析の成果に基づいて、また、各種のデータを吟味して、安定度の検討に使用する崩壊可能土塊の単位体積重量、安定計算式、崩壊面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位 等について 検討し、決定するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。	受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う ものとする 。	有 表記修正(国準拠)
4) すべての成果物 について正確性、適切性、整合性の確認をする。	4) 全ての成果物 について正確性、適切性、整合性の確認をする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、 第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の 地形、地質 条件の確認、整理を行うものとする。	受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の 地形・地質 条件の確認、整理を行うものとする。	有 表記修正(国準拠)
受注者は、環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とするものとする。	受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、 詳細設計の基礎資料 とするものとする。	有 表記修正(国準拠)
2) 設計条件 および現地条件等 、基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順について照査を行う。	2) 設計条件、 現地条件等 の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順について照査を行う。	有 表記修正(国準拠)
4) 全ての 成果品 について正確性、適切性、および整合性に着目し照査を行う。	4) 全ての 成果物 について正確性、適切性、および整合性に着目し照査を行う。	有 表記修正(国準拠)
第5節 成果品	第5節 成果物	有 表記修正(国準拠)

新旧対照表

編章節条 現行(平成29年版) 条文	編章節条 改定案(令和4年版) 条文	有 無 改定理由
第4510条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1116条成果物の提出に従い、3部品 するものとする。	第4510条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納 品するものとする。	有 表記修正(国準拠) 有 表記修正(国準拠)
成果品一覧	(1)急傾斜地予備調査	有 新規(国準拠)
	表4.5.1 成果物一覧	有 新規(国準拠)
	(2)急傾斜地概査	有 新規(国準拠)
	表4.5.2 成果物一覧	有 新規(国準拠)
	(3)急傾斜地機構解析	有 新規(国準拠)
	表4.5.3 成果物一覧	有 新規(国準拠)
	(4)急傾斜地崩壊対策計画	有 新規(国準拠)
	表4.5.4 成果物一覧	有 新規(国準拠)
	(5)急傾斜地崩壊防止施設予備設計	有 新規(国準拠)
	表4.5.5 成果物一覧	有 新規(国準拠)
	(6)急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	有 表記修正(県独自)
	表4.5.6 成果物一覧	有 表記修正(県独自)